【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【事業年度】	第21期（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）
【会社名】	ジェイファーマ株式会社
【英訳名】	J-Pharma Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　吉武　益広
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目10番11号
【電話番号】	03-6432-4270
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者　　藤本　裕
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町一丁目10番11号
【電話番号】	03-6432-4270
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者　　藤本　裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
事業収益	（千円）	―	―	―	―	―
経常損失（△）	（千円）	△1,076,629	△1,086,760	△1,640,255	△1,527,089	△2,636,377
当期純損失（△）	（千円）	△1,080,795	△1,098,260	△1,652,337	△1,499,008	△2,466,416
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	―	―	―	―	―
資本金	（千円）	80,000	85,875	80,000	80,000	2,032,697
発行済株式総数	（株）	1,148,553	1,160,303	1,345,303	2,105,103	17,983,145
うち普通株式	（株）	128,450	140,200	140,200	140,200	17,983,145
うちＡ種優先株式	（株）	62,500	62,500	62,500	62,500	―
うちＢ種優先株式	（株）	110,903	110,903	110,903	110,903	―
うちＣ種優先株式	（株）	177,500	177,500	177,500	177,500	―
うちＤ種優先株式	（株）	669,200	669,200	669,200	669,200	―
うちＥ種優先株式	（株）	―	―	185,000	395,800	―
うちＥ2種優先株式	（株）	―	―	―	175,000	―
うちＥ3種優先株式	（株）	―	―	―	374,000	―
うちＦ種優先株式	（株）	―	―	―	―	―
純資産額	（千円）	994,329	1,407,818	950,122	2,377,869	4,378,327
総資産額	（千円）	1,166,200	1,751,589	1,207,393	2,856,719	4,761,406
1株当たり純資産額	（円）	△3,042.41	△3,948.01	△926.67	△734.62	226.07
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額）	（円）	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
1株当たり当期純損失（△）	（円）	△974.48	△952.74	△263.57	△184.05	△195.08
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	（円）	―	―	―	―	―
自己資本比率	（%）	85.3	△5.3	△67.9	45.7	85.4
自己資本利益率	（%）	―	―	―	―	―
株価収益率	（倍）	―	―	―	―	―
配当性向	（%）	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	△1,411,304	△1,694,864	△2,248,727
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	△29,713	△191	△3,667
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	925,000	2,924,000	4,333,814
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	―	―	1,073,184	2,301,862	4,452,646
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	（名）	13 〔3〕	14 〔3〕	13 〔4〕	11 〔2〕	16 〔2〕

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
株主総利回り　（%）	―	―	―	―	―
（比較指標：―）　（%）	(―)	(―)	(―)	(―)	(―)
最高株価　（円）	―	―	―	―	809
最低株価　（円）	―	―	―	―	625

（注）1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額（うち1株当たり中間配当額）及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
4. 第17期から第20期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
5. 第17期及び第18期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目を記載しておりません。
6. 自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
7. 第17期から第20期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。第21期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員(委任契約である参与を含む）を記載しております。また、臨時従業員（アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員は除く）は、年間の平均人員を〔〕内に外数で記載しております。
9. 第19期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人銀河の監査を受けております。なお、第17期及び第18期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、これらの数値は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、監査法人銀河の監査を受けておりません。
10. 2025年11月27日開催の取締役会において、普通株式を対価とする取得条項に基づき、2025年12月16日付で、A種優先株式62,500株、B種優先株式127,903株、C種優先株式177,500株、D種優先株式545,000株、E種優先株式477,800株、E2種優先株式175,000株、E3種優先株式442,000株及びF種優先株式76,360株を自己株式として取得し、対価として、当該A種優先株主に普通株式62,500株、B種優先株主に普通株式127,903株、C種優先株主に普通株式177,500株、D種優先株主に普通株式681,250株、E種優先株主に普通株式477,800株、E2種優先株主に普通株式175,000株、E3種優先株主に普通株式442,000株及びF種優先株主に普通株式76,360株を交付しております。また、取得請求権行使により、2025年12月15日付で、D種優先株式124,200株、E2種優先株式200,000株を自己株式として取得し、対価としてD種優先株主に普通株式155,249株、E2種優先株主に普通株式200,000株を交付しております。当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、E2種優先株式、E3種優先株式、及びF種優先株式の全てについて、2025年12月17日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。なお、当社は、2025年12月26日開催の臨時株主総会により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
11. 2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
12. 2026年3月25日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第17期から第21期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
13. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
なお、2026年3月25日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

2【沿革】

当社は、1993年より当社創業者である遠藤仁（現杏林大学名誉教授）が杏林大学において開始した細胞膜輸送タンパク質（トランスポーター）に関するゲノム創薬研究の成果を基盤として設立されました。遠藤は、トランスポーターの研究を通じて12種類のトランスポーターを発見し、関連する特許を取得しました。中でも、1998年に分子同定された必須アミノ酸トランスポーター「LAT1」は、当社の創薬研究の中核をなす重要な創薬ターゲットとなり、これが2005年の当社設立の契機となりました。

当社の本書提出日までの変遷の概要は以下のとおりであります。

年月	概要
2005年12月	細胞膜のトランスポーターに特化した医薬品開発を行う会社としてジェイファーマ株式会社を東京都港区虎ノ門一丁目に設立
2006年10月	医薬基盤研究所　医薬品・医療機器実用化研究支援事業「高リン血症治療薬の開発」採択
2006年10月	東京都新宿区新宿二丁目に本社を移転
2007年 9月	NEDOイノベーション実用化助成事業「胃硬性がん療法の開発」採択
2007年10月	文部科学省分子イメージング研究プログラム「がん細胞特異膜タンパク質を標的とした新規分子プローブの開発」採択
2009年 8月	NEDOイノベーション推進事業「新規リン吸着剤JPH101の研究開発事業及び臨床第1相試験の実施」採択
2010年 8月	NEDO基礎研究から臨床研究への橋渡し促進技術開発／橋渡し促進技術開発「がん細胞に発現する必須アミノ酸トランスポーター（LAT1）を分子標的とする新規抗がん療法の研究開発」に採択
2013年 4月	NEDOベンチャー実用化助成事業「アミノ酸トランスポーター阻害による革新的抗がん薬の臨床開発」採択
2013年 5月	神奈川県横浜市鶴見区に本社を移転
2013年 7月	横浜市特区リーディング事業助成金「トリプルネガティブ悪性乳がんの体外診断薬キットの開発」採択
2014年 5月	NEDOベンチャー実用化助成事業「新規抗がん薬JPH203の臨床試験実施によるPOCの確保」採択
2014年 7月	横浜市特区リーディング事業助成金「トリプルネガティブ乳がん用体外診断薬の実用化」採択
2015年 1月	LAT1阻害剤ナンブランラト（開発コード：JPH203）の国内における第1相臨床試験を開始
2017年 7月	ナンブランラトの国内における第1相臨床試験を終了
2018年11月	ナンブランラトの国内における第2相臨床試験を開始
2019年 4月	大原薬品工業株式会社とナンブランラトに係るライセンス及び共同開発に関する契約締結
2022年 4月	ナンブランラトが米国食品医薬品局（FDA）より進行性胆道がんのオーファンドラッグ（希少疾病用医薬品）に指定
2022年12月	ナンブランラトの国内における第2相臨床試験を終了
2023年10月	中枢移行性LAT1阻害剤（開発コード：JPH034）の多発性硬化症に対する開発が、米国National Multiple Sclerosis Society（NMSS）のFast Forward商業化研究助成プログラムに採択され補助金を受領
2023年10月	米国での医薬品開発のための人材採用を目的としてJ-Pharma USAを設立（2025年7月に清算結了）
2024年 6月	JPH034が国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）「創薬ベンチャーエコシステム強化事業」に採択
2024年 9月	ナンブランラトのがん患者に対する臨床試験に向けたInvestigational New Drug（IND）申請が米国FDAより承認
2025年 5月	ナンブランラトのCMC（化学・製造・品質管理）について、米国FDAより肯定的な書面回答を受領し、米国FDAが求める商業製造スケールでの品質基準を満たしていることを確認
2025年 6月	東京都港区浜松町へ本社移転
2025年12月	ナンブランラトのグローバル第3相臨床試験（胆道がん2次療法を対象）を開始
2026年 2月	JPH034の米国第1相試験開始に向け米国FDAによるIND安全性審査が完了
2026年 3月	JPH034の第1相臨床試験を開始
2026年 3月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2026年 4月	「JPH034」第1相臨床試験がClinicalTrials.gov に登録
2026年 4月	ナンブランラトの胆道がんに対する医師主導臨床試験のjRCT登録

3【事業の内容】

（1）事業の特徴

①概要

・企業理念と行動規範

当社は、「SLCトランスポーター※1創薬の新たな可能性を追求し、グローバルベンチャーとして世界中の人々が抱えるアンメット・メディカル・ニーズに応える革新的新薬の開発を通じ、人々が健康を維持し、希望を持ち続けることに貢献します」を企業理念として掲げております。

当社は当該理念のもと、革新的な医薬品の創出に取組み、持続的な企業成長と社会的価値の向上を目指しております。

また、当社は、企業理念の実現のために、以下の3つを行動規範として定めております。

1. グローバルベンチャーとして挑戦する情熱
2. サイエンスの追求
3. コンプライアンスの徹底遵守

・事業構造とグローバル開発体制

当社は、グローバル市場を対象とする創薬ベンチャーとして、革新的な医薬品の研究開発を推進しております。当社の事業は研究開発を中心とした創薬事業の単一セグメントで構成されており、米国FDAをはじめ主要規制当局の承認取得を目指して臨床開発を実施しております。

図1：ジェイファーマの事業モデル

国際開発を確実に進めるため、豊富な海外経験を持つ経営陣・研究開発人材を中核に体制を整備し、欧米のCROやコンサルタントに加え、最先端のアカデミアと連携しております。主な委託・共同研究先は、米国Georgetown大学（多発性硬化症）、Turku PET Centre（多発性硬化症）などです。

さらに、グローバルに活躍する専門家から継続的な助言を受け、開発戦略と研究活動の高度化を図り、研究開発成果の創出につなげてまいります。

当社のアドバイザーの例

アドバイザー名	タイトル	助言を受ける疾患領域	専門
古瀬純司，M.D.，Ph.D.	神奈川県立がんセンター総長	胆道がん	臨床
Dr. Eric Rowinsky，M.D.	Cancer Therapeutic Development and Regulatory Consultant	胆道がん	臨床・薬事
Dr. Michael Szarek，Ph.D.	Research Professor，University of Colorado and Mount Sinai New York; Venrock	胆道がん	統計学・薬事
Dr. Jeff Huang，Ph.D.	Associate Professor，Georgetown University	多発性硬化症	基礎研究
Dr. Pavan Bhargava，M.D.	Associate Professor Johns Hopkins Hospital	多発性硬化症	臨床
Dr. Laura Airas，M.D.，Ph.D.	Professor of Neuroimmunology，University of Turku	多発性硬化症	画像診断、臨床

※Dr. Eric Rowinsky，M.D. と Dr. Michael Szarek，Ph.D. は、当社との直接のアドバイザリー契約ではなく、米国の薬事・開発コンサルティング会社を通じての間接的な契約

※Dr. Laura Airas，M.D.，Ph.D. は当社と Turku University Hospital との間の委託研究契約に署名する Principal Investigator

こうした体制の具体的な成果として、リード化合物「ナンブランラト」は2022年4月に米国FDAよりオーファンドラッグ指定を取得しております。また、国内第2相臨床試験のデータを基に米国FDAと協議の上、2025年12月にグローバル第3相臨床試験の開始に至りました。国内臨床データに基づき米国FDAのレビューを経てグローバル第3相臨床試験へ進む事例は多くはなく、当社としては一定の進展であると評価しております。

さらに、2剤目JPH034についても、2026年2月に米国FDAによるIND安全性審査が完了し、米国時間2026年3月22日に米国における第1相臨床試験を開始し、最初の被験者への投与を実施しました。現在は、本試験において安全性、忍容性及び薬物動態に関するデータの取得を進めております。これらの進捗は、当社の開発推進力及び国際対応力を示す一要素であると考えております。

・LAT1とLAT1阻害剤

溶質輸送体（Solute Carrier; SLC）トランスポーターは、生体膜を介して多様な溶質を運ぶヒト最大級の膜タンパク質群で、これまでに400種類以上が報告されております（例：Cell. 2015, 162, 478–487）。がん・自己免疫疾患※2、代謝性疾患※3、神経変性疾患※4など幅広い領域で治療標的として提案される一方、米国FDA承認薬の標的遺伝子※5に占めるSLCトランスポーターは依然5%未満※6と未開拓領域が大きく、創薬ターゲットとして検討余地が残されている領域であると当社は認識しております。

当社創業者である遠藤仁（現杏林大学名誉教授）はトランスポーター研究の第一人者として12種類の新規トランスポーターを発見し特許化しました。当社は創業者が発見したSLCトランスポーターの一つであるL型アミノ酸トランスポーター1（LAT1）※1に注力し、その活性を抑制するLAT1阻害剤を開発しております。LAT1はがん細胞や活性化免疫細胞で高発現し、腫瘍増殖や自己免疫における免疫活性化に関与することが示されております。当社化合物はがん及び自己免疫領域で新たな治療選択肢となる可能性を示しております。

LAT1は世界中の研究者から関心を集めており（図2）、当社は創業者が2019年まで保有したLAT1遺伝子特許を背景に、国際的に早期段階から臨床開発を進めております。ヒトでの有効性や安全性について良好な結果が得られており、年1回開催されるがん治療に関する世界最高峰の学会の一つである米国臨床腫瘍学会（ASCO）では複数回の口頭発表を実施しており、国内外から共同研究又は共同開発に関する問い合わせを受けております。

図2：LAT1関連論文数推移

・ジェイファーマが考える低分子創薬の未来

当社は、LAT1阻害剤の開発において、新モダリティ※7も含めた中で、低分子化合物に特化した創薬を推進しております。低分子薬剤は経口投与可能なものが多く、細胞膜を通過して細胞内標的に作用できるという特性から、100年以上にわたり製薬の中心的な役割を担ってきました。現在も多くの疾患で中核的な選択肢の一つとして高いシェアを維持しております。

承認実績にも優位性が表れており、2017年～2022年に米国FDAが承認した新規化学物質293件のうち約62%（182件）が低分子薬※8です。さらに、AIやIn Silico技術※9の進展により創薬効率は飛躍的に向上しております。実際、AI創薬スタートアップの約45%が低分子に特化※8しており、スピードとコストで他技術を凌駕する局面が増えております。これらを踏まえ、低分子創薬は引き続き創薬手法の重要な選択肢の一つであると当社は認識しております。

この環境下で当社は、低分子の強みを最大限に活かし、LAT1阻害剤のグローバル承認を目指すことで、持続的成長と医療ニーズへの対応に資することを目指してまいります。

・First-in-ClassとBest-in-Class

First-in-Classは、新しい作用機序で未充足領域に挑み医学のフロンティアを拓く薬剤を指します。他方、Best-in-Classは、既存機序の枠内で有効性・安全性・利便性を磨き上げ、臨床性能や製剤性を最適化して最高水準の価値を実現する薬剤を指します。

当社は、未知を切り拓く開拓力（First-in-Class）と、既存技術を極める実行力（Best-in-Class）の双方を兼備することで、新しい領域において大きな事業機会を創出できると考えております。実際に、LAT1阻害剤領域で早期から臨床開発を行ってきた経験を基盤に、この開拓的立場を維持しつつ、蓄積した知見でBest-in-Class創出にも取組み、事業基盤の一段の強化を目指します。

② LAT1阻害剤の可能性

・LAT1と固形がん

LAT1はSLCトランスポータースーパーファミリー※10に属し、がん細胞の成長・増殖に不可欠な大型中性アミノ酸の取り込みを担っております※11。

図3：LAT1の構造※12
(a) LAT1-4F2hc複合体の図（4F2hcはオレンジ、LAT1は青色）
(b) LAT1トランスポーターの膜トポロジー

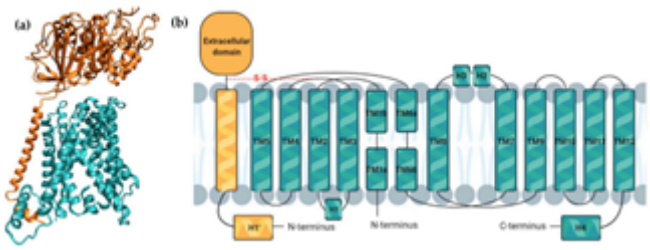

がん化に伴い細胞膜上のLAT1発現が亢進し、アミノ酸取り込みが増大します。実際に、胆道がん、膵臓がん、脳腫瘍など多くの固形がんで過剰発現が確認され※13、リンパ節転移、細胞増殖、血管新生、短い生存期間と相関します※14。

腫瘍微小環境※15では、がん細胞のLAT1依存的な特定アミノ酸過剰取り込みによりその細胞外アミノ酸が枯渇し、T細胞※16の活性化・分化・機能維持に必要な代謝基材が不足するとされております。結果として、T細胞の増殖・生存・エフェクター機能※17の低下によりT細胞は本来の抗腫瘍機能を維持できず、免疫回避に関与する可能性が示唆されております。

このためLAT1阻害剤は、(1) がん細胞のアミノ酸獲得を制限し増殖を直接抑制する可能性に加え、(2) 免疫細胞の抗腫瘍機能の回復を促す可能性があると考えられております※18。

図4：全生存期間（OS）※19とLAT1遺伝子発現※20

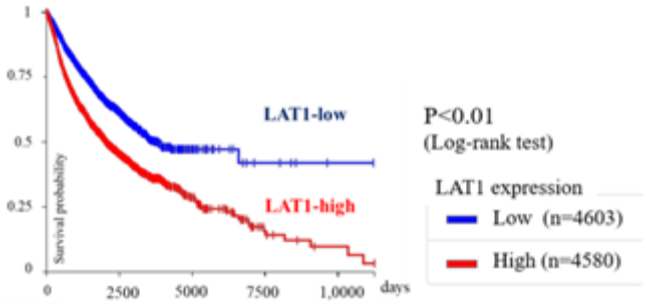

実際、LAT1阻害剤は、細胞・動物レベルで有効性が示され（例：Cancer Sci., 2016, 107, 1499–1505; Cancer Sci., 2009, 101, 173–179; Scientific Reports, 2023, 13, Article number 13943）、当社の国内第1相/第2相臨床試験では胆道がん・大腸がんで有効性が示唆される結果が得られております※21。

・LAT1と自己免疫疾患

これまでの多くの研究から、LAT1は一部の自己免疫疾患の新規治療標的となり得ることが示されております。LAT1はmTOR経路※22を介して免疫細胞の増殖や炎症を引き起こす物質（炎症性サイトカイン）の放出を制御しており、LAT1の遺伝学的抑制やLAT1阻害剤の投与により、過剰活性化した免疫細胞からのサイトカイン産生が低減することが示されております（例：J Immunol., 2013, 191, 4080-4085; EMBO Mol Med., 2025, 17, 1631–1665）。

この知見に基づき、LAT1機能の抑制は過剰免疫反応を鎮める新たな治療アプローチとなる可能性があります※23。特に、多発性硬化症のような神経に炎症が生じる自己免疫疾患では、LAT1抑制により炎症や酸化ストレス起因の神経損傷を抑える効果が期待され、神経炎症性疾患に対する一つのアプローチとなる可能性があると考えられております※24。

・LAT1と希少疾患

LAT1は、希少疾患に対する新たな治療候補としても複数の研究で有望視されております。特定のアミノ酸関連希少疾患は、LAT1を含むSLCファミリーのアミノ酸トランスポーターの異常によって発症し、腸管・腎臓・脳・肝臓におけるアミノ酸輸送機能の障害が主な病態要因となっております※25。

米国FDAでは、Rare Disease Innovation Hubの設立、条件付き承認制度の検討、さらにはOrphan Cures Actによるインセンティブ拡充などを通じて、希少疾患治療薬の開発を後押しする施策が講じられております※26。これらの施策によって希少疾患領域での新規治療薬の研究開発は加速しており、LAT1を標的とした希少疾患を対象とする創薬も、こうした規制当局の支援を背景にアンメット・メディカル・ニーズに応える治療薬として開発を進められる可能性を有しております。

（２）開発パイプライン

①パイプラインの概要

当社が現在臨床開発を進めている化合物は、ナンブランラト（JPH203）とJPH034の2剤です。

図5：ナンブランラトとJPH034

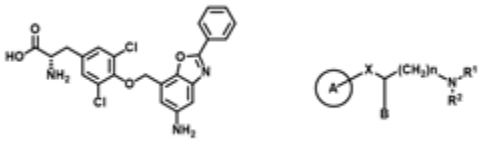

ナンブランラトは、LAT1を標的として見出した新規の低分子化合物であり、LAT1内部のアミノ酸ポケットに競合的に結合することでその活性を阻害します。正常細胞に発現するLAT2には作用せず、LAT1を選択的に阻害します※27。

図6：ナンブランラトのLAT1選択的な阻害活性※27

LAT1とLAT2に対するIC_{50}*値の比較

Compound	LAT1 (nM)	LAT2 (nM)
ナンブランラト (JPH203)	42	>100,000

*IC_{50}：標的活性を50%阻害するのに必要な濃度を示す指標

図7：クライオ電子顕微鏡（cryo-EM）構造解析※28
ナンブランラト（JPH203）がLAT1に競合的に結合する様子

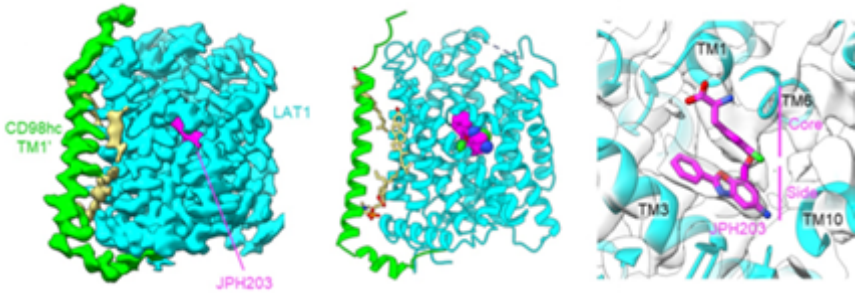

また、特有の組織分布※29を示すことから、現在は胆道がん（2次療法※30及び1次療法）ならびに大腸がんを対象とした開発を進めております。さらに、将来的な適応拡大を見据え、希少疾患を対象とする非臨床研究にも着手しております。

図8：サルにおけるナンブランラトの薬物濃度※31
血液中に比べ胆汁中に非常に高い濃度で分布する
（Cmax※32、AUC※33）

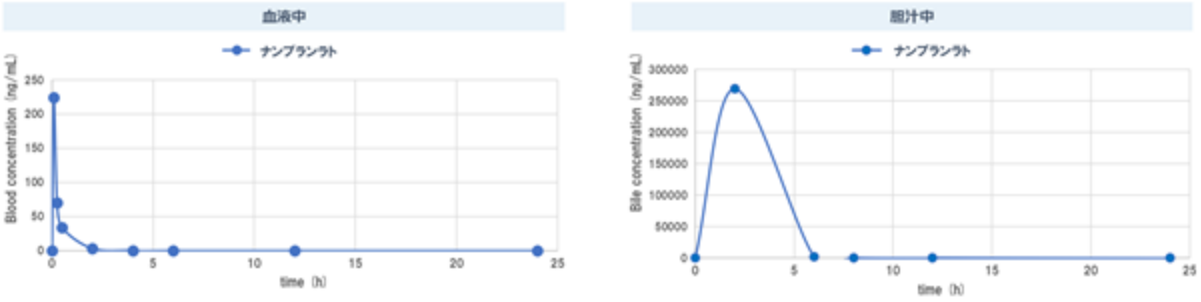

試験サンプル	Cmax		AUC	
	(ng/mL)	胆汁/血漿	(h*ng/mL)	胆汁/血漿
血漿	400.56 (C_0)	-	91.95	-
胆汁	269,000 (2h)	672	815,074	8,864

● 胆汁中のナンブランラトのCmaxおよびAUCは、それぞれ血漿中の600倍および8,000倍以上

一方、JPH034は高い脳内移行性を有する点が特長であり、中枢神経系の自己免疫疾患である再発を伴わない2次性進行型多発性硬化症やグリオーマを対象疾患とした開発を推進しております。

加えて、当社はBest-in-Classを目指す次世代LAT1阻害剤の創薬研究にも取組んでおり、すでに候補化合物を特定しております。これにより、ナンブランラト及びJPH034に続く新たな成長ドライバーを確立し、持続的な事業拡大を目指して取組んでまいります。

図9：当社の開発パイプライン

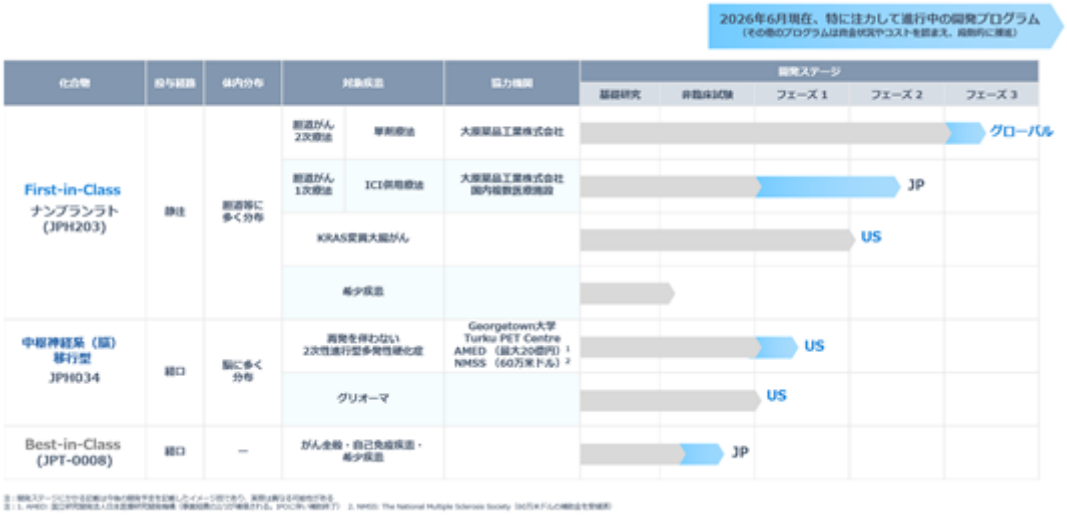

②臨床開発が進む主要開発パイプライン（胆道がん、再発を伴わない2次性進行型多発性硬化症）

②-a．胆道がん（ナンブランラト）

・胆道がんの市場規模と5年生存率

胆道がんは、日本及び欧州5か国（イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン）でそれぞれ年間約2万人、米国で年間約1.4万人が新たに診断される疾患であります※34。早期には自覚症状が乏しいため、多くの患者は進行期に至ってから診断されるのが現状です。

進行期の胆道がんは治療選択肢が限られており、5年生存率は25%未満と、膵臓がんに次いで生存率が低いがん種です※35。こうした背景から、胆道がんはアンメット・メディカル・ニーズが非常に高い疾患であり、新たな治療法の開発が求められています。

・胆道がんとLAT1

胆道がんにおいて、LAT1の発現量を基準に患者群を比較したところ、LAT1高発現群では生存期間が有意に短いことが確認されました※36。

図10：胆道がんにおける全生存期間（OS）比較（LAT1高発現 vs. LAT1低発現）※36

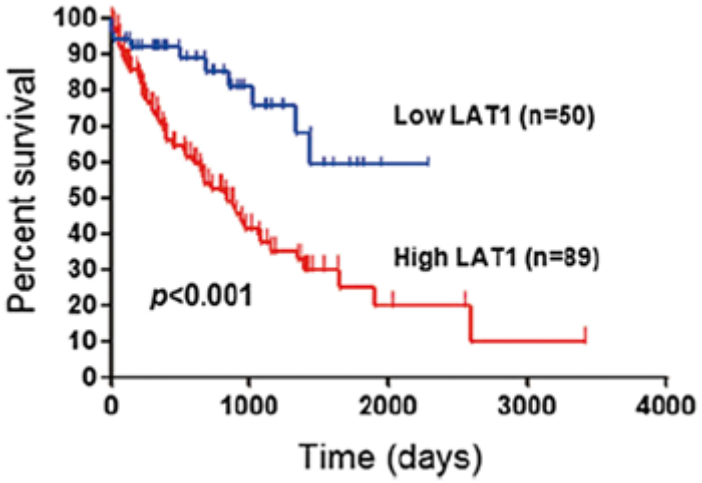

この結果は、LAT1の高発現が胆道がん患者における予後を推測する指標となり得ることを示すとともに、LAT1が新たな分子標的治療の候補として検討されている背景の一つとなっています※37。

・胆道がんの現在の治療環境

胆道がんは、日本では肝内胆管がん、肝外胆管がん、胆嚢がん、十二指腸乳頭部がんの4つに分類されますが、欧米では十二指腸乳頭部がんを除く3つが胆道がんとして扱われております。1次療法では化学療法に加え、抗PD-1抗体薬や抗PD-L1抗体薬※38が全サブタイプにおいて用いられており、現在の標準療法は化学療法と抗PD-1/PD-L1抗体薬の併用療法です。しかしながら、この治療を受けた患者のうち24か月後に生存しているのは25%以下※39にとどまっており、依然として大きなアンメット・メディカル・ニーズが存在しております※40。特に、治療開始から25週以降は抗PD-L1抗体単剤、あるいは抗PD-1抗体＋ゲムシタビンによる維持療法へ移行しますが、その間の病勢進行が課題となっております。

2次療法では分子標的薬※41が用いられ、米国では3種類の承認薬があります。しかし、これらの薬剤が有効な遺伝子変異（IDH1変異、FGFR2陽性、HER2陽性）を持つのは2次療法に進む患者の約30%に限られ（図11）※42、残り約70%の患者には有効な承認薬が存在しないのが現状です（欧州・米国での状況であり、日本では2次療法で使用可能な承認薬が存在します）。

図11：胆道がんの治療選択肢

（当社作成。なお、ナンブランラトに関する記載は、承認取得又は販売開始を前提とするものではありません。）

ナンブランラトは、抗PD-1/PD-L1抗体との併用効果が動物モデルにおいて確認されており※43、1次療法において25週目以降の維持療法にアドオンすることで、標準療法と競合しない形で治療選択肢の拡充に資する可能性があります。

さらに2次療法においては、これまでの臨床試験の結果から、既存の承認薬が存在しない約70%の患者に対し、有効な治療選択肢の一つとなる可能性が示唆されております。安全性にも優れていることから、患者に最後まで寄り添える治療薬となる可能性を秘めております。

・ナンブランラトの臨床試験結果

当社は、ナンブランラトの国内第2相臨床試験を実施しました。本試験は、胆道がん2次療法以降の患者211名をスクリーニングし、105名を無作為に割り付けた大規模な二重盲検無作為化プラセボ比較試験であり、2022年に終了しました（ナンブランラト群70名（うち1名は不適格な疾患が発見されたため解析から除外され、解析対象となったのは69名）、プラセボ群35名※44が解析対象）。当試験の結果、ナンブランラトの投与により、統計学的有意差をもって腫瘍が大きくなるまでの期間を延長し、また特定の患者群において生存期間についても良好な改善効果があることが確認されました。

図12：国内第2相臨床試験のデザイン

2023年1月に開催されたASCO GI 2023（米国臨床腫瘍学会・消化器がんシンポジウム）において、ナンブランラトが前治療歴のある進行性・難治性胆道がん患者に対し、無増悪生存期間（PFS）※45でプラセボ群に対して統計学的有意差を示し、主要評価項目を達成した結果が口頭発表されました（ハザード比※46=0.56、95%信頼区間:0.34-0.90、p=0.02）※47。薬物有害反応（副作用）の発生率はナンブランラト群41.4%、プラセボ群57.1%であり、グレード3以上の有害事象はナンブランラト群30.0%、プラセボ群22.9%でした。いずれの群においても投与中止・減量や死亡に至る事象は認められず、安全性が確認されました。特にグレード3以上の有害事象率は、胆道がん2次療法で使用されることのあるFOLFOX（69%）※48や1次療法の標準治療であるデュルバルマブ＋シスプラチン/ゲムシタビン（76%）※49と比べても低く、ナンブランラトの良好な安全性プロファイルが示されました。この特性により、長期的治療が可能であり、現在は緩和ケアを選択している患者層への市場拡大の可能性も期待されます。

図13：胆道がん治療薬別有害事象比較※50

治療法 / 有害事象	ナンブランラト	FOLFOX	デュルバルマブ＋シスプラチン/ゲムシタビン	イボシデニブ	ペミガチニブ	フチバチニブ
全グレード有害事象	86%	99%	99%	98%	100%	100%
重篤な有害事象	21%	N.A.	47%	30%	45%	N.A.
グレード3以上の有害事象	30%	69%	76%	50%	67%	77%
神経障害	0%	69%	0%	0%	0%	0%
好中球減少症	0%	28%	32%	0%	0%	0%
貧血症	4%	14%	48%	15%	15%	16%
高リン血症	0%	0%	0%	0%	56%	85%
網膜障害	0%	0%	0%	0%	0%	8%
眼乾燥（ドライアイ）	0%	0%	0%	0%	35%	21%
QTc延長	1%	0%	0%	9%	0%	0%
AST値上昇	3%	0%	0%	11%	8%	25%
ALT値上昇	0%	0%	0%	8%	11%	17%

注：1. 最も有害事象の発生率が低い薬剤に比べて、5%以上発生率が高いもの

青字：他剤に比べて割合が高いもの

さらに、2023年6月のASCO Annual Meeting（米国臨床腫瘍学会年次総会）のClinical Science Symposiumでは、同試験のサブグループ解析が口頭発表されました。発表では、LAT1高発現群（ハザード比=0.44、95%信頼区間:0.23-0.85、p=0.01）、及び肝外胆管がん・胆嚢がん群（ハザード比=0.22、95%信頼区間: 0.10-0.49、p<0.001）において、統計的にさらに有意差を示したことが説明されました※51。

ASCOはがん治療において世界最高峰の学会の一つとされており、当学会における口頭発表は採択率が数%に限られることから、2023年に2回に渡りナンブランラトの臨床試験結果の口頭発表の機会が得られたことは、当社のデータ

が国際的に高く評価されていることを示しております。加えて、この試験結果は米国癌学会発行の学術誌「Clinical Cancer Research」（2024年9月15日号）に掲載されました。

直近では、ESMO Congress 2025において、全生存期間（OS）のサブグループ解析結果がポスター発表されました※52。本発表のサブグループ解析では、胆道がんのサブタイプのうち十二指腸乳頭部がん（欧米においては胆道がんに含まれない）を除く3つのサブタイプを対象とした解析においてハザード比=0.76（95%信頼区間:0.46-1.26）を示しました。加えて、2次療法患者群のみ（3次療法以降の患者群を除外）に限定した解析ではハザード比=0.55（95%信頼区間:0.09-3.54）、手術未実施患者群ではハザード比=0.53（95%信頼区間:0.28-1.01）と、良好なOS改善効果が確認されました。本解析により、第3相臨床試験における患者選択基準の最適化に資する重要な知見が得られております。

図14：ナンブランラト第2相臨床試験　OSハザード比のサブグループ解析※52

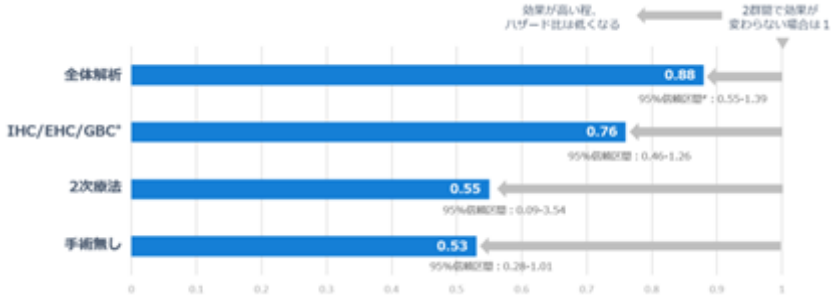

*IHC：肝内胆管がん、EHC：肝外胆管がん、GBC：胆嚢がん

95%信頼区間：真の値がその区間内に含まれる確率が95%であると推定される範囲

さらに、同ポスター発表では、同試験のデータを用いた曝露－反応解析も紹介されました※52。これは、薬剤の体内曝露量と有効性の関係を評価する解析であり、その結果、累積曝露量（Accumulated AUC）とOSの間に正の相関が認められました。また、累積曝露量（Accumulated AUC）が大きい程、腫瘍縮小の傾向が見られました。

図15：ナンブランラトの曝露－反応解析※52

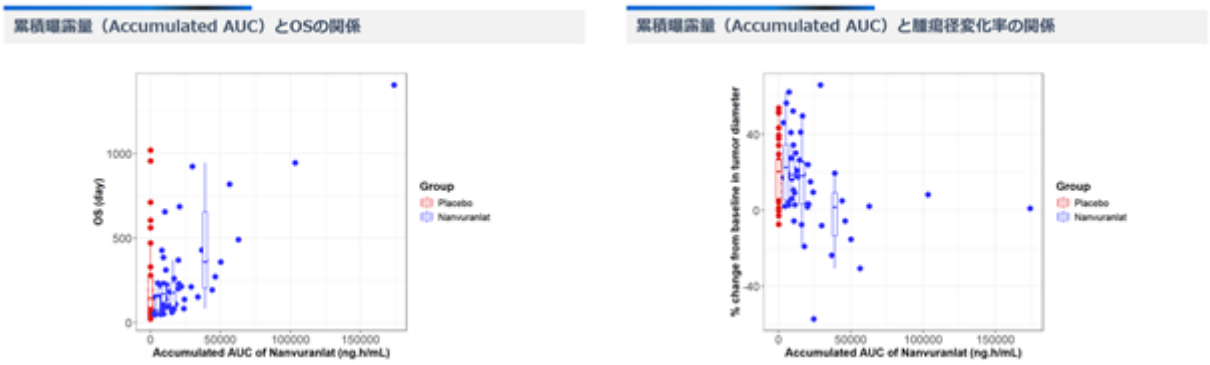

・進行中の臨床試験： 米国FDAレビューの下でグローバル第3相臨床試験

当社は現在、米国FDAのレビュー下でグローバル第3相臨床試験を進めております。本試験には、胆道がん患者にとって「灯」となることを願い、「Beacon-BTC」と命名しております。

図16：グローバル第3相臨床試験（Beacon-BTC）の患者向けイメージ

本試験は、第2相臨床試験で得られた成果を踏まえ、主要評価項目を全生存期間（OS）とし、より高い効果を期待すべく対象患者の厳格なエンリッチメント※53を行います。具体的には、対象とする胆道がんサブタイプを欧米における胆道がんの定義に合わせる（十二指腸乳頭部がんを除外）とともに治療ラインを2次療法に限定し、3次療法以降の患者は対象外としております。また、Treatment Beyond Progression（TBP）を適用し、病勢進行後も治療を継続できる設計とすることで、より長期間の投与を可能としております。さらに米国では外科手術が適用される患者が少なく※54、対象患者の多くが、第2相臨床試験で効果が高かった手術未実施例となることが想定されます。第2相臨床試験の解析結果に基づくこれらの戦略により、試験の成功確率を高められると考えております。

Beacon-BTC試験は2つのパートで構成されます。

・パート Aでは、用法・用量設定を目的に、用法用量の異なる3種類のナンブランラト投与群と最善支持療法群（Physician’s Best Choice（PBC）群※55）の4群（各30例）を比較。

・パート Bでは、パート Aで選択された用法用量のナンブランラト群と最善支持療法群の2群（各180例）を比較。

図17：グローバル第3相臨床試験（Beacon-BTC）のデザイン

当臨床試験開始に向けて当社は、米国FDAとの緊密な対話を重ねてまいりました。2022年4月にはオーファンドラッグ指定を取得し、2024年9月にはIND申請が承認されました。さらに2025年5月13日付で、CMC（化学・製造・品質管理）に関して、商業製造スケールにおける品質基準への適合についてFDAより肯定的な書面回答を受領しました。

これらの進展を経て、当社は、胆道がん治療における新たな選択肢の確立を目指して、2025年12月にBeacon-BTC試験を開始しており、2026年6月現在、計画通り順調に進捗しております。なお、試験の具体的条件及び実施体制等は、規制当局との協議や治験実施上の要請等により変更となる可能性があります。

・進行中の臨床試験：ナンブランラトと免疫チェックポイント阻害剤（ICI）の併用療法

切除不能・再発胆道がんの1次治療では、ゲムシタビン＋シスプラチンに免疫チェックポイント阻害剤（ICI：デュルバルマブまたはペムブロリズマブ）を併用する治療法が標準治療とされております。この治療では、24週間経過後にICI単独（ペムブロリズマブの場合はICI＋ゲムシタビン）による維持療法へ移行しますが、維持療法中の病勢進行が課題となっております。

当社はこの課題に対し、ICI維持療法にナンブランラトを追加する新たな治療アプローチの開発を推進しております。本アプローチは、腫瘍微小環境における免疫抑制を解除し、ICIの効果を増強することを目的としております。前臨床モデルにおいては、ナンブランラト単剤で腫瘍免疫環境を改善する作用が確認され、さらにICIとの併用によってICI単独では得られない抗腫瘍効果が示されております※56。

胆道がんは依然として治療選択肢が限られている領域であり、ナンブランラトを1次療法に適応拡大することにより、より多くの胆道がん患者への治療貢献が可能となります。この併用療法は、プラチナ製剤※57ベースの化学療法に伴う強い副作用がないため長期投与が可能であると考えられ、既存の標準療法とも競合しないことから、本併用療法は、将来的な適応拡大の選択肢の一つとなり得る可能性があると当社は考えております。将来的には、胆道がんにとどまらず、他のICI抵抗性がん種への適応拡大も視野に入れております。

国内では、胆道がんの1次療法におけるナンブランラトと免疫チェックポイント阻害剤（ICI）との併用療法を検討する医師主導臨床試験（JON-2404-B）が開始され、2026年4月にJapan Registry of Clinical Trials（jRCT）へ試験情報が登録・公開されました。本試験では、デュルバルマブ＋シスプラチン/ゲムシタビンの併用療法を受け、デュルバルマブ単剤維持療法へ移行する患者を対象に、デュルバルマブ＋ナンブランラト併用療法へ切り替えることで、その有効性と安全性を検証します。本試験は、公益財団法人がん研究会有明病院を代表施設として実施されるものであり、当社は同院との契約に基づき、資金提供者として本試験の円滑な遂行を支援してまいります。

図18：ICI維持療法におけるデュルバルマブとナンブランラトの併用

②-b．再発を伴わない2次性進行型多発性硬化症（JPH034）

・多発性硬化症とは

多発性硬化症は、若年成人に最も多く見られる慢性の炎症性脱髄性神経疾患であり、厚生労働省の指定難病に含まれております。診断時の平均年齢は32歳と比較的若く※58、全世界で毎年6万人以上が新たに診断され※59、現在は約290万人の患者が存在しております※60。

本疾患では、免疫反応による炎症により神経細胞の軸索※61を覆うミエリン※62が損傷（脱髄）※63し、その結果、神経信号の伝達が遅延または途絶します。そのため、感覚障害、視覚障害、運動麻痺など多様な神経症状が現れ、患者は四肢の不自由を抱え、車椅子での生活を余儀なくされることも少なくありません。

患者の約85%は再発寛解型※58で発症し、再発期と寛解期を繰り返しながら進行し、10～15年かけて2次性進行型へ移行します※64。MRI所見（MRIで測定される炎症性病変）は疾患の初期から見られ、MRI所見が生じる際は血液脳関門※65の機能破綻により末梢の免疫細胞（T細胞・B細胞※66）が脳内へ侵入し、脱髄と不可逆的な組織損傷を引き起こします※67※64。

一方で、2次性進行型に移行すると、MRI所見の頻度は減少し、MRI所見がない間は末梢免疫細胞の浸潤は見られなくなるものの、脳内では「くすぶり炎症（smoldering inflammation）」が持続し、病状が進行します※68。この段階では、末梢のT細胞やB細胞を標的とする既存薬の効果は乏しく※69、再発を伴わない2次性進行型に対する治療選択肢は依然として限られているのが現状です。

図19：多発性硬化症の臨床経過

	RRMS	SPMS
発症時期	疾患の初期段階	RRMSの経過を経た後に移行
病態の特徴	炎症性活動が主体（免疫による脱髄）	神経変性（軸索損傷・脳萎縮）が主体
臨床的経過	再発（relapse）と寛解（remission）を繰り返す	徐々に進行する神経障害（relapseがあっても軽微または消失）
血液脳関門の破綻	一過性の破綻が頻繁に発生	比較的修復され、安定
MRI上の活動性	MRI病変が頻発	炎症性活動は減少
既存薬	○（免疫修飾療法）	△（免疫修復療法の効果は限定的）

・くすぶり炎症とミクログリアとLAT1

2次性進行型で中心的な病態とされる「くすぶり炎症（smoldering inflammation）」は、脳内に常在する免疫細胞であるミクログリア※70が引き起こすと考えられております※68。そのため、この病態に対処するには、従来のように末梢免疫細胞を標的とするのではなく、薬剤が脳内に移行してミクログリアの活性を直接抑制する治療アプローチが求められていると当社は認識しております。

近年、このアプローチに基づき開発された代表例が、中枢移行性の高いBTK阻害剤※71トレブルチニブです。開発元であるサノフィ社は、再発を伴わない2次性進行型多発性硬化症を対象とする第3相臨床試験を終了しNDA（新薬承認申請）を米国FDAに提出したものの、Complete Response Letter（CRL）を受領した旨を公表しており、現在引き続きFDAと協議し前進の道筋を検討する方針を示しています※72。

一方で、ミクログリアの活性化にはLAT1が必須アミノ酸輸送を介して関与することが知られております※73。この知見を踏まえると、中枢移行性を有するLAT1阻害剤によりミクログリアを標的とし、その活性を抑制することで、2次性進行型多発性硬化症に対する新たな治療法となる可能性が示唆されます。

図20：既存薬 vs. 脳移行型新薬候補の比較
（当社作成。なお、脳移行型新薬候補に関する記載は前臨床段階を含む研究開発中の情報であり、
将来の臨床成績又は承認取得を示唆するものではありません。）

・中枢移行性LAT1阻害剤：JPH034

当社が開発中のJPH034は、高い脳内移行性を有するLAT1阻害剤です。本剤は脳内へ移行し、ミクログリアを標的とすることで、既存薬が限定的である「再発を伴わない2次性進行型多発性硬化症」に対する新たな治療アプローチとなり得る可能性を持っております※24※74。

研究開発パートナーである米国Georgetown大学が実施したマウスモデル試験では、JPH034が脳内病変部のミクログリアを再プログラムし、再生促進型の状態へ導くことにより、中枢神経系の局所炎症を抑制することが確認されました※75。この作用機序により、既存治療薬とは異なるアプローチの治療戦略を検討しております。

さらに、JPH034は良好な経口バイオアベイラビリティ※76とPKプロファイル※77を有しており、長期治療を必要とする多発性硬化症患者にとって、1日1回の経口投与が可能となる潜在的な利便性を有すると当社は考えております。

・開発状況と進行中の臨床試験

当社が開発を進めるJPH034（再発を伴わない2次性進行型多発性硬化症を対象）は、競争が極めて厳しく評価水準も高いことで知られる米国 National Multiple Sclerosis Society（NMSS）のFast Forward Research Grantに選出され、60万米ドルの補助金交付を受けております。さらに、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の創薬ベンチャーエコシステムにも採択され、IPOに至るまで継続的な支援を受けておりました。

知財面では、当社は米国Georgetown大学が保有するLAT1阻害剤の中枢性炎症性疾患（多発性硬化症を含む）に関する用途特許の独占的通常実施権をグローバルに取得し、開発・商業化における権利保護の強化を目指しております。

研究開発面では、米国Georgetown大学によるマウスモデル試験により、LAT1阻害剤による臨床スコアの改善、免疫調整・神経保護作用、視覚誘発電位（VEP）遅延の改善などを確認しました※24。また、Turku PET Centreとの委託臨床研究を進めており、中枢神経系の炎症要因の一つであるミクログリアの活性化とLAT1の発現が脱髄病巣レベルで共存することを確認しました※24。

また、AMED補助金を活用して第1相試験用治験薬の製造完了後、2026年2月に米国FDAによるIND安全性審査が完了し、当社が申請した臨床試験計画の実施を可能とする旨の連絡を受領いたしました。米国時間2026年3月22日に米国における第1相臨床試験を開始し、最初の被験者への投与を実施しました。現在は、安全性、忍容性及び薬物動態に関するデータの取得を進めております。

・市場規模

2次性進行型多発性硬化症の市場規模は、2024年で約56億米ドル、2033年には約98億米ドルに達すると推計されております※78。その成長要因としては、再発寛解型からの移行による患者数の増加、診断技術の進歩による診断率向上、さらに効果の高い新薬の上市が挙げられます※78。

このように大きな市場規模を背景に、多発性硬化症領域ではグローバル大手製薬企業が積極的にライセンス契約を締結してきた実績があります。例えば、2023年4月にContineum Therapeutics社がJanssen Pharmaceutica社に導出したPIPE-307は、第1相臨床試験を完了し第2相試験開始を控えた段階の化合物でありながら、契約一時金5,000万米ドル、マイルストン収入最大10億米ドル、ロイヤルティ最大10%台後半という大規模な契約条件となっております※79。先に述べたトレブルチニブと同様にPIPE-307も高い中枢移行性を有しており、これらの事例は、当社が開発を進める中枢移行型LAT1阻害剤JPH034についても、適切な開発進展を経ることで将来的なライセンス交渉の参考となると考えられます。

図21：多発性硬化症（MS）治療薬のライセンス契約の事例※80

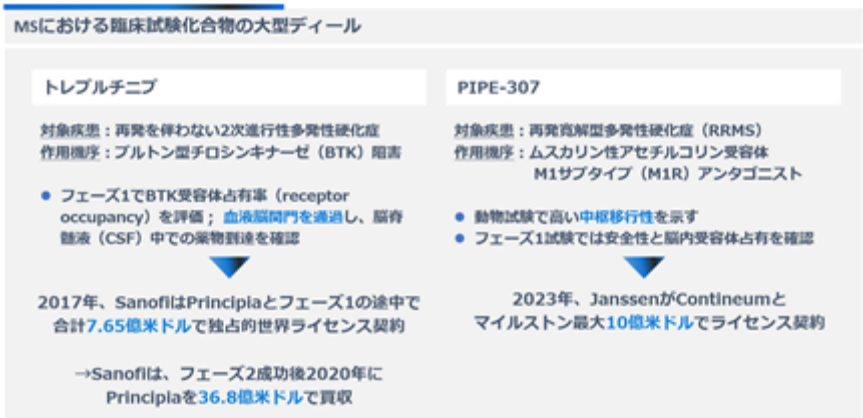

③その他の開発パイプライン

・その他の臨床開発

当社は現在、ナンブランラトの胆道がん2次療法（単剤療法）及び1次療法（ICIとの併用療法）、JPH034の再発を伴わない2次性進行型多発性硬化症を重点的に開発しております。これに加えて、KRAS変異大腸がん※81（ナンブランラト）及びグリオーマ（JPH034）についても開発を進めてまいります。

ナンブランラトは、非臨床及び臨床データに基づき、大腸がんに対する適応拡大の可能性が示されております。特に、転移性大腸がんの約40%を占める※82KRAS変異型では既存薬の効果が限定的である※83一方、LAT1の高発現が患者予後不良と強く関連する臨床データが報告されております※84。また、ナンブランラトがKRAS変異大腸がん細胞株において有意な増殖抑制効果を示す非臨床試験結果も公表されております※85。さらに、複数の固形がんを対象とした第1相臨床試験では、大腸がん患者6例中2例で「安定（SD）」が確認されており※86、今後の臨床開発に向け、一定の示唆が得られております。このように当社としてもKRAS変異大腸がんに対するナンブランラトの開発可能性を見出しており、KRAS変異大腸がんを対象とした医師主導臨床試験についても、開始に向けた準備を支援しております。

一方、グリオーマについては、グリオーマにおけるLAT1関与の複数の報告※87及びJPH034の高い脳内移行性等を踏まえ、臨床試験の実施に向けた検討を進めております。

大腸がんとグリオーマの市場規模※88

大腸がん全体	199.5億米ドル（2034年予測）
グリオーマ全体	75.1億米ドル（2031年予測）

当社は、胆道がん2次・1次療法及び再発を伴わない2次性進行型多発性硬化症を最優先とし、それ以外の臨床開発については資金状況やコストを踏まえ、適切なリスク管理のもとで段階的に推進してまいります。

・希少疾患を対象とする非臨床試験

一部のアミノ酸代謝性希少疾患は、LAT1を含むSLCファミリーのアミノ酸トランスポーター異常によって発症し、腸管・腎臓・肝臓におけるアミノ酸輸送機能の障害が主な病態要因とされております※25。

当社は、ナンブランラトが肝臓・胆管・大腸などに高濃度で分布する特有の組織分布に着目し、ある希少疾患の動物モデルにおいて有効性を示唆する結果を得ました※89。この成果を踏まえ、当該適応症に関する用途特許を申請中であり、ナンブランラトの適応拡大に向けた新たな可能性を追求しております。

・Best-in-Class の次世代LAT1阻害剤の創薬研究

当社は、高度な専門知識と経験を備えた人材を採用することで、創薬研究チームを強化し、Best-in-Classを目指す次世代LAT1阻害剤の研究開発を本格的に進めております。

既に、ナンブランラトと同等程度又はそれ以上の特性を有する可能性のある候補化合物を特定しており、現在はその構造最適化を進めるとともに、非臨床評価を進めております。当社はこの取組みを通じて、次世代化合物の創出を推進しております。

（３）事業系統図

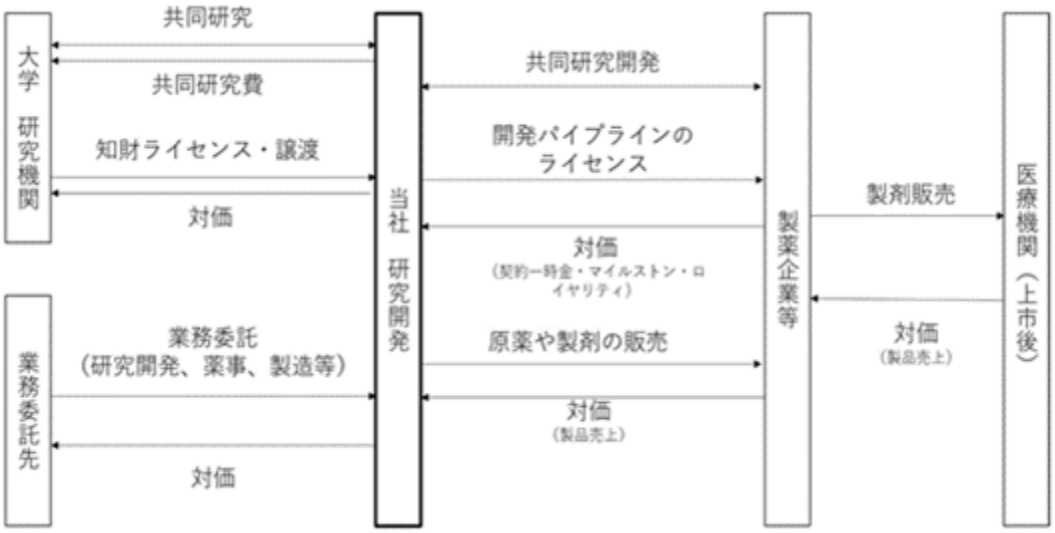

＜製薬企業等から受領する対価の体系＞

契約一時金	ライセンス契約の締結時に、契約に基づき当社が収入として得るもの。
マイルストン収入	開発又は販売に関して予め定義するマイルストンを達成した際に、契約で定められた金額を当社が収入として得るもの。
ロイヤルティ収入	当社がライセンスした製品について、当該製品が承認を受け販売が開始された後、その売上高に対して契約で定める一定の割合を乗じて算出される金額を収入として得るもの。

※なお、製薬企業等との提携形態については、ライセンス契約に限らず、共同開発、出資その他開発を進めるための契約体系となる可能性があります。

（注記）

番号	解説または引用
※1	SLCトランスポーター：細胞のまわりは「細胞膜」という薄い膜で覆われており、物質が自由に出入りすることができません。しかし細胞はブドウ糖やアミノ酸、イオンなど、体にとって重要な物質を細胞内に取り込む必要があります。そこで必要な物質の細胞内への取り込みの機能を果たしているのがSLC（Solute Carrier）トランスポーターです。SLCトランスポーターは細胞膜のドアの役割を果たし、特定の物質だけを細胞の中に入れたり、外に出したりします。 「Solute:溶質」とは、水に溶けている物質のことです。たとえば、ブドウ糖、アミノ酸、イオンなどが溶質にあたります。SLCトランスポーターは、こうした溶質を適切に運びます。 SLCトランスポーターは、ヒトの体では約400種類あることが知られています。これらは種類ごとに適切な細胞に発現し、特定の溶質を輸送することで、細胞の適切な機能に貢献しています。 LAT1：LAT1は、当社創業者である遠藤仁（現杏林大学名誉教授）が発見したSLCトランスポーターで、アミノ酸を細胞内に取り込みます。健康な体では、特定の場所の細胞にしか発現していません。しかし、通常の細胞ががん化し、大量のアミノ酸を必要とすると、このLAT1が細胞表面に過剰に現れ、アミノ酸をがん細胞内に取り込むことで、がん細胞の増殖に寄与します。LAT1の発現量はがん患者の予後にも影響があることが分かっており、がんに対する新しい治療標的として注目されています。
※2	自己免疫疾患：細菌やウイルス、腫瘍などの自己と異なる異物を排除するための役割を持つ免疫系が、本来の働きをせずに自分自身の正常な細胞や組織に対してまで過剰に反応し攻撃を加えてしまうことで異常を来す疾患の総称です。関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、シェーグレン症候群などに代表される膠原病、多発性筋炎、多発性硬化症等の全身性自己免疫疾患と、自己免疫性溶血性貧血、潰瘍性大腸炎、バセドウ病、橋本病等の臓器特異的自己免疫性疾患の2種類があります。
※3	代謝性疾患：生活習慣病として知られる糖尿病、脂質異常症、脂肪肝、高尿酸血症（痛風）などが代表的な疾患です。
※4	神経変性疾患：何らかの原因により脳や脊髄の神経細胞が徐々に失われ、物忘れが多くなったり（認知症）、手足がうまく動かせなくなったり（運動障害）する病気です。アルツハイマー病やパーキンソン病、筋萎縮性側索硬化症、ポリグルタミン病などがあります。
※5	標的遺伝子：特定の疾患の発症に関わる遺伝子やタンパク質を特定し、それらを治療薬の作用標的（ターゲット）として位置づけたものを指します。

番号	解説または引用
※6	2017年時点、米国FDA承認薬の標的遺伝子667個の内訳データに基づきます。13のSLCトランスポーターが米国FDA承認薬の標的になっております。
※7	モダリティ：創薬研究におけるモダリティ（modality）とは、治療に用いる薬の種類や作用様式を分類する概念を指します。代表的なものとして、化学合成された低分子医薬品、標的に高い特異性で結合する抗体医薬品、mRNAやsiRNAなどによる核酸医薬、タンパク質と低分子の中間的特徴を持つペプチド医薬、さらにCAR-T細胞や遺伝子編集を活用した細胞・遺伝子治療などが挙げられます。
※8	L. Howes, Chemical & Engineering News. 2023, Volume 101, Issue 36. "Why small-molecule drug discovery is having a moment". (https://cen.acs.org/pharmaceuticals/drug-discovery/small-molecule-drug-discovery-having/101/i36 最終アクセス日 2025年10月28日)
※9	In Silico技術：コンピュータを用いたシミュレーションや解析によって、薬剤候補の探索や最適化を行う技術の総称です。分子ドッキングや構造ベース創薬、機械学習による予測モデルなどを用いて、実験前に標的分子との相互作用や薬効・副作用の可能性を評価できる点が特徴です。
※10	SLCトランスポータースーパーファミリー：ヒトには約400種類のSLCトランスポーターが存在し、これらはまとめてSLCトランスポータースーパーファミリーに分類されます。LAT1は、その中の一つであるLATファミリーに含まれますが、LATファミリー以外にも、輸送する溶質や構造、機能の異なる多様なSLCトランスポーターのファミリーが存在します。このような高い多様性をもつことから、SLCは単なるファミリーではなく、より大きな括りとして「スーパーファミリー」と呼ばれます。
※11	Y. Zhao et al., "The role of L-type amino acid transporter 1 in human tumors" Intractable Rare Dis Res., 2015, 4, 165–169.
※12	C. Lopes et al., “ASCT2 and LAT1 Contribution to the Hallmarks of Cancer: From a Molecular Perspective to Clinical Translation” Cancers (Basel), 2021, 13, 203. Licensed under CC BY 4.0 (https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/).
※13	S.Yothaisong et al., "Increase in L-type amino acid transporter 1 expression during cholangiocarcinogenesis caused by liver fluke infection and its prognostic significance" Parasitol Int., 2017, 66, 471-478.; K. Kaira et al., “Prognostic significance of L-type amino-acid transporter 1 expression in surgically resected pancreatic cancer” Br J Cancer., 2012, 107, 632-638.; N. Yanagisawa et al., “High expression of L-type amino acid transporter 1 (LAT1) predicts poor prognosis in pancreatic ductal adenocarcinomas” J Clin Pathol., 2012, 65, 1019-1023.; Z. Haining et al., “Relation of LAT1/4F2hc expression with pathological grade, proliferation and angiogenesis in human gliomas” BMC Clin Pathol., 2012, 12, Article number 4.; H. Nawashiro et al., "L-type amino acid transporter 1 as a potential molecular target in human astrocytic tumors" Int J Cancer., 2006, 119, 484-492.
※14	J. Zhang et al., "Review of the Correlation of LAT1 With Diseases: Mechanism and Treatment" Front Chem., 2020, 8, 564809.
※15	腫瘍微小環境：腫瘍微小環境（tumor microenvironment, TME）とは、腫瘍細胞の周囲に存在する血管、免疫細胞、線維芽細胞、細胞外基質、サイトカインなどを含む環境のことを指します。これらは腫瘍の増殖や転移、さらには薬剤感受性に大きな影響を与えるため、がん研究や治療標的として重要視されております。
※16	T細胞：T細胞は免疫細胞の一つでありリンパ球の60～80%を占め、自らが働き、体を防御するとともに、一度侵入してきた病原体を記憶し、それに基づいてすばやく対応し、排除する働きをもっております。
※17	エフェクター機能：エフェクター機能（effector function）とは、T細胞などの免疫細胞が、がん細胞やウイルス感染細胞に対して実際に攻撃・排除を行う機能を指します。エフェクター機能は免疫系による抗腫瘍活性の中核を担う重要な機能であり、その低下は免疫回避の主要因となります。
※18	M. Nachef et al., "Targeting SLC1A5 and SLC3A2/ SLC7A5 as a Potential Strategy to Strengthen Anti-Tumor Immunity in the Tumor Microenvironment" Front. Immunol., 2021, 624324.; Y. Zhao et al., "Targeting LAT1 with JPH203 to reduce TNBC proliferation and reshape suppressive immune microenvironment by blocking essential amino acid uptake" Amino Acids. 2025, 57, 27.
※19	全生存期間（OS）：治療開始から死亡（あらゆる原因による死亡を含む）までの期間を指します。英語ではOverall Survivalといいます。治療の効果を直接的に反映する指標であり、がん領域などで最も重要な評価項目のひとつとされております。

番号	解説または引用
※20	R. Otani et al., “The Anti-Tumor Effect of the Newly Developed LAT1 Inhibitor JPH203 in Colorectal Carcinoma, According to a Comprehensive Analysis” Cancers 2023, 15, 1383. Licensed under CC BY 4.0 (https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/).
※21	N. Okano et al., "First-in-human phase I study of JPH203, an L-type amino acid transporter 1 inhibitor, in patients with advanced solid tumors" Invest New Drugs., 2020, 38, 1495-1506.; J. Furuse et al., "A Phase II Placebo-Controlled Study of the Effect and Safety of Nanvuranlat in Patients with Advanced Biliary Tract Cancers Previously Treated by Systemic Chemotherapy” Clin Cancer Res., 2024, 30, 3990–3995.
※22	mTOR経路：細胞の成長や代謝、増殖、そして生存を制御する中心的なシグナル伝達経路のことを表します。栄養（アミノ酸やグルコース）、エネルギー状態、成長因子などの刺激を感知し、タンパク質合成や自食作用（オートファジー）の調節を通じて、細胞機能を最適化します。この経路の異常は、がん、糖尿病、神経疾患など多くの病態と関連しており、mTOR阻害薬（例：ラパマイシンやその誘導体）は臨床的にも重要な治療薬となっております。
※23	B.R. Yoon et al., "Role of SLC7A5 in Metabolic Reprogramming of Human Monocyte/Macrophage Immune Responses" Front. Immunol., 2018, 09, 00053.; D. Cibrian et al., “Targeting L-type amino acid transporter 1 in innate and adaptive T cells efficiently controls skin inflammation” J Allergy Clin Immunol., 2020, 145, 199-214.e11.
※24	当社と Georgetown大学, Turku大学との共同・委託研究結果に基づく社内レポート
※25	R. Yahyaoui and J. Pérez-Frías. "Amino Acid Transport Defects in Human Inherited Metabolic Disorders" Int J Mol Sci., 2019, 21, 119.; M. Palacín et al., "Amino Acid Transport Defects" Physician’s Guide to the Diagnosis, Treatment, and Follow-Up of Inherited Metabolic Diseases. 2022, 291-312.; A.M. Sokolov et al., "The amino acid transporter Slc7a5 regulates the mTOR pathway and is required for granule cell development" Hum Mol Genet., 2020, 29, 3003–3013.
※26	U.S. Food and Drug Administration (FDA) (https://www.fda.gov/about-fda/center-drug-evaluation-and-research-cder/accelerating-rare-disease-cures-arc-program 最終アクセス日 2025年10月28日)
※27	M.F. Wempe et al., "Developing selective L-Amino Acid Transport 1 (LAT1) inhibitors: A Structure-Activity Relationship overview" Medical Research Archives, 2019, 7, issue 12.
※28	Adapted from Y. Lee, et al., “Structural basis of anticancer drug recognition and amino acid transport by LAT1.” Nature Communications, 2025, 16:1635. Licensed under CC BY 4.0 (https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/).
※29	組織分布：組織分布とは、投与された薬剤が体内のどの臓器・腫瘍にどの程度集積するかを示す指標であり、薬剤の“治療標的への到達精度”を評価する重要な概念です。 治療効果の発現や副作用リスクを左右する要素であるため、腫瘍など“狙った組織へ選択的に分布できているか”は創薬の競争力を判断する上で重要な評価ポイントとなります。
※30	2次療法：治療が効かなくなった場合や、治療を続けるのが困難な副作用が現れた場合は、別の治療に切り替えて薬物療法を続けていきます。 このとき、最初に行う治療を1次療法、その後に順次行う治療を2次療法、3次療法と呼びます。
※31	社内非公開レポート
※32	Cmax：薬を投与した後に血中に到達する濃度の中で最も高い「最高血中濃度」を指します。これは薬の有効性や安全性と関連があり、同じ薬でも製剤が異なればCmaxが異なる場合があり、製剤の比較や生物学的同等性（BE）の評価に用いられる薬物動態の重要な指標です。
※33	AUC：Area Under the Curve（血中濃度時間曲線下面積）の略で、血漿中の薬物濃度が時間とともに変化するグラフにおいて、時間軸と薬物濃度曲線で囲まれた面積のことです。この面積が大きいほど、体内に取り込まれた薬物の総量が多いことを示し、薬剤の生体利用率（バイオアベイラビリティ）を比較する際の重要な指標となります。

番号	解説または引用
※34	米国：Bureau, United States Census. 2023. QuickFacts United States. [Online] July 1, 2023、Epidemiologic patterns of biliary tract cancer in the United States: 2001–2015. Jill Koshiol+4. 2022. 2022, National Library of Medicineを元に当社試算。 EU4*+UK：What is bile duct cancer?, Cancer Research UK、Gallbladder cancer statistics, Cancer Research UK、NCIN Data Briefing, Incidence and survival of ampulla of Vater and duodenal cancers, National Cancer Intelligence Network、The World Bank, DataBank, Population estimates and projections 、Liver cancer, Label_Logo Zentrum für Krebsregisterdaten、Cancer in gallbladder and biliary tract, Label_Logo Zentrum für Krebsregisterdaten、D. Walter et al., "The Diagnosis and Treatment of Ampullary Carcinoma" Dtsch Arztebl Int., 2023, 120, 729-735.、Population factsheets, Cancer Today, International Agency for Research on Cancer、The World Bank, DataBank, Population estimates and projections を元に当社試算。(*EU4: フランス・ドイツ・イタリア・スペイン) 日本：Cancer Statistics 2016-2019. Cancer Information Service, National Cancer Center, Japan、S. Ishihara et al., “Biliary tract cancer registry in Japan from 2008 to 2013” J Hepatobiliary Pancreat Sci., 2016, 23, 149-157を元に当社試算
※35	公益財団法人がん研究振興財団　がんの統計2023 (https://ganjoho.jp/public/qa_links/report/statistics/2023_jp.html 最終アクセス日 2025年10月28日)
※36	K. Kaira, et al. "Clinical significance of L-type amino acid transporter 1 expression as a prognostic marker and potential of new targeting therapy in biliary tract cancer" BMC Cancer, 2013, 13, 482. Licensed under CC BY 2.0 (https://creativecommons.org/licenses/by/2.0/).
※37	N. Yanagisawa et al., “High expression of L-type amino acid transporter 1 as a prognostic marker in bile duct adenocarcinomas” Cancer Med., 2014, 3, 1246-1255.; S.Yothaisong et al., "Increase in L-type amino acid transporter 1 expression during cholangiocarcinogenesis caused by liver fluke infection and its prognostic significance" Parasitol Int., 2017, 66, 471-478.
※38	抗PD-1抗体薬：PD-1（Programmed cell Death 1）は、T細胞などの免疫細胞の表面に発現する免疫チェックポイント分子であり、がん細胞や樹状細胞などに発現するPD-L1と結合することで、免疫細胞の働きを抑制します。抗PD-1抗体によりPD-1がPD-L1と結合しなくなることで、免疫細胞の抑制が解除され、本来の働きを取り戻し、がん細胞を攻撃するようになると考えられております。 抗PD-L1抗体薬：PD-L1（Programmed cell Death Ligand 1）は、樹状細胞やがん細胞の表面に発現する免疫チェックポイント分子であり、免疫細胞上に発現するPD-1と結合することで、免疫細胞の働きを抑制します。抗PD-L1抗体によりPD-L1がPD-1と結合しなくなることで、免疫細胞が本来の働きを取り戻し、がん細胞を攻撃するようになると考えられております。
※39	D.-Y. Oh et al., "A phase 3 randomized, double-blind, placebo-controlled study of durvalumab in combination with gemcitabine plus cisplatin (GemCis) in patients (pts) with advanced biliary tract cancer (BTC): TOPAZ-1" J Clin Oncol., 2022, 40, Number 4_suppl.
※40	P.V. Cuesta et al., "Exploring the Promise of Second-Line Chemotherapy in Biliary Tract Tumours: A Glimpse into Novel Treatment Approaches" Cancers 2023, 15, 5543.; Z. Li et al., "Recent advances in systemic therapy for advanced biliary tract cancer: A systematic review and meta-analysis using reconstructed RCT survival data" JHEP Reports. 2025, 7, 101290.
※41	分子標的薬：がん細胞などの特定の細胞だけを攻撃する治療薬のことです。 主にがん領域で使われており、標的とする細胞だけで作られる異常なタンパク質（分子）などの目印を見つけて、標的の細胞を攻撃します。正常な細胞へのダメージが少なく、副作用が抑えられると考えられております。
※42	各遺伝子変異陽性の患者のみ (NCCN Guideline BTC 2025, COMPILE Claim Data Dec 2023)
※43	R. Huang et al., "Targeting glutamine metabolic reprogramming of SLC7A5 enhances the efficacy of anti-PD-1 in triple-negative breast cancer" Front Immunol., 2023, 14, 1251643.
※44	プラセボ：見た目や味は薬と同じで薬効成分を含まないものを示す言葉で、偽薬とも呼ばれます。本来は薬としての効果をもたないプラセボを服用し得られる効果を差し引いて、本当の意味での薬の有効性を科学的に明らかにするために、臨床試験で使用されます。
※45	無増悪生存期間（PFS）：治療中（治療後）にがんが進行せず安定した状態である期間のことです。英語ではProgression-Free Survivalといいます。

番号	解説または引用
※46	ハザード比：統計学上の用語で、相対的な危険度を客観的に比較する方法です。臨床試験で比較検討した薬剤Aと薬剤Bにおいて、ハザード比が1であれば2つの治療法に差はなく、ハザード比が1より小さい場合には薬剤Aの方が有効と判定され、その数値が小さいほど有効であるとされます。信頼区間とp値は算出された統計データの信頼性を示す数値です。
※47	米国臨床腫瘍学会消化器がんシンポジウム（Gastrointestinal Cancers Symposium : ASCO GI 2023）口頭発表: Nanvuranlat, an L-type amino acid transporter (LAT1) inhibitor for patients with pretreated advanced refractory biliary tract cancer (BTC): Primary endpoint results of a randomized, double-blind, placebo-controlled phase 2 study. (https://ascopubs.org/doi/10.1200/JCO.2023.41.4_suppl.494)
※48	A. Lamarca et al., “Second line FOLFOX chemotherapy versus active symptom control for advanced biliary tract cancer (ABC-06): a phase 3, open-label, randomized, controlled trial” Lancet Oncol., 2021, 22, 690–701.
※49	D.-Y. Oh et al., “Durvalumab plus Gemcitabine and Cisplatin in Advanced Biliary Tract Cancer” NEJM Evid., 2022, 1 (8).
※50	Nanvuranlat: Phase 2 CSR FOLFOX: ※48 TOPAZ1（ゲムシタビン/シスプラチンとデュルバルマブ併用療法）: ※49 Tibsovo: A.X. Zhu et al., “Final Overall Survival Efficacy Results of Ivosidenib for Patients With Advanced Cholangiocarcinoma With IDH1 Mutation. The Phase 3 Randomized Clinical ClarIDHy Trial” JAMA Oncol., 2021, 7, 1669-1677. Pemazyre: G.K. Abou-Alfa et al., “Pemigatinib for previously treated, locally advanced or metastatic cholangiocarcinoma: a multicenter, open-label, phase 2 study” Lancet Oncol., 2020, 21, 671-684. Lytgobi: L. Goyal et al., “Futibatinib for FGFR2-Rearranged Intrahepatic Cholangiocarcinoma” N Engl J Med., 2023, 388, 228-239.
※51	米国臨床腫瘍学会年次総会（2023 ASCO Annual meeting） Clinical Science Symposium 口頭発表: Clinical Science Symposium : Subgroup analysis of double-blind, placebo-controlled Ph. 2 study of nanvuranlat in treatment of pre-treated, advanced, refractory biliary tract cancer (BTC): Patients with high LAT1 expression and response to nanvuranlat. (https://ascopubs.org/doi/10.1200/JCO.2023.41.16_suppl.4011)
※52	2025年欧州臨床腫瘍学会（ESMO）年次総会（ESMO Congress 2025）ポスター発表: 98P - Subgroup analysis of a Ph.2 study of nanvuranlat in pre-treated, advanced, refractory biliary tract cancer patients (BTC) support an enriched patient population for a planned Ph.3 study
※53	エンリッチメント：試験の精度や有効性を高めるために、あらかじめ特定の特徴を持つ被験者を選択して組み入れる手法を指します。
※54	COMPILE Claim Data Dec 2023
※55	Physician’s Best Choice：治験に参加する医師が、その時点で承認されている標準治療や慣習的に用いられている治療の中から、患者ごとに最も適切と判断した治療法を選択することを指します。本臨床試験の場合、FOLFOX or FOLFIRI or ベストサポーティブケアから医師が選択することになります。
※56	社内非公開レポート、及び※43
※57	プラチナ製剤：プラチナ製剤は、DNAに結合して複製や修復を阻害し、がん細胞の増殖を抑える抗がん剤です。
※58	Atlas of MS 3rd edition, MS International federation, September 2020 (chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.msif.org/wp-content/uploads/2020/10/Atlas-3rd-Edition-Epidemiology-report-EN-updated-30-9-20.pdf)
※59	G. Khan and M.J. Hashim, "Epidemiology of Multiple Sclerosis: Global, Regional, National and Sub-National-Level Estimates and Future Projections" J Epidemiol Glob Health., 2025, 15, 21.
※60	MS Fact Sheet, MS International federation (https://atlasofms.org/map/united-states-of-america/epidemiology/number-of-people-with-ms 最終アクセス日 2025年9月9日)
※61	軸索：神経細胞から他の細胞へ電気信号を伝える細長い突起です。
※62	ミエリン：中枢及び末梢神経系の軸索を取り巻く脂質に富んだ鞘（ミエリン鞘）のことです。電気的な絶縁体として働き、神経インパルスの伝導速度を飛躍的に高める役割を担っております。ミエリンは神経機能の維持に不可欠であり、これが損なわれると神経伝達が障害されます。

番号	解説または引用
※63	脱髄：脳や脊髄、視神経といった神経系の神経線維を包む「さや」（髄鞘）の部分に起こる炎症により髄鞘が消失し、さまざまな神経症状が生じます。
※64	R.J. Fox and J.A. Cohen "Multiple sclerosis: The importance of early recognition and treatment" Cleve Clin J Med., 2001, 68, 157–170.
※65	血液脳関門：血液中の物質が脳へ移行するのを選択的に制御する防御機構です。
※66	B細胞：B細胞は免疫細胞の一つでありリンパ球の約20-40%を占め、体内に侵入した病原体を排除するために必要な抗体を作り出し、体液性免疫に関わります。
※67	M.H. Sheikh et al., "Immuno-metabolic impact of the multiple sclerosis patients' sera on endothelial cells of the blood-brain barrier" J Neuroinflamm., 2020, 17, 153.
※68	S. Bittner et al., "Implications of immunometabolism for smouldering MS pathology and therapy" Nat Rev Neurol., 2023, 19, 477–488.
※69	J. Correale et al., "Progressive multiple sclerosis: from pathogenic mechanisms to treatment" Brain. 2017, 140, 3.; D. Ontaneda et al., "Progressive multiple sclerosis: prospects for disease therapy, repair, and restoration of function" Lancet. 2017, 389(10076), 1357-1366.
※70	ミクログリア：ミクログリアは神経回路の活動の恒常性を担うグリア細胞の一種であり、中枢の免疫担当細胞として知られ、中枢神経系に存在する常在性マクロファージとも呼ばれます。
※71	BTK阻害剤：B細胞受容体シグナル伝達に関与するブルトン型チロシンキナーゼ（BTK）の働きを阻害し、異常なB細胞の増殖や活性化を抑制する薬剤です。
※72	Sanofi Press Release（URL: https://www.sanofi.com/en/media-room/press-releases/2025/2025-12-24-06-00-00-3210238 最終アクセス日 2025年12月25日）
※73	N. Cappoli et al., "LAT1, a novel pharmacological target for the treatment of glioblastoma" Biochem Pharmacol., 2022, 201, 115103.; T. Ishimoto et al., "Inhibition of amino acid transporter suppresses activation of microglial cell lines" The 97th Annual Meeting of the Japanese Pharmacological Society, Session 2-B-P-002, Kobe, 2023. DOI: 10.1254/jpssuppl.97.0_2-B-P-002.
※74	J. Krämer et al., "Bruton tyrosine kinase inhibitors for multiple sclerosis" Nat Rev Neurol., 2023, 19, 289–304.
※75	当社とGeorgetown大学との共同・委託研究結果に基づく社内レポート
※76	バイオアベイラビリティ：投与された薬が全身循環に到達し、有効に利用可能となる割合を指します。特に経口投与では、消化管吸収や初回通過効果の影響を受けるため、この値が重要な薬物動態の指標となります。
※77	PKプロファイル：薬を投与したあとに体内でどのように吸収・分布・代謝・排泄（ADME）されるかを時間的に示したものです。血中薬物濃度の推移（濃度–時間曲線）として表され、薬の効果や安全性を評価する上で重要な指標となります。
※78	Verified Market Reports. (2025). Secondary Progressive Multiple Sclerosis Drug Market Insights [Web page].(https://www.verifiedmarketreports.com/product/secondary-progressive-multiple-sclerosis-drug-market/ 最終アクセス日 2025年10月28日)
※79	Pipeline Therapeutics Announces Global License and Development Agreement for Investigational Neuroscience Therapy, PIPE-307 (https://jnjinnovation.com/news/press-releases/pipeline-therapeutics-announces-global-license-and-development-agreement-for-investigational-neuroscience-therapy-pipe307 最終アクセス日 2025年10月28日)
※80	Sanofi Annual Report on Form 20-F 2017. Sanofi press release "Sanofi completes Principia Biopharma Inc. acquisition", September 28, 2020. Francesco M.R., et al. PRN2246, a potent and selective blood–brain barrier–penetrating BTK inhibitor, exhibits efficacy in central nervous system immunity. Poster presented at the 7th Joint ACTRIMS–ECTRIMS Meeting (MSParis 2017); October 25–28, 2017; Paris, France. Contineum Therapeutics Press Release "Pipeline Therapeutics Announces Global License and Development Agreement for Investigational Neuroscience Therapy, PIPE-307", April 17, 2023.
※81	KRAS変異大腸がん：大腸がんは、RAS遺伝子（KRAS、NRAS、HRAS）に変異がない野生型と変異がある変異型に分けられます。KRAS変異大腸がんは、大腸がんの約35-40%を占め、大腸がんの有効な治療法の一つである抗EGFR抗体薬の効果がありません。

番号	解説または引用
※82	Justin Mencel, ASCO Daily News, January 5, 2023. (https://dailynews.ascopubs.org/do/targeting-kras-g12c-significant-milestone-metastatic-colorectal-cancer-but-work-remains 最終アクセス日 2025年10月28日)
※83	J. Gong et al., "RAS and BRAF in metastatic colorectal cancer management" J Gastrointest Oncol., 2016, 7, 687–704.; F. Meric-Bernstam et al., "MyPathway HER2 Basket Study: Pertuzumab + Trastuzumab treatment of a large, tissue-agnostic cohort of patients with HER2-positive advanced solid tumors." Presented at the American Society of Clinical Oncology (ASCO) Annual Meeting; 2021 Jun 4–8; Virtual. Abstract 3004.
※84	Y. Shibasaki et al., "Association of High LAT1 Expression with Poor Prognosis and Recurrence in Colorectal Cancer Patients Treated with Oxaliplatin-Based Adjuvant Chemotherapy" Int J Mol Sci., 2023, 24, 2604.; H. Ogawa et al., "Role of Amino Acid Transporter Expression as a Prognostic Marker in Patients With Surgically Resected Colorectal Cancer" Anticancer Res., 2019, 39, 2535-2543.
※85	P. Kandasamy et al., "Oncogenic KRAS mutations enhance amino acid uptake by colorectal cancer cells via the hippo signaling effector" Mol Oncol., 2021, 15, 2782–2800.
※86	N. Okano et al., "First-in-human phase I study of JPH203, an L-type amino acid transporter 1 inhibitor, in patients with advanced solid tumors" Invest New Drugs., 2020, 38, 1495-1506.
※87	Z. Haining et al., "Relation of LAT1/4F2hc expression with pathological grade, proliferation and angiogenesis in human gliomas" BMC Clin Pathol., 2012, 12, Article number: 4.
※88	大腸がん - Precedence Research, 2024. “Colorectal Cancer Therapeutics Market Size and Forecast 2025 to 2034” (https://www.precedenceresearch.com/colorectal-cancer-therapeutics-market) グリオーマ – Transparency Market Research, 2022, “Glioma Treatment Market” (https://www.transparencymarketresearch.com/glioma-treatment-market.html) （各出所の最終アクセス日： 2024年12月9日）
※89	社内非公開レポート

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

（１）経営方針

当社は、「SLCトランスポーター創薬の新たな可能性を追求し、グローバルベンチャーとして世界中の人々が抱えるアンメット・メディカル・ニーズに応える革新的新薬の開発を通じ、人々が健康を維持し、希望を持ち続けることに貢献します」を企業理念としております。

当社は、当該理念実現に向け、「グローバルベンチャーとして挑戦する情熱」「サイエンスの追求」「コンプライアンスの徹底遵守」を行動規範として定めております。

（２）経営戦略

① Goals for 2030

当社は、長期的な経営戦略として以下のとおり「Goals for 2030」を定め、段階的かつ着実な取組を進めております。

<table>
<tr><th>Goals for 2030</th><th>具体的活動</th></tr>
<tr><td>１．LAT1阻害剤[（ナンブランラト） First-in-Class]単剤療法での、胆道がん治療薬としてグローバル承認獲得
・日本発のブロックバスター製品（年間売上10億米ドル）を目指す</td><td rowspan="2">・グローバル臨床開発
（第１　企業の概況　３　事業の内容　（２）開発パイプライン記載のとおり）
・事業化スキームの構築</td></tr>
<tr><td>２．免疫機構に着目した新たな治療薬の可能性を追究し、がん、自己免疫疾患、希少疾患へと展開</td></tr>
<tr><td>３．次世代LAT1阻害剤（Best-in-Class）の臨床試験入り</td><td rowspan="3">・ライフサイクルマネジメント</td></tr>
<tr><td>４．新たなトランスポーター阻害剤の創出によるパイプライン拡充</td></tr>
<tr><td>５．種々の創薬技術を取り込みプラットフォーム化し、継続的な創薬と事業化の仕組み作り</td></tr>
</table>

※上記は本書提出日現在における当社の目標であり、研究開発の進捗、規制当局対応、薬価及び公的医療保険における償還制度（保険収載の可否及び償還条件）、競合環境、市場環境その他の要因により、実際の結果が異なる可能性があります

② グローバルライセンス活動

・グローバル開発を進めた上でのライセンス契約を目指す理由

当社は、開発化合物の価値をグローバル開発によって最大化し、その成果をグローバルライセンス契約へとつなげることでの収益化を目指しております。日本国内において非臨床又は早期の臨床データのみを基にライセンス契約を締結した場合、契約一時金は相対的に小規模となる例がみられます。一方で、グローバル第3相臨床試験まで進展した化合物を導出した場合、契約一時金の中央値は42百万米ドル（2023年の値：約63億円、1ドル=150円換算）※1と報告されています。

このような現状を踏まえ、厚生労働省の「ヘルスケアスタートアップの振興・支援に関するホワイトペーパー」（2024年）提言13では、「開発の早い段階でのアライアンス契約はスタートアップ側に不利となりうるおそれがある（中略）バイオスタートアップの企業価値を毀損しかねない」と指摘されております。当社はこの認識のもと、可能な限り後期段階までグローバル開発を進めることにより化合物の価値、ひいては企業価値の向上を図ることが重要であると考え、開発戦略を推進しております。

・具体的なグローバルライセンス活動状況

当社は、開始済み又は今後開始が見込まれる各臨床試験において得られるデータの取得状況に応じて、ライセンス契約等の検討が可能となるよう準備を進めております。特に、ナンブランラトのグローバル第3相臨床試験の前半（パート A）については、将来的なライセンス活動を見据え、外部から適切な評価を得られる可能性のある試験デザインとするため、米国バイオベンチャー業界で豊富な経験を有する統計学者や腫瘍専門医（薬事・開発コンサルタント）から助言を得ながら、以下の工夫を治験デザインに組み込みました。

・全生存期間（OS）による効果評価
・実臨床を反映した最善支持療法群（Physician’s Best Choice；FOLFOX, FOLFIRI または緩和ケア）との比較
・利便性を高める46時間持続点滴群（2週に1度の通院で治療可能）の追加

また当社は、ライセンス契約交渉において適時に複数の候補企業と交渉を開始できるよう、ナンブランラト（主に胆道がん）及びJPH034（主に多発性硬化症）の市場特性を踏まえ、相性の良いパートナー候補企業を精査し、すでに一部の企業との協議を開始しております。興味を示す企業とは定期的な情報開示を通じて長期的な信頼関係の構築を

進めております。臨床試験の進捗に応じて戦略的かつ円滑にライセンス契約交渉へと移行することを目指し、体制整備を進めておりますが、交渉の開始時期については相手先企業の判断に依存いたします。

ライセンスに向けて継続的にコミュニケーションを取っているパートナー候補企業数
（2026年5月31日時点）

ナンブランラト	JPH034
12社	13社

具体的には、ナンブランラトについては、グローバル第3相臨床試験パートA及び国内での免疫チェックポイント阻害剤（ICI）との併用療法の進捗を踏まえ、2028年3月期以降の事業化スキームの構築を目指しております。 JPH034については、再発を伴わない2次性進行型多発性硬化症を対象とする米国第1相臨床試験の進捗、並びにこれまで蓄積してきた臨床・非臨床エビデンス及び非臨床・CMCパッケージ等を踏まえ、欧米でのフェーズ2試験の実施が可能となる段階を見据えて、2027年3月期に事業化スキームの構築を目指しております。当該スキームについては、ライセンス契約に限らず、共同開発、出資その他の契約形態を含め、候補企業等との協議状況及び臨床試験の進捗を踏まえ、最適な形態を検討してまいります。

図1：事業化スキーム構築のイメージ
ナンブランラト

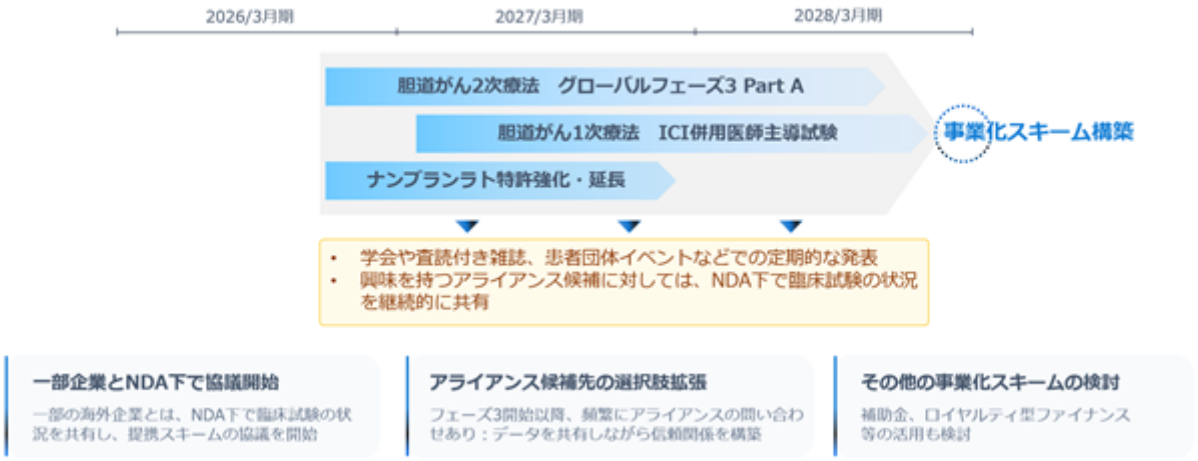

JPH034

③ ライフサイクルマネジメント

・ライフサイクルマネジメント概要

医薬品開発においては、一つの成功（POC※2）を起点に、疾患領域の拡大、特許の延長、さらには後継品（Best-in-Class）への展開といったライフサイクル戦略を段階的に実行することで、事業価値を最大化することが重要であると認識しております。当社はLAT1阻害剤開発の先駆者として、胆道がんにおけるPOCを達成し、すでに次なるライフサイクル戦略の検討及び準備を進めております。これらの取組の一環として、胆道がん1次療法におけるICIとの併用療法、KRAS変異大腸がんを対象とした医師主導臨床試験の開始準備、希少疾患を対象とする非臨床試験、JPH034によるグリオーマに対する臨床試験実施に向けた検討等を進めております。さらに、これらの取組を、自社に加え研究開発パートナーや事業パートナーと連携しながら推進することで、持続的かつ大きな事業価値の創出を目指しております。

図2：胆道がんを起点とするライフサイクルマネジメント※3

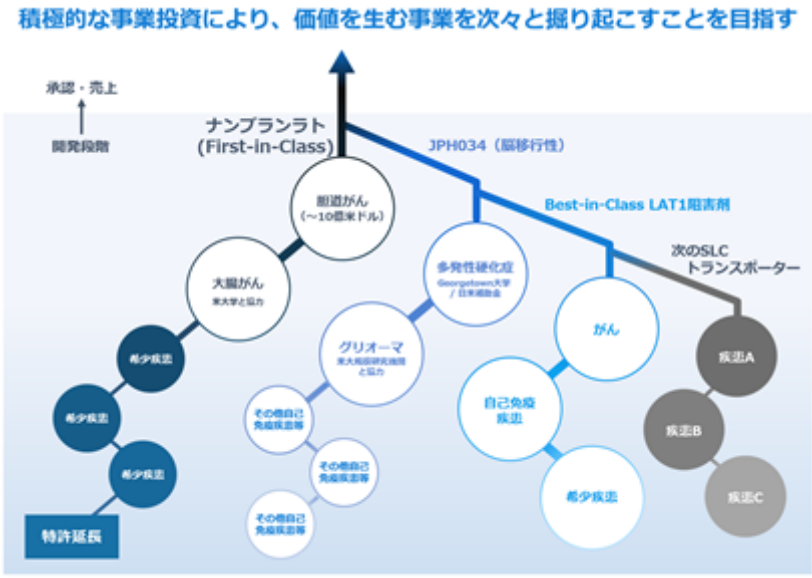

注：当社の事業戦略に関するイメージ図であり、実際の事業展開とは異なる可能性がある

その一環として、当社はナンブランラトの特許強化・延長プロジェクトを推進しております。医薬品分野においては、物質特許が満了した後も、製剤特許や用途特許などを組み合わせることで事業の独占性を延長させた事例が数多く存在します。ナンブランラトについても、グローバル大手製薬企業による成功実績のある手法も参考にしつつ、独占性の延長につながる可能性のある新規特許の取得を目指しています。これにより、より高額なライセンス契約の締結や、長期にわたるロイヤルティ収入につながる可能性があり、当社の中長期的な事業成長に寄与し得るものと考えております。

・SLCトランスポーター創薬のプラットフォーム化に向けて

当社は、現有する開発パイプラインの進捗と事業化を進める一方で、より長期的な成長に寄与するために、SLCトランスポーター創薬のプラットフォーム化を目指しております。当社は、LAT1阻害剤の研究開発を通じて知見を蓄積してきており、クライオ電子顕微鏡※4を用いたSLC構造解析技術※5の確立等により、基質特異性※6に関する理解が進展しております。また、複数のアカデミアとの委託・共同研究を通じて、戦略的パートナーシップを構築しており、研究基盤の広がりと強固さを支えております。

今後は、これまでに培ってきた研究基盤を成熟させるとともに、成長に資する要素を取り込みながら発展させることで、SLCトランスポーター創薬に係る技術の体系化及び新規パイプラインの充実を図ってまいります。

番号	解説または引用
※1	Q3 2024 Biopharma Licensing and Venture Report by J.P.Morgan: 2023年の値　中国のみ・欧州のみなどのローカルライセンスを含む
※2	POC：POC（Proof of Concept）とは、研究開発において仮説や新しい治療法の有効性・安全性について、初期段階でその実現可能性を示すための概念や検証プロセスを指します。創薬の分野では、臨床試験の早期（主に第2相試験）で新薬候補が実際に患者に効果を示すかを確認し、開発を継続するかどうかを判断する重要な節目となります。
※3	当社の事業戦略に関するイメージ図であり、実際の事業展開とは異なる可能性があります。

番号	解説または引用
※4	クライオ電子顕微鏡：クライオ電子顕微鏡（cryo-EM）とは、生体分子や細胞構造を凍結したまま観察できる電子顕微鏡技術です。試料を急速凍結して水分を氷晶化させずに保存することで、タンパク質や複合体をほぼ生理的な状態で高分解能に解析できます。近年は構造生物学や創薬研究において、X線結晶構造解析やNMRに並ぶ強力な手法として注目されております。
※5	SLC構造解析技術：結晶化困難なSLCをクライオ電顕で可視化することで、輸送メカニズムの解明や創薬応用につなげる技術です。SLCは膜貫通型タンパク質であり、疎水性が高く不安定で、さらに結晶化が困難であるため、従来のX線結晶構造解析やNMRでは詳細な構造情報を得ることが極めて難しいという背景があります。近年ではクライオ電子顕微鏡（cryo-EM）の進歩により、結晶化を必要とせず、生理的に近い条件下でSLCの立体構造を高分解能に観察できるようになりました。これにより、SLCの基質特異性や輸送サイクルの分子メカニズムが解明され、創薬標的としての理解が大きく進展しております。
※6	基質特異性：酵素や輸送体などの生体分子が、特定の基質（反応する分子や取り込む物質）に対して選択的に作用する性質のことを指します。この特性により、生体内の反応が正確かつ効率的に進行します。

（３）経営環境

① 当社の企業構造及び主要開発品の概観

当社は、研究開発を中核とする創薬ベンチャーとして、SLCトランスポーターを標的とした創薬研究並びに医薬品候補化合物の臨床開発を主たる事業としております。事業運営においては、研究戦略の立案、開発計画の策定、プロジェクトマネジメント及び重要な意思決定等の中核機能を当社が担い、臨床試験の運営・モニタリング等の実務については、国内外のCRO等の外部機関を活用することにより、効率的な研究開発推進体制を構築しております。また、薬事、開発、統計、疾患領域等に関する外部専門家から助言を受けるとともに、アカデミア等との連携を通じて研究開発基盤の強化を図っております。

当社の提供価値は、（i）医薬品候補化合物の研究開発（臨床開発を含む）及び（ii）これらの研究開発活動を通じて蓄積されるSLCトランスポーター創薬に係る知見・技術基盤であります。当社はこれらを基に、アンメット・メディカル・ニーズの高い疾患領域を対象として開発パイプラインを構築しております。現時点における主要開発品等の概要は以下のとおりです。

・ナンブランラト（JPH203）：胆道がんを中心にグローバル開発を推進しております。CMCに関しては、2025年5月13日付で商業製造スケールにおける品質基準への適合についてFDAより肯定的な書面回答を受領しました。また、国内第2相臨床試験の結果等を踏まえ、FDAとの協議を経て、2025年12月にグローバル第3相臨床試験を開始しており、2026年6月現在、計画通り順調に進捗しております。

また、国内においては、胆道がんの1次療法におけるナンブランラトと免疫チェックポイント阻害剤（ICI）との併用療法を検討する医師主導臨床試験（JON-2404-B）が開始されております。本試験は2026年4月にJapan Registry of Clinical Trials（jRCT）へ試験情報が登録・公開され、公益財団法人がん研究会有明病院を代表施設として実施されています。当社は同院との契約に基づき、本試験の円滑な遂行を支援してまいります。

・JPH034：中枢移行性を特徴とするLAT1阻害剤として、主に再発を伴わない2次性進行型多発性硬化症を対象に開発を推進しております。米国時間2026年3月22日に米国における第1相臨床試験を開始し、最初の被験者への投与を実施しました。現在は、本試験において安全性、忍容性及び薬物動態に関するデータの取得を進めております。

・その他の開発・研究：ナンブランラトについては、KRAS変異大腸がんを対象とした医師主導臨床試験の開始に向けた準備、希少疾患を対象とする非臨床試験等に取り組んでおります。また、JPH034についてはグリオーマに対する臨床試験実施に向けた検討も進めております。加えて、ナンブランラトの特許の強化・延長、次世代LAT1阻害剤（Best-in-Class）等の創薬研究について、資金状況及び開発コスト等を踏まえつつ、段階的に推進しております。

② 製薬業界に関する最近の動向

・医薬品市場の成長予測※1

Grand View Research, Inc.の最新レポートによれば、世界の医薬品市場規模は2030年までに2兆3,504億3,000万米ドルに達すると予測されており、2025年から2030年にかけて年平均成長率（CAGR）6.12%で拡大する見込みです。この市場成長の背景には、慢性疾患の有病率上昇、新規治療開発ニーズ拡大があります。洗練された製品の上市や糖尿病・がん・感染症など主要疾患の罹患率増加が、グローバルな医薬品市場の成長を下支えしていると考えられております。

・米国の関税政策とその影響※2

2025年4月、トランプ政権は「国家安全保障」を理由に、医薬品及び医療機器の輸入に対して10%の関税を導入しました。この関税措置は資本市場に不確実性をもたらし、将来の新規治療への投資に悪影響を及ぼす懸念があります。

こうした状況を受け、大手製薬企業は米国内での生産能力強化を目的に、既に数十億米ドル規模の投資を発表しております。ブランド医薬品については価格上昇リスクが限定的と見られる一方で、利益率の低い低価格ジェネリック医薬品の供給は制約を受ける可能性があります。

米国の関税政策は製薬業界にとって大きな転換点となっており、各社には不確実性に対応し得る柔軟な戦略と迅速な意思決定が求められております。

③ がん領域に係る研究開発や市場の動向

・がん治療薬市場の成長予測※1,3

がん治療薬は医薬品市場全体の約18.06%を占めており、その世界市場規模は2032年までに4,916億米ドルに達すると予測されております。2025年から2032年の予測期間においては、年平均成長率（CAGR）12.6%と高い成長が見込まれております。

この市場成長を支える大きな要因の一つとして、がん罹患率の増加が挙げられます。International Agency for Research on CancerのGLOBOCAN調査によれば、2020年には世界で1,930万人の新規がん患者と約1,000万人のがん死亡が報告されたと推定されております。こうした背景から、製薬企業の多くががん領域での研究開発活動に注力しており、新規治療薬の上市が加速しております。

一方で、2027年以降は主要な治療薬がジェネリック医薬品やバイオシミラーとの競争に直面することが見込まれており、これにより患者様・医療保険制度の双方にコスト削減効果をもたらす一方、市場成長率は徐々に鈍化すると予想されます。

・がん領域に関する治療薬の承認（米国FDA）

2024年、米国FDAは、幅広いがん治療薬を承認しました。その対象は多様ながん種に及び、低分子阻害剤、免疫チェックポイント阻害剤、二重特異性抗体※4、抗体薬物複合体（ADC）※5、さらには細胞・遺伝子治療製品まで、多様な作用機序を有する製品群が含まれております。

これらの中には、新しい免疫療法や分子標的療法といった画期的な治療法が複数承認されており、特に他の治療法との併用療法としての承認が多く見られる点は、近年のがん治療における重要なトレンドを示しております。さらに、既存薬の適応拡大も承認されており、がん治療が継続的に開発・改良されていることを裏付けております。

・がん領域に係る研究開発※6

新薬開発の動きは引き続き高水準で推移しており、2025年には米国FDAのCDERが46件の新規治療薬を承認しました。がん領域は新薬承認において引き続き最大の治療領域であり、同年のCDER承認薬のうち16件、35%を占めました。研究開発パイプライン全体では、2026年1月時点で22,940品目と前年から3.92%減少したものの、臨床段階のパイプラインは第1相、第2相、第3相のいずれも増加しています。がん領域のパイプラインは9,036品目と前年からやや減少し、全体に占める割合も39.4%へ低下した一方、2025年に新たに登録された候補品の38.6%を占めており、依然として最大の研究開発領域となっています。

新たながん治療法の中でも、抗体薬物複合体（ADC）、多重特異性抗体、細胞・遺伝子治療などの新規モダリティは引き続き大きな注目を集めています。2026年1月時点のパイプラインでは、遺伝子治療が2,115品目、ADCが892品目、T細胞療法が854品目、CAR-T細胞療法が641品目、二重特異性抗体が560品目となっています。承認面でも、2025年には第一三共のTROP2標的ADCであるdatopotamab deruxtecan、AbbVieのc-Met標的ADCであるtelisotuzumab vedotinに加え、BCMA×CD3二重特異性T細胞エンゲージャーであるlinvoseltamabがFDA承認されました。これらの動向は、がん領域において、既存標的の活用、投与利便性の改善、新規モダリティによる差別化が引き続き重要であることを示しています。

④ 胆道がん（胆管がん及び胆嚢がん）の市場動向及び研究開発

胆道がん治療市場は、標的療法、免疫療法、精密医療の進展により、今後も着実な成長が見込まれております。胆道がんは希少疾患であり、2020年までは2次療法に承認薬が存在しませんでしたが、現在では複数の米国FDA承認薬が登場しております。2024年には、胆道がんにおける初のHER2二重標的療法としてザニダタマブが承認され、市場拡大の象徴的な出来事となりました。

ただし、既存の分子標的薬は適応患者が限定されるうえ、耐性の出現（二次変異など）による再発が依然として課題となっております。一方、1次療法では免疫チェックポイント阻害剤（PD-1/PD-L1）において有用性が示され、ペムブロリズマブやデュルバルマブが承認に至っております。

胆道がん治療は過去10年間で大きな進展を遂げてきたものの、依然として治療選択肢は限られており、個別化・分子診断に基づく治療設計が求められております。今後は、早期発見・スクリーニングの強化、併用療法の普及、次世代標的の探索等が重要な論点になると考えられております。

このような環境下において、当社の開発品であるナンブランラトは、LAT1阻害という新規作用機序（First-in-Class）を基盤として、胆道がん2次療法における治療選択肢の拡大に資する可能性がある点が競争上の差別化要因となり得ると考えております。また、1次療法においては、免疫チェックポイント阻害剤（ICI）との併用療法を検討する医師主導臨床試験（JON-2404-B）が開始され、2026年4月にJapan Registry of Clinical Trials（jRCT）へ試験情報が登録・公開されました。本試験は、公益財団法人がん研究会有明病院を代表施設として実施され、当社は同院との契約に基づき、本試験の円滑な遂行を支援してまいります。

⑤ がん領域の今後の見通し

がん治療薬市場は急速に進化しており、革新的な治療法や技術革新が市場成長を力強く牽引しております。なかでも、ゲノムプロファイリングやバイオマーカーに基づく個別化医療の普及、免疫チェックポイント阻害剤やCAR-T細胞療法といった免疫療法の拡大、さらにビッグデータ解析やAIを活用した診断精度の向上や治療計画の最適化といったデジタル技術の導入が、成長の主な要因となっております。これらの動向を背景に、がん治療薬市場は今後も持続的な成長が期待され、製薬企業にとって極めて大きな事業機会を提供する分野となっております。

⑥ 事業へ与える影響

製薬業界、とりわけがん領域の市場は今後も大きな成長が見込まれており、その中でも胆道がんは依然としてアンメット・メディカル・ニーズが高い領域であると認識しております。近年は従来とは異なる新規作用機序のがん治療薬が研究開発され、治療選択肢が拡大しているほか、他剤との併用療法の進展も市場拡大を後押ししております。

当社の開発品であるナンブランラトは、単剤療法として、胆道がん2次療法において一定の有望性が示唆されており、意義のある結果であると考えております。足元では、ナンブランラトのグローバル第3相臨床試験が2025年12月に開始され、2026年6月現在、計画通り順調に進捗しております。また、胆道がん1次療法におけるICIとの併用療法を検討する医師主導臨床試験についてもjRCTへの登録・公開がなされており、単剤療法に加え、併用療法及び適応拡大を通じたライフサイクルマネジメントの重要性が高まっております。

当社は、ナンブランラトの競争優位性を、①LAT1阻害という新規作用機序（First-in-Class）に基づく差別化、②胆道がん2次療法というアンメット・メディカル・ニーズの高い領域における単剤療法としての位置づけ、③将来的な承認取得及びライセンス活動を見据えた臨床開発戦略の三点に整理しております。具体的には、グローバル第3相臨床試験の前半（パート A）において、全生存期間（OS）による効果評価を採用するとともに、実臨床を反映した最善支持療法群との比較、さらに利便性を高める投与群の追加等の工夫を組み込むことで、臨床的意義及び外部からの評価の明確化を図っております。加えて、特許強化・延長、他剤との併用、他の固形がんや自己免疫疾患への展開、Best-in-ClassのLAT1阻害剤の開発といったライフサイクルマネジメントを推進し、独占性の確保と事業価値の最大化に取り組んでおります。

さらに、JPH034についても米国第1相臨床試験を開始しており、がん領域に加え自己免疫疾患領域での事業機会の拡大を目指しております。これらの取組を通じて、ナンブランラトを中心とする開発パイプラインの価値向上を図るとともに、将来的な収益機会の拡大につなげてまいります。

一方で、市場競争の激化や米国における薬価政策・関税動向など不確実性も存在します。そのため、スピード感を持った開発推進に加え、リスク分散と持続的な成長のために開発パイプラインの拡充を進めていくことが不可欠と考えております。

番号	解説または引用
※1	株式会社グローバルインフォメーション 当該ウェブページを 2025年10月2日閲覧。URL: https://www.gii.co.jp/report/grvi1679414-pharmaceutical-market-size-share-trends-analysis.html
※2	Sean D. Sullivan, et al., JMCP org., 2025, 31, Number 6. “The consequences of pharmaceutical tariffs in the United States”
※3	H&Iグローバルリサーチ株式会社 当該ウェブページを 2025年10月2日閲覧。URL：https://www.globalresearch.co.jp/cancer-therapeutics-market/
※4	二重特異性抗体：1つの抗体分子で2種類の異なる抗原（またはエピトープ）を同時に認識できるように設計された抗体です。
※5	抗体薬物複合体（ADC, Antibody-Drug Conjugate）：抗体に強力な低分子の抗がん薬（細胞傷害性薬物）を結合させた標的型治療薬です。
※6	Citeline Pharma R&D Annual Review 2026., Asher Mullard. "2025 FDA approvals" Nat Rev Drud Discov., 2026, 25, 81-87.

（４）経営上の目標の達成状況を把握するための客観的な指標等

当社は現在、研究開発段階にあるため、売上高、営業利益等の財務指標を経営上の目標として具体的に設定しておりません。これは、医薬品の承認取得及び上市前の段階においては、財務指標が当社の研究開発活動の進捗や将来の事業価値を必ずしも適切に反映しないと考えるためであります。

当社の企業価値の主要な構成要素は、医薬品候補化合物の研究開発の進捗（臨床開発及び規制対応を含む）並びに研究開発の成果としての開発パイプラインの充実であることから、当社はこれらを経営上の重要課題と位置付け、当該課題の達成状況を把握するための客観的な指標として以下を採用しております。

① 開発パイプラインの進捗状況（計画対比）

各開発品について、臨床試験の開始、被験者登録の進捗（例：最初の被験者登録、登録完了）、データ固定、主要評価項目に係る結果の取得、規制当局との協議及び申請関連手続（例：当局面談、申請資料作成の進捗、申請提出）等の主要な開発マイルストンの達成状況を、計画対比の観点から、四半期又は適宜の頻度でモニタリングしております。

② 開発パイプラインの充実状況

次の開発パイプライン候補の創出に係る進捗（例：候補化合物の絞り込み・選定、前臨床POCの取得、特許申請）等を指標として、パイプラインの拡充状況を評価しております。

なお、研究開発活動は、臨床・非臨床試験の結果、規制当局の判断、臨床試験の実施環境その他の外部要因等の影響を受ける場合があり、各マイルストンの達成時期等が変動する可能性があります。当社は、上記指標を踏まえた目標計画を策定し、研究開発活動及び事業活動を推進してまいります。

（５）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 財務基盤の強化

当社は、「第１　企業の概況　３　事業の内容」に記載のとおり、多様な開発パイプラインを有しており、ナンブランラトのグローバル第3相臨床試験及びJPH034の米国第1相臨床試験を開始しております。また、胆道がん1次療法におけるICIとの併用療法を検討する医師主導臨床試験も開始されております。創薬事業の特性上、多額の研究開発費用が先行するため、営業損失の継続や営業キャッシュ・フローのマイナスが発生しやすく、財務基盤の強化は極めて重要な経営課題であると認識しております。

このため当社は、研究開発を推進しつつ財務基盤を充実させるべく、以下の方針を掲げております。

・自社開発と戦略的パートナリングの組み合わせ

当社は、可能な限り自社主導で臨床試験を実施し、その成果を最大限に取り込むことで将来的な収益機会の確保を目指しております。一方で、臨床後期やグローバル規模での開発・商業化には多額の費用を要するため、各開発プログラムについて適切なリスクとリターンのバランスが確保できる段階までグローバル開発を進め、その上で製薬企業等とのライセンス契約、共同開発、出資その他開発を進めるための契約体系を含め、最適なパートナリングを検討してまいります。これにより、リスク分散と財務の安定性を実現しつつ、持続的な成長を目指してまいります。具体的には、ナンブランラトについては、グローバル第3相臨床試験パートA及び国内での免疫チェックポイント阻害剤（ICI）との併用療法の進捗を踏まえ、2028年3月期以降の事業化スキームの構築を目指しております。JPH034については、再発を伴わない2次性進行型多発性硬化症を対象とする米国第1相臨床試験の進捗、並びにこれまで蓄積してきた臨床・非臨床エビデンス及び非臨床・CMCパッケージ等を踏まえ、欧米でのフェーズ2試験の実施が可能となる段階を見据えて、2027年3月期に事業化スキームの構築を目指しております。当該スキームについては、ライセンス契約

に限らず、共同開発、出資その他の契約形態を含め、候補企業等との協議状況及び臨床試験の進捗を踏まえ、最適な形態を検討してまいります。なお、内容が未確定であるため、現時点では業績予想には反映しておりません。臨床試験の進捗及びパートナー候補企業との協議状況を踏まえ、適切なタイミング及び契約形態を検討してまいります。

・資金調達手段の多様化
　株式発行による資金調達に加え、事業会社からの出資や公的資金の活用など、多様な資金調達手段を組み合わせることで、研究開発を安定的かつ継続的に進められる体制を整備してまいります。また、資金調達を実現するためには、現在の開発パイプラインの進捗に加えて、ライフサイクルマネジメントとして、疾患領域の拡大、特許の延長、後継品への展開といった持続的かつ大きな事業価値の創出を目指す活動が重要であると認識し、取り組んでおります。

② 持続的成長と社会的信頼確保のための取組
　さらに、財務面にとどまらず持続的な成長と社会的信頼を確保するため、以下の取組も優先課題として推進してまいります。

・法令遵守の推進
　製薬業界に求められる高い倫理性と社会的責任を踏まえ、国内外の関連法規制やガイドラインを遵守するとともに、全社員のコンプライアンス意識の向上を図り、健全かつ透明性の高い事業運営の実現に努めてまいります。

・ガバナンス機能の充実
　取締役会を中心としたガバナンス機能を強化し、経営の透明性、公正性、意思決定の迅速性を確保することで、持続的成長を支える経営基盤を確立し、株主をはじめとする全てのステークホルダーからの信頼に応えてまいります。

・組織体制の整備及び人材育成
　研究開発から事業化に至る各プロセスを効率的かつ確実に推進するため、最適な組織体制を整備するとともに、社員一人ひとりの専門性とリーダーシップを高める教育・研修を強化してまいります。

・高度人材の獲得と定着
　革新的な創薬活動を継続的に推進するためには、優れた専門性を有する人材の採用・定着が不可欠です。当社は、国内外の研究機関や製薬企業からの専門人材のリクルーティングを行うとともに、魅力ある職場環境の整備や柔軟な働き方の推進により、人材が長期的に活躍できる基盤を構築してまいります。これらの取組を通じて人材競争力を高め、創薬事業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につなげてまいります。

　これらの取組により、当社はリスクとリターンのバランスを適切に確保しつつ、パイプライン開発の加速と新規創出を同時に実現し、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

（1）サステナビリティに関する考え方

当社は、「SLCトランスポーター創薬の新たな可能性を追求し、グローバルベンチャーとして世界中の人々が抱えるアンメット・メディカル・ニーズに応える革新的新薬の開発を通じ、人々が健康を維持し、希望を持ち続けることに貢献します」を企業理念に掲げ、この理念実現のために、グローバルベンチャーとして挑戦する情熱、サイエンスの追求、コンプライアンスの徹底遵守を行動規範として定めております。

当社は、未だ十分に開拓されていないものの有望な治療ターゲットと考えられるSLCトランスポーターを開発対象とし、SLCトランスポーターから有望な治療ターゲットとなるトランスポーターを選定し、その役割やメカニズムを解明することで、アンメット・メディカル・ニーズに応える医薬品開発に取組み続けてまいります。

また、当社が持続的にアンメット・メディカル・ニーズに応える医薬品開発を実現するためには、当社の経営理念実現に向けて行動する、多様な人材を活用することが重要であり、社内労働環境の整備、各従業員の健康管理、ワークライフバランスの取れた働き方の実現等を通じ、社員が生き生きと働くことができるような組織風土の構築に全社的に取組む必要があると考えております。

当社はアンメット・メディカル・ニーズに応える革新的新薬の開発を通じて、持続可能な社会の継続に貢献すべく、長期的な視野に立って事業活動を推進してまいります。

また、当社は、非上場の段階からインパクトファンドより出資を受け、社会に対してポジティブなインパクトをもたらす事業展開を行うことにコミットしております。その一環として、当社では多くの医療従事者や患者インタビューを通じて、図1に示す因果ループ図を構築しました。

図1：「新薬の開発を通じて患者さんが希望を持ち続けることに貢献する」を表した因果ループ図

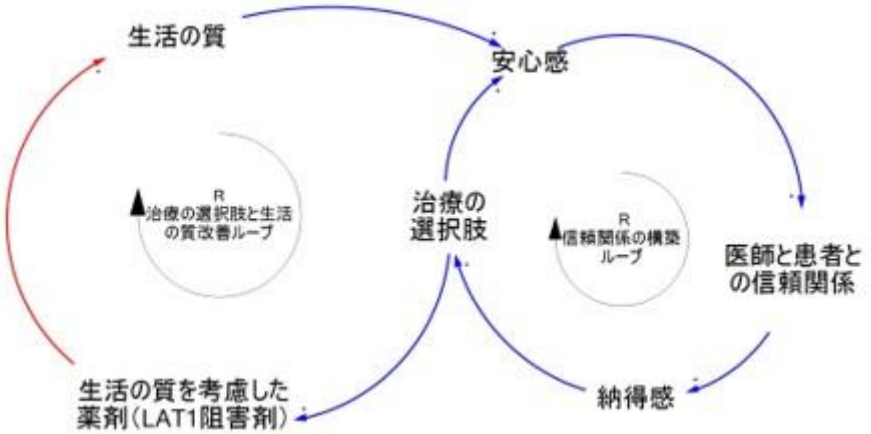

当社は、治療効果の追求のみならず、患者様が治療の選択肢を持ち、医師との信頼関係のもとで納得感を持って治療に臨めることも重要な社会的価値であると認識しております。図1は、当社が多くの医療従事者や患者様へのインタビューを通じて整理した因果ループ図であり、新たな治療選択肢の提供が、患者様の安心感、納得感、医師と患者様との信頼関係、ひいては生活の質の向上に寄与し得るという考え方を示したものです。この考え方は、当社が掲げる“Feel Better & Live Longer”の実現に通じるものであります。

近年の外部研究では、がん治療薬の効果の評価項目として頻繁に用いられる腫瘍縮小率（ORR）や無増悪生存期間（PFS）が、必ずしも全生存期間（OS）の延長と相関しないケースが報告されています※1。こうした背景から、従来の「腫瘍縮小率」などの単一指標のみでは治療効果を適切に評価することが難しいという課題も指摘されています。

当社は、このような未充足の医療ニーズを背景に、新たな作用機序の創薬研究開発を進めております。当社が開発するLAT1阻害剤は、アンメット・メディカル・ニーズを有する患者様及びそのご家族に対して、ORRやPFSといった従来の臨床評価項目にとどまらず、治療選択肢の拡大、治療への納得感、医師と患者様との円滑なコミュニケーション等、より広範な課題への貢献を目指すものであります。また、医師にとっても、臨床現場における新たな治療選択肢の候補となり得ることで、患者様の状態や希望に応じた診療プロセスの向上に資する可能性があると考えております。

当社では、このような考え方の下で創薬研究開発を進め、今後、臨床試験の進捗、対象疾患における治療選択肢拡大への貢献可能性、患者様・医療従事者への提供価値等を踏まえ、インパクトの測定・マネジメントに関する適切な方法の整備に向けた検討を進めていく方針です。

番号	解説または引用
※1	M. Merino et al., "Irreconcilable differences: The divorce between response rates, progression-free survival, and overall survival" J Clin Oncol., 2023, 41, 2706–2712.

（２）サステナビリティへの取組

①　ガバナンス

当社は、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会の活動を通し、サステナビリティ経営を実現するための当社戦略の実施及びサステナビリティ関連のリスク及び機会の監視・管理を行っております。当社では、サステナビリティ関連の戦略の立案、実行及びその監督にあたり、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会において実施し、その内容や重要性に応じて取締役会に諮り、決定しています。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する詳細は、「第４　提出会社の状況　４　コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。

なお、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、管理するためのガバナンスのプロセス及びその手続については、当社の状況に応じて今後検討を行う予定です。

②　リスク管理

当社では、リスク管理体制の基本として「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定しております。代表取締役社長を委員長とし、委員会の構成メンバーは業務執行取締役、部長、ディレクターとし、監査等委員会委員長のほか、代表取締役社長が指名した者をオブザーバーとして参加させることができるリスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則として年に2回以上開催することとしております。

同委員会において、サステナビリティを含む事業のリスク及び機会を識別し、その発生可能性や影響度を評価し、その対応策を検討しております。また、識別されたリスク及び機会については、評価及び対応策の実施状況について同委員会で定期的にモニタリングを行うとともに、その結果を取締役会へも報告し、協議しております。

当社は研究開発段階にある創薬ベンチャーであり、臨床試験の進捗に伴い研究開発費が先行して発生する事業特性を有しております。そのため、研究開発活動の継続性、財務基盤の維持・強化、適切なパートナリングの推進についても、持続的な企業価値向上に関わる重要なリスク及び機会として認識しております。

当社が認識する事業上等のリスクに関する詳細は、「第２　事業の状況　３　事業等のリスク」をご参照ください。

なお、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための具体的なプロセス等については、当社の状況に応じて今後検討を行う予定です。

③　戦略

ａ．人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針

人材の多様性については、当社が持続的な成長を遂げるためには多様性の観点で人材を活用すべきであると考えております。しかし、適材適所の人材を中途採用での獲得を中心に行っている当社の現状では、多様性に関する数値目標を設定するのではなく、多様な人材が当社にエントリーしやすく、かつ活躍できるような環境を整えることが重要であると認識しております。

人材の育成については、当社の価値創造の源泉は、人的資本であると考えております。よって、人的資本を重要視して投資を行うことで、持続的な成長と企業価値向上の実現に繋げてまいります。特に当社では、各部門において業務遂行上必要である他、スキルアップとなる研修の受講を積極的に推奨しております。

ｂ．社内環境整備に関する方針

働き方改革の観点から、役職員が柔軟な働き方ができるよう、リモートワーク制度を導入しております。

④　指標及び目標

上記「③戦略」において記載したとおり、当社では多様な人材確保や人材育成を重要な戦略として取り組んでおりますが、組織が拡大中であることや定点観測が困難であるため、現時点では定量的な指標や目標は設定しておりません。今後、成長を続ける中で適切な指標や目標の設定について検討を進めていく予定です。

3【事業等のリスク】

当社の事業の運営及び展開等について、リスク要因として考えられる主な事項を以下に記載しております。当社は、これらのリスクの発生を回避し、また発生した場合には適切な対応に努める方針ですが、当社の事業活動及び将来の業績には本質的な不確実性が存在します。なお、以下の記載はかかるリスクを網羅するものではありません。

当社は、医薬品の研究開発を主たる事業とする創薬ベンチャー企業であり、事業活動は新薬の研究開発の成否に大きく依存しております。一般に、新薬の研究開発には長期間及び多額の研究開発費用を要する一方、各開発段階において有効性又は安全性が確認されないこと等により、開発の中止又は遅延が生じる可能性があります。また、臨床試験において一定の結果が得られた場合であっても、規制当局による承認が得られない、又は想定よりも長期間を要する可能性があります。

このように、創薬事業は本質的に高い不確実性を内包しており、とりわけ販売開始前の研究開発段階のパイプラインを有する当社への投資は、一般の投資対象と比較して相対的にリスクが高いと考えられます。以下に記載する各リスクは、かかる不確実性が当社の事業、財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性がある事項を具体的に示したものです。

また、当社は、事業運営に係る主要リスクについて、各部門で把握したリスク情報を集約のうえ、経営陣に報告し、必要に応じて協議・対応方針の検討を行う体制を整備しております。加えて、内部監査担当者は内部監査を通じてリスク管理及び内部統制の運用状況を検証し、その結果を関係機関へ報告しております。これらの運用状況については監査等委員会が監督しております。なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細は、「第４　提出会社の状況　４　コーポレート・ガバナンスの状況等（１）コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のコーポレート・ガバナンス体制図をご参照ください。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

Ⅰ．事業価値に直結する最重要リスク

① 臨床試験・非臨床試験の結果に関するリスク（発生可能性：中、発生時期：特定時期無し、影響度：大）

当社では、2026年3月期より米国FDAのレビュー下で、ナンブランラトの胆道がん2次療法を対象とするグローバル第3相臨床試験を開始しました。当臨床試験に成功すると、欧米を始め、世界中でナンブランラトの胆道がん2次療法治療薬としての承認に繋がる可能性があります。当臨床試験は、これまでに日本国内で行ってきた第2相臨床試験などと比べて、人種差や市場で使用可能な1次療法治療薬の変化などの理由で、想定通りの結果とはならない可能性があります。グローバル第3相臨床試験で主要評価項目を達成できないなど承認に至らない結果であった場合は、追加試験の実施が必要となる等により、承認までに要する時間及び費用に大きな影響が生じる可能性があります。また、試験結果の内容によっては、開発継続が困難となり、当該開発を中止する判断に至る可能性があります。

ナンブランラトの胆道がん2次療法を対象とする第3相臨床試験以外にも、様々な臨床試験・非臨床試験を計画しております。それらの試験結果により、予定している各化合物・適応症の開発スケジュールが影響を受ける可能性があります。

当社ではこうしたリスクに対応するため、これまでに構築してきた科学的な知見や臨床・非臨床データに基づき、成功確率が高い治験デザインを構築すると同時に、パイプラインの幅を広げて単一のパイプラインに依存し過ぎない体制強化にも努めております。

一方で、当社は、臨床・非臨床試験において開発中止のリスクが顕在化した場合、科学的根拠と透明性を基盤とした意思決定を行い、株主及び投資家の皆様にとっての価値を最大限に守り抜くため、多面的かつ迅速な対応を徹底する体制を整えております。

まず、リスクの種類（有効性不足、安全性懸念、競合製品の市場参入など）を明確化し、社内外の専門家による中間解析や安全性評価を含むデータレビューを実施します。その上で、臨床試験デザインや対象患者選定などに起因する根本要因を特定し、科学的に妥当な結論を導きます。

次に、重要な関係者との情報共有を迅速に行います。社内ではマネジメント層や研究開発部門と協議し、社外においては規制当局（PMDAやFDA）への安全性シグナルや試験中止可能性の報告を行います。また、株主及び投資家の皆様に対しては、適時開示やIR資料を通じて透明性を確保し、正確かつ誠実な説明を実施いたします。

その上で、開発継続の可否を慎重に検討いたします。投与量やプロトコル修正によって問題解決が可能か、部分的中止に留めるのか、あるいは全面的に中止すべきかを判断します。仮に開発を中止する場合も、別適応症への転用や他社への技術ライセンスアウト、さらには前臨床段階での改良版探索といった代替策を柔軟に検討し、研究開発資産の最大限の活用を目指します。

さらに、契約・法務・資金面についても適切に対応いたします。CRO※や共同開発先との契約条件や違約金への対応を速やかに確認し、残資金については次の重点プロジェクトへ振り替えることで研究開発の継続性を確保します。また、将来的な再活用を視野に入れ、知的財産の保護にも万全を期します。

※　CROとはContract Research Organizationの略であり、製薬会社から医薬品開発における非臨床試験や臨床試験、製造販売後調査の業務等を受託している企業のことを指します。

② 臨床試験のスケジュールに関するリスク（発生可能性：中、発生時期：特定時期無し、影響度：中）

前項で述べた各臨床試験は、想定よりも患者様のエントリーに時間がかかる、などの理由で、完了までに予定よりも時間がかかるリスクがあります。臨床試験が長引きますと、その分、承認申請の予定が遅れ、事業計画が影響を受ける可能性があります。

当社ではこうしたリスクに対応するため、胆道がんの治験において経験豊富なCROと連携し、患者登録の迅速化を図る体制をとり、また、胆道がんの患者団体とも連携し、患者様に対してアプローチするチャネルも検討するとともに、患者様のエントリー時間を考慮した施設数を設定し、エントリーを促進してまいります。

③ 海外におけるアライアンスパートナーに関するリスク（発生可能性：中、発生時期：特定時期無し、影響度：中）

大原薬品工業株式会社に導出している地域以外についても、当社で一定の段階まで開発を行ったうえで製薬企業に導出を行う予定です。既に候補となりうる製薬企業の選定と対話を始めておりますが、そのアライアンス契約に至るまでに予定よりも時間がかかる可能性があり、その場合、事業計画が影響を受ける可能性があります。

当社ではこうしたリスクに対応するため、外部の専門家を交えて、複数の候補企業にアプローチする体制を構築するとともに、導出に必要となる臨床・非臨床データの整備、特許の強化を図り、交渉の加速と契約成立の可能性向上に努めております。

II．承認・上市に関するリスク

① 薬事申請・承認に関するリスク（発生可能性：中、発生時期：特定時期無し、影響度：中）

当社は創薬ベンチャーとして、新しい医薬品の開発に取り組んでおります。当社が開発する医薬品は、各国の規制当局のルールに従い製造し、かつ非臨床試験・臨床試験によりその有効性や安全性などのデータを構築し、承認申請を行います。そのため、当社開発医薬品を次の開発フェーズに進ませられるかどうか、また承認を得られるかどうかは、最終的には各国規制当局の判断になります。必ずしも予定していた通りの内容やスケジュールで当局の判断が得られない可能性もあり、規制当局の判断により、予定する事業計画が影響を受ける可能性があります。

当社ではこうしたリスクに対応するため、規制当局との対話や、薬事専門家との連携による戦略的開発計画の策定等を行っております。

III．事業継続・財務に関するリスク

① 資金繰りについて（発生可能性：中、発生時期：特定時期無し、影響度：中）

当社は創薬事業を行っており、この事業特性上、研究開発費用の負担により、製品の上市に至るまでの長期に亘って先行投資の期間が継続することが想定されます。この先行投資期間においては、継続的に営業損失を計上するとともに、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスとなる傾向にあります。

このような事業特性の下、当社は、ライセンス契約の締結や開発の進捗に応じて、契約一時金や開発マイルストン収入などを収益として一時的に計上することがあります。ただし、これらの収益の一部、特に開発マイルストンやロイヤルティに関しては、臨床試験における有効な結果の取得や製造販売承認の取得といった成果が得られるまでは受領することができず、収益の実現には不確実性が伴います。当社はパイプラインの進捗に邁進し、製品市販後に利益計上及び利益拡大を目指していますが、開発が計画通りに進捗しない場合には、将来において当期純利益を計上する時期が遅延する可能性があります。

一方で、当社の事業活動には今後も多額の研究開発投資が継続的に必要となることから、引き続き外部からの資金調達を実施する可能性があります。これに伴い、株式の新規発行等によって株主の持分が希薄化する可能性があるほか、市況や株価動向、投資家需要などの影響により、希望する時期や条件で新株発行による資金調達が実施できない、または十分な規模で調達できないリスクも存在します。さらに、借入による調達を行う場合には、財務制限条項等の契約条件により、当社の事業活動に一定の制約が生じる可能性があります。

当社は、こうしたリスクを十分に認識した上で、資本政策の柔軟性を維持しつつ、資金調達手段やその時期、条件等を慎重に検討するとともに、株主及び投資家の皆様に対して適切かつタイムリーな情報開示に努めてまいります。

② 調達資金の使途に関するリスク（発生可能性：小、発生時期：特定時期無し、影響度：中）

当社は、東京証券取引所グロース市場への上場に際し、公募増資により調達した資金を、当社パイプラインの研究開発活動及びこれに付随する経営資源への投入に充当する予定であります。

しかしながら、当社を取り巻く医薬品業界の動向や、当社における研究開発や事業開発の状況等により、上記計画以外の使途に充当する可能性があります。また、計画通りに調達した資金を使用した場合であっても、想定通りの効果を上げられない可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクに鑑み、当社は資金の使途変更または計画との差異が生じた際には、速やかかつ適切に開示を行い、株主及び投資家の皆様への説明責任を果たしてまいります。

③　為替変動リスクについて（発生可能性：大、発生時期：特定時期無し、影響度：小）

当社では、臨床試験の実施をはじめとする医薬品開発活動において、海外の委託先を利用しており、それに伴い外貨建取引（主に米ドル建）を行っております。これらの取引においては、為替相場の変動に起因するリスクが存在し、為替レートの大きな変動の影響を受け、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、米ドル建て支出について、予算策定時に必要額を見積るとともに、資金繰り、為替水準及び支払時期等を踏まえ、外貨の確保時期及び確保額を検討しております。また、必要に応じて一定額の米ドルを事前に確保し、ドル建てで管理・運用すること等により、為替変動リスクの低減に努める方針です。

もっとも、為替相場が想定レートより円安で推移する場合には、外貨の確保に係る判断が当初想定と異なる可能性があり、為替変動による影響を完全に回避することは困難です。したがって、今後の為替相場の動向によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

Ⅳ．知財・競争優位性に関するリスク

①　知的財産権に関するリスク（発生可能性：小、発生時期：特定時期無し、影響度：中）

ナンブランラトにおいては、複数の特許で2040年以降までの独占権を担保する計画で進めております。そのうち、ナンブランラトのがん治療薬としての用途特許※（がん治療薬特許）は日米欧を含む主要国ではすでに特許が成立しております。これらの用途特許により事業の独占性が担保されると国際的な特許事務所から見解を得ております。

JPH034においては、物質特許が2034年まで有効であることに加えて、中枢性の炎症疾患を対象とする用途特許が主要国で成立済です。

当社が出願人である、または当社がライセンスを有する登録済の主な重要特許一覧

発明の名称	発明の内容	出願人	出願国	特許又は出願番号	登録年月日	存続期間満了日
がん治療薬	JPH203のがん領域での用途特許	ジェイファーマ株式会社	日本	JP6546367 （登録番号）	2019/6/28	2038/8/1
			日本	JP6734971 （登録番号）	2020/7/14	2038/8/1
			日本	JP7541400 （登録番号）	2024/8/30	2038/8/1
			アメリカ	US12458628 （登録番号）	2025/11/4	2040/5/28
			欧州（ドイツ、フランス、イタリア、イギリス、スペイン、トルコ、オランダ、スイス）	EP3733175 （登録番号）	2023/10/4	2038/8/1
			韓国	KR10-2377742 （登録番号）	2022/3/18	2038/8/1
			カナダ	CA3083343 （登録番号）	2022/4/26	2038/8/1
			メキシコ	MX397404 （登録番号）	2022/11/11	2038/8/1
特定の遺伝子マーカーを有する患者に用いるがん治療用の医薬組成物	JPH203の投与にNAT2遺伝子診断をコンパニオン診断薬として組み合わせる添付文書特許	ジェイファーマ株式会社	日本	JP6894155 （登録番号）	2021/6/7	2040/8/31

発明の名称	発明の内容	出願人	出願国	特許又は出願番号	登録年月日	存続期間満了日
抗がん剤及びがんを治療するための医薬組成物	JPH203（LAT1阻害剤）/PD-1，PD-L1抗体併用特許	ジェイファーマ株式会社、大阪大学	日本	JP7369378（登録番号）	2023/10/18	2038/11/7
			アメリカ	US11899019（登録番号）	2024/2/13	2040/5/18
			欧州（ドイツ、フランス、イタリア、イギリス、スペイン、トルコ、オランダ、スイス）	EP3709021（登録番号）	2025/3/19	2038/11/7
			中国	ZL201880038920.9（登録番号）	2024/1/9	2038/11/7
			韓国	KR10-2328403（登録番号）	2021/11/15	2038/11/7
フェノキシアルキルアミン化合物	JPH034物質特許	国立大学法人大阪大学,神戸天然物化学株式会社	日本	JP6229896（登録番号）	2017/10/27	2034/1/21
			アメリカ	US9771316（登録番号）	2017/9/26	2034/1/21
			欧州(ベルギー、 スイス、ドイツ、デンマーク、スペイン、フランス、イギリス、アイルランド、イタリア、オランダ、スウェーデン、トルコ)	EP2947066（登録番号）	2018/9/19	2034/1/21
			中国	CN105263899（登録番号）	2017/11/14	2034/1/21
			カナダ	CA2898610（登録番号）	2021/1/19	2034/1/21

発明の名称	発明の内容	出願人	出願国	特許又は出願番号	登録年月日	存続期間満了日
Compositions and methods for treating inflammatory neurological disorders	JPH034 MSに対する用途特許	Georgetown University	日本	JP7629396 (登録番号)	2025/2/12	2039/10/2
			アメリカ	US12447145 (登録番号)	2025/10/21	2042/12/30
			欧州(ベルギー、 スイス、ドイツ、デンマーク、スペイン、フランス、イギリス、アイルランド、イタリア、オランダ、スウェーデン、トルコ、フィンランド)	EP4321216 (登録番号)	2025/12/10	2039/10/2

このような状況のもと、ナンブランラトに関しては事業の独占性を一層強化するため、特許の強化・延長に取り組んでおります。新しい特許が成立した場合、該当領域の事業において、独占期間の5年以上の延長が目指せることになり、より高い金額でのライセンス契約、長期間のロイヤルティ収入が期待できます。但し、現時点においてナンブランラト特許の強化・延長については不確定であり、既存特許に依存した事業化を進めなければならない可能性もあります。

当社が保有又はライセンスを受けている特許に対しては、将来的に無効等の主張や訴訟の提起がなされる可能性を完全に排除することはできません。これらが認められた場合には、当社の競争優位性や研究開発活動に支障を来し、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社ではこうしたリスクに対応するため、各開発パイプラインに関連する用途特許等を更に模索すると同時に、ナンブランラトやJPH034に続くLAT1阻害剤の創薬研究にも取り組んでおり、知的財産ポートフォリオの強化による事業リスク低減を目指しております。そのような活動の一環として、当社は2025年6月に複数の創薬研究者を採用するとともに、外部の専門機関との連携体制を構築しております。これにより、特許の有効性や権利範囲を定期的に検証・管理しつつ、当社が想定する特許の成立に向けて全力で取り組んでおります。

※用途特許とは、既知の物質や技術に対して新しい用途・適応を見出したことを保護する特許で、医薬品分野では既存成分の新しい治療効果を独占的に利用できる権利を与えるものです。

② 開発競合リスク（発生可能性：中、発生時期：特定時期無し、影響度：中）

LAT1特異的阻害剤として世界で初めてヒトに投与され、臨床試験で効果を示したナンブランラトのLAT1との複合体結晶構造が公開されており、その結晶構造を基に、新規LAT1選択的阻害剤を目指して新たに他社が参入もしくは更に研究を進めてくる可能性が考えられます。各疾患に対するLAT1阻害剤の有効性は人体での薬物動態にも依存するため、必ずしも他社の新規LAT1阻害剤が当社の狙う疾患で競合するとは限りません。しかしながら、競合するLAT1阻害剤を他社が開発し、当社の狙う疾患と同じ領域での開発が進んだ場合には、当社の経営成績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

当社ではこうしたリスクに対応するため、多発性硬化症などの中枢性の炎症疾患においてはLAT1阻害剤全体をカバーする包括的な用途特許についてGeorgetown大学より独占的通常実施権を取得し、Best-in-ClassのLAT1阻害剤の開発を進めると同時に、疾患ポートフォリオの多様化を進めることで競合との差別化を図っております。

なお、現時点において当社が認識している限りにおいてLAT1阻害剤として臨床開発を開始しているのは当社のナンブランラトとJPH034のみです。

LAT1が関連する開発品・製品（2026年4月時点の各社公表資料等に基づく当社調査）

開発品・製品名	開発品・製品の概要	当社のLAT1阻害剤との競合性
TLX101	LAT1を介し細胞内へ取り込まれるが、放射性核種※1の殺細胞効果※2に依存し抗腫瘍効果を発揮するものです。	いずれもLAT1を介した細胞内取り込み後、LAT1機能阻害以外のメカニズムで殺細胞的に作用します。 抗がん作用として、作用メカニズムや副作用の考え方、利便性も異なるアプローチであり、直接の競合性は低いものと考えられます。 また、自己免疫疾患など、殺細胞効果が好ましくない疾患では競合しません。
Steboronine	LAT1を介したホウ素キャリア※3の細胞内取り込み後、中性子照射※4により殺細胞効果を発揮します。中性子照射部位を厳密に計算するため、局所使用のみが承認されております。	
QBS72S	LAT1発現細胞内へ優位に取り込まれますが、殺細胞効果や薬理プロファイルは従来型アルキル化薬※5と考えられます。	
国内のベンチャーが開発するLAT1阻害剤	LAT1タンパクとの結合情報が中国の研究チームから発表されており、ナンブランラトと類似の基質競合型阻害剤であると捉えられます。 In Vitro 薬効や薬物動態プロファイルなどは、スイスの研究チームが近しい類似体として報告しており、当該ベンチャーの開発化合物のプロファイルと近い可能性があります。 現時点で、出願特許は審査請求中です。	公知の情報から、当社開発品二剤のプロファイルを踏まえた上で、現対象疾患での競合性は極めて低いものと考えられます。 また、当社次世代LAT1阻害剤シリーズにおいても、その構造差異や薬物動態・曝露プロファイルから、近い将来に直接的な競合に至る可能性は限定的であると考えられます。また、先行二剤で獲得した臨床移行経験（動物→ヒト）、臨床経験、当局対応におけるナレッジを活かすことにより、差別化は十分可能と考えられます。

※特許出願後約18か月間は原則非公開であるため、潜在的な競合出願や開発動向の把握には限界があり、上記に記載のない未知の競合リスクの存在は否定できません。

注記

番号	解説
※1	放射性核種：放射性核種とは、不安定な原子核を持ち、自然に放射線を放出しながら別の元素に変化していく物質のことです。医薬分野では、この性質を活用し、病気の診断やがんの治療に応用されております。診断では体内に投与して放射線の分布を画像化し、治療では標的とするがん細胞に集積させて放射線で破壊します。これにより、正常組織への影響を抑えた高精度な診断・治療が可能となります。
※2	殺細胞効果：放射性核種は、放出する放射線によって細胞内のDNAや重要な分子を損傷させ、細胞の機能を失わせたり死滅させたりする作用を持ちます。これを殺細胞効果と呼びます。
※3	ホウ素キャリア：がん細胞にホウ素（Boron）を選択的に運ぶための化合物です。主にホウ素中性子捕捉療法（BNCT：Boron Neutron Capture Therapy）で使用されます。BNCTでは、ホウ素を含む薬剤を体内に投与し、がん細胞に集積させた後、中性子を照射することでホウ素原子が核反応を起こし、強力な放射線を発生させてがん細胞を破壊します。
※4	中性子照射：電荷を持たない中性子を生体に照射する技術で、がん治療などに利用されます。特にホウ素中性子捕捉療法（BNCT）では、がん細胞に取り込まれたホウ素に中性子を当てることで核反応を起こし、がん細胞を選択的に破壊します。正常組織への影響を抑えた高精度な治療法です。
※5	アルキル化薬：DNAの構造に化学的な変化（アルキル化）を起こすことで、細胞の増殖を抑えたり死滅させたりする抗がん剤の一種。DNAが損傷すると細胞は正常に分裂できなくなるため、特にがん細胞のように活発に増殖する細胞に対して効果を発揮します。

V．組織・オペレーション・外部環境

① 重要な契約等に関するリスク（発生可能性：小、発生時期：特定時期無し、影響度：中）

当社の経営上の重要な契約等は、「第２ 事業の状況 ５ 重要な契約等」に記載のとおりです。当社は、当該契約の相手先との間で円滑なコミュニケーション体制を構築しており、現時点において、契約の遂行及び継続に支障をきたす重大な事象は認識しておりません。

しかしながら、事業環境の変化、契約の相手方の方針変更又は経営状態の悪化等により、当該契約が期間満了、解除その他の理由により終了する、当社に不利な条件変更が行われる、又は契約の履行に支障が生じる可能性があります。また、当該契約の終了等が生じた場合には、代替先の確保及び切替えに相応の時間及び費用を要し、研究開発又は事業運営に遅延等が生じる可能性があります。これらの結果、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 大原薬品工業株式会社への依存に関するリスク（発生可能性：小、発生時期：特定時期無し、影響度：中）

当社は、2019年に大原薬品工業株式会社とナンブランラトに関するライセンス及び共同開発契約を締結しました。グローバル第3相臨床試験完了後、国内では、大原薬品工業株式会社が承認申請を行い、販売を開始する予定です。当社は大原薬品工業株式会社に対し、開発に必要なサポートを行い開発の促進を行ってまいりますが、薬事申請、承認後の営業・マーケティングやオペレーションは大原薬品工業株式会社に依存しており、同社内でナンブランラトの優先度が下がる等の理由で販売力に影響が出る可能性があります。

当社ではこうしたリスクに対応するため、大原薬品工業株式会社との関係性の強化を進めると同時に、上市後のマーケティングにおいてもグローバルとの連携により同社に対して十分なサポートを提供していく予定です。

③ 製造委託先への依存について（発生可能性：小、発生時期：特定時期無し、影響度：大）

当社は国内外のCMO※等の企業に治験薬等の製造を委託しております。これらの企業は、多くの大手製薬企業等に対して医薬品製造の専門的なサービスを提供する実績が豊富な委託先であり、当社での監査等も実施しており、リスクは高くはありません。しかし、第三者機関であるため、その法令等や製造スケジュールの遵守を完全に担保することはできず、これらの委託先の状況によって、当社の臨床試験や販売が影響を受ける可能性があります。特に、製造委託先に法令遵守不備等の指摘が入り、製造を停止せざるを得ない状況に陥った場合には、影響が大きくなる可能性があります。そのような事態にならないように、CMOの選定においては、複数の候補CMOを十分比較の上、リスクを含めて決定しております。本リスクを回避するために、バックアップとなるサプライヤーに対して、並行して製造委託を行うことも考えられますが、バックアップが必要となる事態に至る可能性に対して費用負担が大きく、現在の財務状況においては現実的ではありません。従いまして、現段階では、現CMOを代替できる可能性のあるCMO候補をバックアップとして選定し、良好な関係を維持するに留めております。

なお、現在進行中・準備中の臨床試験に用いる製剤については既に製造が完了しております。

※ CMOとはContract Manufacturing Organizationの略であり、製薬会社などから、医薬品の製造を受託・代行する企業を指します。

④ 臨床試験委託先への依存について（発生可能性：小、発生時期：特定時期無し、影響度：中）

当社は臨床試験の実施を国内外のCRO等の企業に委託しております。製造委託先と同様に、これらの企業は、多くの大手製薬企業等から臨床試験業務を受託する実績が豊富な委託先であり、リスクは高くはありません。しかし、同様に法令等やスケジュール遵守を完全には担保できず、当社の臨床試験のスケジュールが影響を受ける可能性があります。また、一旦臨床試験が開始されると、委託先に問題が生じた場合にも、臨床試験途中で別のCROに切り替えることは非常に困難であり、確実にやり遂げられる企業の選定が重要となります。

当社ではこうしたリスクに対応するため、CROへの委託前の実績評価等を徹底するとともに、委託後のモニタリング体制の整備・強化に努めております。

⑤ 共同研究機関への依存について（発生可能性：小、発生時期：特定時期無し、影響度：中）

当社は、胆道がんや多発性硬化症、大腸がん、それらに次ぐ適応症におけるLAT1阻害剤の研究開発において、ノウハウや患者プール等を有する国内外の研究機関等と共同研究を行っております。それらの共同研究先は代替不可能な資産を持っていることが多く、当社が制御し得ない何等かの事情により共同研究が中断・中止・遅延となった場合には、当社開発医薬品の研究開発、事業計画に影響を与える可能性があります。

当社ではこうしたリスクに対応するため、各研究機関との関係構築を図るとともに、複数の研究機関とのネットワーク構築や、社内ノウハウの蓄積、プロジェクトマネジメント体制の強化等にも継続的に取り組んでおります。

⑥ 人材の確保・育成等に関するリスク（発生可能性：中、発生時期：特定時期無し、影響度：中）

当社の事業は、その大半が医薬品開発に関する専門性を有する限られた人材に依存しており、かかる専門性を有する人材の獲得とOJT等を通じた人材育成に努めております。

しかしながら、必要な人材の確保ができない場合、適切な人材育成が図れない場合、又は人材が社外流出した場合には、当社の業務遂行上の支障が生じ、又は事業拡大の制約要因となり事業計画が影響を受けることとなります。

当社ではこうしたリスクに対応するため、専門性の高い人材紹介会社の活用や、現社員・役員からの推薦を通じた採用活動を積極的に行っております。また、優秀な人材の確保及び定着を促進するため、これまでストック・オプション制度を活用してきたほか、上場後の環境変化を踏まえ、他の株式報酬制度を含む中長期的なインセンティブ制度の導入・見直しを検討してまいります。加えて、事業のグローバルな成長も優秀な人材を惹きつける大きな要因の一つです。当社では、事業の進捗を着実に推進するとともに、その成果を対外的に積極的に発信しております。

⑦　特定人物への依存について（発生可能性：小、発生時期：特定時期無し、影響度：中）

代表取締役社長である吉武益広は、当社の最高経営責任者として、当社の経営戦略の決定、研究開発、事業開発及び管理業務の遂行に大きな価値を提供しております。このように当面の間は吉武益広をはじめとする特定の人物への依存度が高い状態で推移すると見込まれます。このような状況のなかで、当該特定人物が何らかの理由により当社の役職員としての地位を喪失し、又は当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の研究開発等に重大な支障が生じるほか、当社の事業戦略や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社ではこうしたリスクに対応するため、会社の経営メンバーとなり得る人材の探索や社員育成を進めております。

⑧　小規模組織について（発生可能性：小、発生時期：特定時期無し、影響度：小）

当社は、監査等委員でない取締役3名、監査等委員3名、及び従業員17名（参与2名含む、2026年5月31日時点、派遣社員を除く）による小規模な組織体制であり、現在の内部管理体制もこの組織規模に応じた水準となっております。

今後、当社のパイプラインの進捗や拡大、海外展開を含む事業の進展により、業容が拡大していくことが見込まれる中で、それに伴い内部統制・リスク管理・コンプライアンスなど、内部管理体制の一層の強化・整備が求められる局面が生じる可能性があります。これに対応するため、人員の拡充を含む体制の強化、業務フローの見直し・整備、外部専門家の活用などを含む複数の対応策を段階的に実施する方針です。

しかしながら、重要な役職員による職務遂行が困難となった場合や、事業の拡大に応じて必要となる人材を適切なタイミングで確保できない場合には、内部管理体制の構築・運営に支障をきたし、業務遂行や法令遵守、さらには財務報告の正確性等に影響を及ぼし、当社の事業、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨　情報漏洩に関するリスク（発生可能性：小、発生時期：特定時期無し、影響度：中）

事業に関する機密情報を保持しており、これらの情報が予期せぬ事態により流出する可能性は存在し、このような事態が生じた場合、社会的信用の失墜を招き、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、情報漏洩リスクを軽減するため、必要に応じて取引先等との間で守秘義務等を定めた契約を締結するとともに、個別の事情に応じた情報開示を行うなど、厳重な情報管理に努めております。また、情報セキュリティ管理規程を定め、これを基に情報セキュリティの維持・管理に努めております。

⑩　職務発明に対する対価支払に関するリスク（発生可能性：小、発生時期：特定時期無し、影響度：小）

当社では、従業員が職務発明により行った発明について規程に基づき対価を支払う制度を整備しておりますが、当該規程の策定・開示・従業員との協議の手続が不十分と認められた場合、特許法第35条第5項に基づき、裁判所が相当対価を高額に算定する可能性があります。これにより、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼすリスクがあります。

当社では当該リスクに対して、新たに職務発明管理規程を現状の当社に即したものに改定しており、またそのような事態が生じた場合は、法令を遵守しつつ適切な対応を行うことにより影響を最小限にとどめるよう努めてまいります。

⑪　ストック・オプション行使による株式価値の希薄化に関するリスク（発生可能性：大、発生時期：各新株予約権発行後から10年の間、影響度：小）

当社では、取締役（監査等委員を含む）、従業員、ならびに社外協力者に対するインセンティブ付与及び人材の確保・定着を目的として、ストック・オプションの付与を行っております。また、今後においても人材リテンションや優秀人材の採用促進等の観点から、ストック・オプションやその他株式報酬制度を導入・拡充する可能性があります。

これらの株式報酬制度は、当社の中長期的な成長に資する一方で、実際に株式が交付された場合には、発行済株式数の増加に伴い、当社の株式価値に希薄化が生じる可能性があります。

当社はこうしたリスクを認識の上で、付与対象者の明確化や数量管理の徹底、適切なガバナンスのもとでの制度運用に努めております。

VI．法務・制度・その他

① 薬事関連法規について（発生可能性：小、発生時期：特定時期無し、影響度：中）

医薬品業界における研究、開発、製造及び販売の各段階は、各国の薬事法及び関連法規により厳格に規制されております。日本においては、薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）に基づき、非臨床試験ではGLP（Good Laboratory Practice）、治験薬製造ではGMP（Good Manufacturing Practice）、臨床試験ではGCP（Good Clinical Practice）の基準を遵守し、承認を受けた上で製造販売を行う必要があります。

当社では、現在保有する各開発パイプラインにおいて、それぞれの規制に適合した体制を整えた上で、計画的に事業を進めております。しかし、各国の薬事法や関連制度は定期的に改定が行われ、新たなガイドラインの発出や要件の追加がなされる可能性があります。これにより、従来通りの開発方針やデータ構成では承認要件を満たさず、追加的な試験や計画変更が必要となるリスクも想定されます。

また、制度変更に適切に対応できなかった場合や、対応に多大な時間・費用を要する場合には、承認の取得時期が遅延し、当社の事業計画、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社ではこうしたリスクに対応するため、米国FDAや日本のPMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）をはじめとする各国の規制当局や外部専門家との継続的な事前相談を行い、最新の規制要件を踏まえた計画立案及び柔軟な開発運営を行っております。また、社内体制整備や外部アドバイザーとの連携を通じて、法規制への迅速な対応力を高めてまいります。

② 医療費抑制策に関するリスク（発生可能性：中、発生時期：特定時期無し、影響度：中）

医療用医薬品の価格は各国の医療行政における薬価規制の影響を受けており、世界的な医療費抑制の動向の中、薬価改定を含めた医療制度改革の施策が行われております。かかる動向を受けて、今後上市を目指す当社の医薬品の薬価が想定を下回る可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社ではこうしたリスクに対応するため、薬価が下がりにくい希少疾患やアンメット・メディカル・ニーズが高い疾患領域を含めて、開発対象とする疾患を広げてリスク分散を図っております。

③ 各国の政策変更に関するリスク（発生可能性：中、発生時期：特定時期無し、影響度：小）

グローバルに医薬品開発を展開する当社の事業活動は、各国の政策環境の変化により重大な影響を受ける可能性があります。特に、米国における輸入関税の改定や各国による対抗措置など、急激な政策変更が生じた場合には、研究開発コストの増加を招き、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社といたしましては、各国の政策変更が当社事業に及ぼす影響を注視し、最新の情報を適時に把握・分析することにより、リスク低減に努めてまいります。

④ 自然災害等の発生に関する不可抗力について（発生可能性：小、発生時期：特定時期無し、影響度：中）

当社の事業活動の中心となる人員が首都圏に集中しております。また研究開発業務及び臨床試験においては、国内外の企業や施設に委託しております。

これらの拠点や委託先が所在する地域において、地震や風水害等の大規模自然災害、または新型感染症の流行といった不可抗力的事象が発生した場合、施設・設備の損壊や機能停止、関係者の移動・勤務制限等により、当社の研究開発活動に遅延・停滞が生じる可能性があります。また、そのような不可抗力により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このような事象が発生した場合への対応として、在宅勤務制度の導入、重要な情報資産をクラウド上に保存し必要なバックアップを取る等の対応を実施し、また、委託先の多様化等を通じて、リスク分散と被害最小化に努めております。

⑤ 副作用発現による損害賠償責任及び製造物責任について（発生可能性：小、発生時期：特定時期無し、影響度：中）

医薬品の臨床試験実施に際し、薬剤による副作用などに伴う賠償問題が発生するリスクがあります。当社は、損害賠償保険など適切な保険に加入することによって、このような事態が発生した場合の財政的負担を最小限にするべく対応しております。しかしながら、賠償額が当該保険により補償される範囲を超える可能性は否定できず、その場合には当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす場合があります。

また、医薬品の開発及び製造には、製造物責任賠償のリスクが内在します。当社は将来、開発したいずれかの医薬品が健康被害を引き起こし、または臨床試験、製造、営業もしくは販売において不適当な点が発見され、その結果、当社製品に欠陥が認められた場合には、製造物責任を負い、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす場合があります。また、製造物責任賠償請求がなされることによるイメージ低下により、当社及び当社の医薬品に対する信頼が損なわれ、当社の事業に影響を与える可能性があります。

当社ではこうしたリスクに対応するため、品質管理体制の確保を通じて、安全性と製品責任リスクの低減に努めております。また、重大な製造物責任が生じた場合の財政的損失を最小限に抑えるため、保険に加入し、リスクの

程度に応じて補償範囲の見直しも適宜行ってまいります。さらに、健康被害や品質問題が発生した場合には、速やかに情報を開示し、関係当局や医療関係者、株主等への説明責任を果たすための体制を整備し、これにより、レピュテーションリスクの最小化と、ステークホルダーとの信頼関係維持に努めてまいります。

⑥　配当政策について（発生可能性：小、発生時期：特定時期無し、影響度：小）

当社の事業は、研究開発を中心とした多額の先行投資を必要とし、また投資回収までの期間が長期に及ぶという事業特性を有しております。このため、創業以来、株主の皆様に対して剰余金の配当を実施しておりません。

しかしながら、当社は株主への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、配当の実施については、今後の事業成長の状況、研究開発への投資計画、ならびに財務状況等を総合的に勘案の上、内部留保の水準を踏まえて判断してまいります。

現時点においては、繰越利益剰余金がマイナスであるため、当面の間は無配を継続する方針です。この方針により、短期的には株主への配当が行われないことから、株価の下落や一部株主からの評価低下といったリスクが存在しますが、当社は中長期的な企業価値向上をもって株主への利益貢献を果たす方針です。

⑦　ベンチャーキャピタル等による当社株式売却が及ぼすリスク（発生可能性：大、発生時期：特定時期無し、影響度：中）

本書提出日時点において、当社の発行済株式総数に対して、株式公開前から当社に出資しているベンチャーキャピタルやその他の投資ファンド、及びこれらが組成する投資事業有限責任組合等（以下「投資ファンド」）が一定数保有しております。

これらの株主については、当社株式の公開に際して一定期間のロックアップが付されており、また、保有株数の多い株主を中心に長期保有の方針を表明されている投資ファンドはおりますが、ロックアップ期間の満了後又は一定の条件に該当した場合には、各株主の投資方針、ファンドの運用期間、市場環境、当社株価の推移その他の事情により、これら投資ファンドが保有株式を市場において売却する可能性があり、その場合、市場における需給バランスが一時的に崩れることで、当社株式の市場価格が下落する可能性は否定できません。

当社では株主及び投資家との建設的な対話を通じて、当社事業への理解促進に努めるとともに、事業の進捗状況、経営方針、財務情報等を適時かつ適切に開示することにより、投資家の信頼維持と当社の適切な評価の反映に努めてまいります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（1）経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。なお、当社は、創薬事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

①　経営成績の状況

当社は、SLCトランスポーターの中でも、創業者である遠藤仁（現杏林大学名誉教授）が発見したLAT1（L型アミノ酸トランスポーター1）に着目し、がんや自己免疫疾患において、既存治療では十分な効果が得られていない患者様のニーズに応える新規治療薬の開発を推進しております。主要パイプラインの状況は以下のとおりとなっております。

a.ナンブランラト

・胆道がんでの開発

ナンブランラトについては、国内第2相臨床試験に成功し、2024年9月19日に開催されたFDAとのType C Meetingにおいて、グローバル第3相臨床試験デザインに関して概要合意に至りました。加えて、2024年9月25日付で米国FDAより、がん患者を対象とした臨床試験開始に向けたInvestigational New Drug（IND)申請の承認を取得しました。また、その後、グローバル開発体制の整備を進めるとともに、2025年10月にドイツ・ベルリンで開催されたESMO2025（欧州臨床腫瘍学会）において、第2相試験のサブグループ解析及び、曝露－反応（Exposure-Response：ER）解析の結果をポスター発表しました。本解析により、第3相臨床試験における患者選択基準の最適化に資する重要な知見が得られております。さらに、CMC（化学・製造・品質管理）に関しても、2025年5月13日付で商業製造スケールにおける品質基準への適合について、FDAより肯定的な書面回答を受領しました。

これらの進展を踏まえ、当社は2025年12月にグローバル第3相臨床試験を開始しております。なお、2026年6月現在、計画通り順調に進捗しております。

また、国内においては、胆道がんの一次療法におけるナンブランラトと免疫チェックポイント阻害剤（ICI）との併用療法を検討する医師主導臨床試験（JON-2404-B）の準備が進められておりました。

その後、本試験の情報が2026年4月にJapan Registry of Clinical Trials（jRCT）へ試験情報が登録・公開されました。本試験は、公益財団法人がん研究会有明病院を代表施設として実施されるものであり、当社は同院との契約に基づき、本試験の円滑な遂行を支援してまいります。

なお、国内第2相試験の結果は、AACR（米国がん研究学会）発行の医学誌「Clinical Cancer Research」2024年9月15日発刊号に掲載されています。

・適応拡大の取組

KRAS変異大腸がんを対象とした開発についても準備を進めているほか、希少疾患を対象とした非臨床試験にも取り組んでおります。

当社は、高い安全性及び忍容性を有するナンブランラトを、高齢患者への長期投与も可能な新たな治療選択肢として開発し、がん領域におけるアンメット・メディカル・ニーズの解消を通じて、"Feel Better & Live Longer"の実現に貢献してまいります。

b.JPH034

JPH034は、中枢神経系の自己免疫疾患の一つである再発を伴わない2次性進行型多発性硬化症を主な対象として開発を進めています。本開発プログラムは、米国 National Multiple Sclerosis Society（NMSS）のFast Forward Research Grantに採択され、60万米ドルの補助金を獲得しました。さらに、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の創薬ベンチャーエコシステム強化事業にも採択され、IPOに至るまで継続的な支援を受けておりました。

知財面では、米国Georgetown大学が保有するLAT1阻害剤の中枢性炎症性疾患（多発性硬化症を含む）に関する用途特許について、グローバルでの独占的通常実施権を取得し、開発及び商業化における競争優位性の強化を図っております。

研究開発面では、同大学によるマウスモデル試験においては、LAT1阻害剤による臨床スコアの改善、免疫調整作用及び神経保護作用、視覚誘発電位（VEP）遅延の改善などが確認されました。加えて、フィンランドのTurku PET Centreとの委託臨床研究を通じて、中枢神経系の炎症要因の一つであるミクログリアの活性化とLAT1の発現が脱髄病巣レベルで共存することを確認しています。

さらに、AMED補助金の支援のもと開発を進め、米国時間2026年3月22日に米国における第1相臨床試験を開始し、最初の被験者への投与を実施しました。

なお、2026年6月現在、本試験において安全性、忍容性及び薬物動態に関するデータの取得を進めています。

加えて、グリオーマに対する臨床試験実施に向けた検討も進めております。

c.次世代パイプライン（ナンブランラトの後継品）

これまで当社が培ってきたトランスポーター創薬のプラットフォーム技術を活かし、ナンブランラトの後継品の創薬に取組んでおります。トランスポーターに関する高度な知見を有する当社ならではの強みを活かし、革新的な新薬の創出を目指します。

当社は、グローバル医薬品開発に豊富な経験を有する経営陣及び研究開発チームを中心に体制を構築するとともに、世界最先端の知見を有するアドバイザー及びアカデミアとの連携を強化し、グローバルでの医薬品開発及び事業化の実現に取組んでまいります。

以上を受けた当事業年度の経営成績は、事業収益は計上がなく、営業損失3,710,176千円（前事業年度は営業損失1,595,660千円）、経常損失2,636,377千円（同　経常損失1,527,089千円）、当期純損失2,466,416千円（同　当期純損失1,499,008千円）となりました。

② 財政状態の状況

（資産）

当事業年度末の総資産は4,761,406千円となり、前事業年度末に比べ1,904,687千円増加しました。これは主に、第三者割当増資、及び公募増資等により現金及び預金が2,149,681千円増加した一方で、研究開発に関連する前渡金が319,298千円減少したこと等によるものであります。

（負債）

当事業年度末の負債は383,078千円となり、前事業年度末に比べ95,771千円減少しました。これは主に、JPH034の開発に係る国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED)からの補助金に関する預り金が209,261千円減少した一方で、研究開発に関連する未払金が103,048千円増加したこと等によるものであります。

（純資産）

当事業年度末の純資産は4,378,327千円となり、前事業年度末に比べ2,000,458千円増加しました。株式の発行及び新株予約権の行使により資本金、資本剰余金がそれぞれ2,613,187千円増加したのに対して、欠損填補により、資本金が660,490千円、資本剰余金が838,518千円減少しております。また、新株予約権について、発行等により302,056千円増加し、行使により876,736千円、放棄により184,820千円減少しております。さらに当期純損失の計上及び欠損填補により利益剰余金が967,407千円減少したことによるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は4,452,646千円となり、前事業年度末から2,150,783千円増加しました。当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）
当事業年度において営業活動の結果使用した資金は2,248,727千円（前事業年度に使用した資金は1,694,864千円）となりました。これは主として、ナンブランラトのグローバル第3相臨床試験、及びJPH034の第1相臨床試験の準備並びに実施したこと等による税引前当期純損失2,465,300千円の計上によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）
当事業年度において投資活動の結果使用した資金は3,667千円（前事業年度に使用した資金は191千円）となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出4,024千円や敷金及び保証金の差入による支出6,840千円があったことに対して、子会社の清算による収入9,442千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）
当事業年度において財務活動の結果獲得した資金は4,333,814千円（前事業年度に獲得した資金は2,924,000千円）となりました。これは主として、第三者割当増資、及び公募増資等での株式の発行による収入3,777,261千円があったことによるものであります。

④　生産、受注及び販売の実績

ａ．生産実績
当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

ｂ．受注実績
当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

ｃ．販売実績
当社は当事業年度においては、該当事項はありません。

（２）経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容
経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①　財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容
当事業年度の経営成績及び財政状態に関する認識及び分析・検討内容については、上記「（１）経営成績等の状況の概要　①　経営成績の状況」及び「（１）経営成績等の状況の概要　②　財政状態の状況」に記載しております。

②　キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報
当社の事業活動における主な資金需要は、研究開発に伴う大学等の研究機関との共同研究、非臨床試験や臨床試験を含む当社が保有するパイプラインの開発費、ナンブランラトの特許の強化・延長のための研究費、次期パイプラインの基礎研究及び創薬研究、創薬基盤技術の研究、並びに特許出願に係る費用などです。特にナンブランラトの胆道がんに対する開発が進展しており、グローバル対応のための薬事関連費用や臨床試験費用などの支出が必要となっております。化合物の価値をさらに高めるため、引き続き投資を行う計画であります。
当社はこれらに必要な資金は、過去に実施した増資資金及び株式公開における資金調達で賄う予定です。また、資金の流動性については現金及び現金同等物において確保を図っております。
なお、当社では支払い案件ごとに費用を積み上げる方法で詳細な費用計画を立てることで、将来の資金需要を精緻に予測しております。流動性リスクを管理するための定量的な指標は現時点では設定しておりませんが、支出状況及び資金残高の定期的なモニタリングを実施しております。その結果、資金繰りに懸念が生じる可能性があると判断した場合には、研究開発活動の優先順位を踏まえた支出の抑制や支出時期の見直し等を行うことにより、資金の流動性確保に対応する方針としております。

キャッシュ・フローの状況に関する認識及び分析・検討内容につきましては、「（１）経営成績等の状況の概要　③　キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

③　重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定
当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を勘案し合理的に見積り、計上しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第５ 経理の状況 １ 財務諸表等 (1)財務諸表　注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

④　経営成績に重要な影響を与える要因について

上記「第２　事業の状況　３　事業等のリスク」に記載のとおりであります。

⑤　経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等についての分析

上記「第２　事業の状況　１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等　（４）経営上の目標の達成状況を把握するための客観的な指標等」に記載のとおりであります。

5【重要な契約等】

相手先の名称	契約の名称	契約期間	契約内容
大原薬品工業株式会社	JPH203に係るライセンス及び共同開発に関する契約書	2019年4月25日から、最初の販売開始後10年経過したとき、特許の有効期間が満了したとき、又はデータ独占権が消失したときのいずれか遅いとき。	ナンブランラトの胆道がんにおける日本およびアジア主要国などでの開発、販売のアライアンス ・ライセンス範囲：大原薬品工業株式会社への原薬の販売、原薬を用いた製造、対象国・疾患における販売 ・対象疾患：胆道がん ・対象国：日本、中国、韓国、他アジア・アフリカ圏8か国 ・契約金・マイルストン総額：最大5.5億円 ・ロイヤルティ：最大で売上の10% 当社に2億円の出資（D種優先株式の引き受け（普通株式に転換済））
Georgetown University	Exclusive License Agreement	2024年4月30日からライセンス対象製品に関するすべてのロイヤルティ期間の満了まで	LAT1阻害剤の多発性硬化症を含む中枢神経系の炎症疾患に対する用途特許の独占的通常実施権に関するライセンス契約
国立大学法人大阪大学・神戸天然物化学株式会社	特許実施権等許諾契約書	2018年3月29日から本特許に係る最終の特許権存続期間の満了の日まで	JPH034関連特許の再許諾権付独占的通常実施権の許諾

6【研究開発活動】

当社は、SLCトランスポーターの中でも、創業者である遠藤仁（現杏林大学名誉教授）が発見したLAT1（L型アミノ酸トランスポーター1）に着目し、がんや自己免疫疾患において、既存治療では十分な効果が得られていない患者様のニーズに応える新規治療薬の研究開発を行っております。詳細は、上記「第１　企業の概況　３　事業の内容」をご参照ください。

当事業年度においては、主要パイプラインであるナンブランラトについて、2025年10月にドイツ・ベルリンで開催されたESMO2025（欧州臨床腫瘍学会）において、第2相試験のサブグループ解析及び曝露－反応（Exposure-Response：ER）解析の結果をポスター発表しました。また、CMC（化学・製造・品質管理）に関して、2025年5月13日付で商業製造スケールにおける品質基準への適合についてFDAより肯定的な書面回答を受領しました。これらの進展を踏まえ、当社は2025年12月にグローバル第3相臨床試験を開始しており、2026年6月現在、計画通り順調に進捗しております。また、JPH034については、AMED補助金の支援のもと開発を進め、米国時間2026年3月22日に米国における第1相臨床試験を開始し、最初の被験者への投与を実施しました。

加えて、ナンブランラトの適応拡大に向けた研究開発、希少疾患を対象とした非臨床試験、JPH034のグリオーマに対する臨床試験実施に向けた検討、並びに次世代パイプライン（ナンブランラトの後継品）の創薬研究にも取組んでおります。

研究開発費の主な内訳は、ナンブランラト及びJPH034を中心とする当社パイプラインの開発費、大学等の研究機関との共同研究費及び委託研究費、ナンブランラトの特許の強化・延長のための研究費、次世代パイプライン（ナンブランラトの後継品）の基礎研究及び創薬研究、創薬基盤技術の研究、並びに特許出願に係る費用で構成されております。

なお、当社は、創薬事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当事業年度における研究開発費の総額は3,015,035千円と事業費用全体の81.3%を占めております。

研究開発費の主な内容は、治験薬製造費、非臨床試験の外注費、臨床試験の外注費、当局への申請準備など薬事業務の外注費であります。当社は、今後もナンブランラトのグローバル第3相臨床試験及びJPH034の米国第1相臨床試験の進捗等に応じて研究開発活動を推進していく方針であり、相応の研究開発費の発生を見込んでおります。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当事業年度中に実施した設備投資の総額は、4,024千円であり、これは主にPC取得及び本店移転に伴う設備投資によるものであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

２【主要な設備の状況】

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 （名）
		建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地 （面積㎡）	リース資産	その他	合計	
本社 （東京都港区）	本社及び研究開発	－	－	－ (－)	－	－	－	16

（注）１．期末帳簿価額はありません。
２．現在休止中の主要な設備はありません。
３．当社は、創薬事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
４．上記の他、他の者から賃借している設備の内容は以下のとおりであります。

事業所名 （所在地）	設備の内容	年間賃借料（千円）
本社 （東京都港区）	本社事務所	16,324

注．年間賃借料は2026年3月31日現在の契約に基づく年間賃借料を記載しております。

３【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	58,358,000
計	58,358,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株）（2026年3月31日）	提出日現在発行数（株）（2026年6月24日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	17,983,145	17,984,645	東京証券取引所グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株であります。
計	17,983,145	17,984,645	―	―

（注）「提出日現在発行数」欄には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

ａ．第3回新株予約権

決議年月日	2016年12月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　4　（注）1 当社監査役　1　（注）1
新株予約権の数（個）　※	18,000［0］　（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　90,000［0］　（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	600　（注）3、6
新株予約権の行使期間　※	2019年1月1日～2026年5月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　600 資本組入額　300（注）6
新株予約権の行使の条件　※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）5

※　当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しております。なお、本新株予約権は2026年5月25日付で期間満了により失効しております。

（注）1. 付与対象者の退任等により、2026年5月25日（行使期間満了時点）における付与対象の区分及び人数は、当社元取締役3名、及び社外協力者2名（当社元取締役より相続、及び当社元監査役より相続）となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、5株である。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果、生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額×\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

4. 新株予約権の行使の条件
① 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員の地位を有しているものとする。ただし、当社または当社の関係会社の取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当社取締役会が承認した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。
③ その他の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

5. 組織再編に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりである。
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅するものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の新株予約権をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社が発行する普通株式と同等の内容を有する株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使条件
（注）4に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
本新株予約権の取得事由に準じて決定する。

6. 2025年12月26日開催の臨時取締役会決議により、2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

b．第4回新株予約権

決議年月日	2018年6月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　3　（注）1 当社監査役　1　（注）1 当社従業員　2　（注）1
新株予約権の数（個）　※	4,000　（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　20,000　（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	530　（注）3、6
新株予約権の行使期間　※	2020年6月12日～2028年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　530 資本組入額　265（注）6
新株予約権の行使の条件　※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）5

※　当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 付与対象者の退任及び新株予約権の消却等により、本書提出日の前月末現在における付与対象の区分及び人数は、当社元取締役2名、及び社外協力者1名（当社元監査役より相続）となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、5株である。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果、生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合・無償割当ての比率
また、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は取締役会の決議をもって調整することができる。

3. 本新株予約権の割当日後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

① 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{分割・無償割当て前発行済普通株式}}{\text{分割・無償割当て後発行済普通株式}}$$

② 新株予約権の割当日後、当社が株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{併合前発行済普通株式}}{\text{併合後発行済普通株式}}$$

③ 新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整する。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{(\text{発行済普通株式の数}-\text{当社が保有する普通株式の数})+\dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数}\times\text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{(\text{発行済普通株式の数}-\text{当社が保有する普通株式の数})+\text{新たに発行する普通株式の数}}$$

なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、行使価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替えるものとする。
また、行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

④　調整前の行使価額を下回る価額をもって(ⅰ)当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権若しくはその他の証券又は(ⅱ)当社に対して当社の普通株式の交付と引換えに取得を請求できる株式若しくはその他の証券を発行又は処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる株式、新株予約権若しくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日。以下同じ。）に無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下同じ。）に、また株主割当てがある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権若しくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、行使価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の行使価額とする。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤　調整前の行使価額を下回る価額をもって当社の普通株式又は当社の普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは当社に対して当社の普通株式の交付と引換えに取得を請求できる株式の交付を請求することができる新株予約権を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日に、また株主割当日がある場合にはその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなし、行使価額調整式において「1株当たりの払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の行使価額とする。調整後の行使価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

上記に掲げた事由によるほか、下記の(ⅰ)ないし(ⅳ)のいずれかに該当する場合には、当社は取締役会の決議をもって適当と認める行使価額の調整をすることができる。

（ⅰ）合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のための行使価額の調整を必要とするとき。

（ⅱ）前(ⅰ)のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

（ⅲ）上記④に定める株式、新株予約権又はその他の証券につきその取得又は行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権又はその他の証券全てにつき普通株式の交付された場合を除く。

（ⅳ）上記④新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

第7回新株予約権、第1回E種新株予約権、第8回新株予約権、第9回新株予約権、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第12回新株予約権、第13回新株予約権、第14回新株予約権の発行が上記⑤に該当するため、株式分割前の新株予約権の行使時の払込金額は2,648円に調整しております。

4. 新株予約権の行使の条件

①　本新株予約権の行使は、本新株予約権者に下記(ⅰ)又は(ⅱ)に定める取得事由のいずれもが発生していないこと。但し下記(ⅰ)に定める取得事由が発生した場合に、任期満了による退任その他当社取締役会が正当な理由があると認め、かつ当社取締役会が行使を認めた場合、又は(ⅱ)イ）に定める取得事由が発生した場合に、その相続人の行使を当社取締役会が認めた場合は、この限りでない。

（ⅰ）本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員のいずれでもなくなった場合

（ⅱ）イ）死亡した場合　ロ）禁固以上の刑に処せられた場合　ハ）当社若しくは当社の子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合、又は本新株予約権者が役員である場合には善管注意義務その他当社又は当社の子会社に対する義務に違反した場合　ニ）当社又は当社の子会社と競合する行為をした場合　ホ）法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を毀損した場合　ヘ）差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合　ト）破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合　チ）反社会勢力であること、又は資金提供等を通じて反社会勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合　リ）故意又は重過失により当社又は当社の子会社に損害を与えた場合　ヌ）当社又は当社の子会社の営業秘密を権限なく使用し又は直接若しくは間接に第三者へ漏洩した場合

②　本新株予約権は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場「以下、「株式公開」という。」の日が経過するまで行使することはできないものとする。ただし、当社または当社の子会社の取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、その他取締役会が正当な理由があると認め、かつ、当社取締役会が行使を認めた場合は、株式公開の日を経過した日以降、本新株予約権を行使できるものとする。

③　前②の定めにかかわらず、本新株予約権者は当社の買収について、法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

④　本新株予約権の一部は行使できない。

⑤　第7回新株予約権の全部または一部を行使した場合、本新株予約権を行使できない。

5. 組織再編に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりである。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅するものとする。

①　交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に勘案される数とする。

②　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される額に、上記（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤　新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥　新株予約権の行使条件、取得事由、その他新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて定められる。

⑦　譲渡による新株予約権の取得の制限

再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

⑧　組織再編行為の際の取扱い

本新株予約権に準じて決定する。

6. 2025年12月26日開催の臨時取締役会決議により、2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

c．第5回新株予約権

決議年月日	2019年7月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　4　（注）1 当社監査役　2　（注）1 当社従業員　6　（注）1
新株予約権の数（個）　※	5,250　（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　26,250　（注）2、9
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	562（注）3、4、5、6、9
新株予約権の行使期間　※	2021年7月26日～2029年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　562 資本組入額　281（注）9
新株予約権の行使の条件　※	（注）7
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）8

※　当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 付与対象者の放棄、退任及び新株予約権の消却等により、本書提出日の前月末現在における付与対象の区分及び人数は、当社元取締役2名、当社元監査役1名、及び社外協力者1名（当社元監査役より相続）となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、5株である。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合又は株式無償割当てを行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果、生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合・無償割当ての比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割若しくは株式交換又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議をもって適当と認める付与株式数の調整をすることができる。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てを行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{分割・無償割当て前発行済普通株式数}}{\text{分割・無償割当て後発行済普通株式数}}$$

新株予約権の割当日後、当社が株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{発行済普通株式の数}-\text{当社が保有する普通株式の数}+\dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数}\times\text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{(\text{発行済普通株式の数}-\text{当社が保有する普通株式の数})+\text{新たに発行する普通株式の数}}$$

なお、行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

4. 調整前の行使価額を下回る価額をもって(ⅰ)当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権若しくはその他の証券又は(ⅱ)当社に対して当社の普通株式の交付と引換えに取得を請求できる株式若しくはその他の証券を発行又は処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる株式、新株予約権若しくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日。以下において同じ。）に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本注において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権若しくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、行使価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の行使価額とする。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
5. 調整前の行使価額を下回る価額をもって当社の普通株式又は当社の普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは当社に対して当社の普通株式の交付と引換えに取得を請求できる株式の交付を請求することができる新株予約権を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなし、行使価額調整式において「1株当たりの払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の行使価額とする。調整後の行使価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
第7回新株予約権、第1回E種新株予約権、第8回新株予約権、第9回新株予約権、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第12回新株予約権、第13回新株予約権、第14回新株予約権の発行が上記に該当するため、株式分割前の新株予約権の行使時の払込金額は2,810円に調整しております。
6. 上記に掲げた事由によるほか、下記①ないし④のいずれかに該当する場合には、当社は取締役会の決議をもって適当と認める行使価額の調整をすることができる。
   ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために行使価額の調整を必要とするとき。
   ② 前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
   ③ 上記（注）4に定める株式、新株予約権又はその他の証券につきその取得又は行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権又はその他の証券全てにつき普通株式の交付された場合を除く。
   ④ 上記（注）5に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
7. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
   ① 本新株予約権の行使は、本新株予約権者に下記(ⅰ)又は(ⅱ)に定める取得事由のいずれもが発生していないこと。但し下記(ⅰ)に定める取得事由が発生した場合に、任期満了による退任その他当社取締役会が正当な理由があると認め、かつ当社取締役会が行使を認めた場合、又は(ⅱ)イ）に定める取得事由が発生した場合に、その相続人の行使を当社取締役会が認めた場合は、この限りでない。
      （ⅰ）本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員のいずれでもなくなった場合
      （ⅱ）イ）死亡した場合　ロ）禁固以上の刑に処せられた場合　ハ）当社若しくは当社の子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合、又は本新株予約権者が役員である場合には善管注意義務その他当社又は当社の子会社に対する義務に違反した場合　ニ）当社又は当社の子会社と競合する行為をした場合　ホ）法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を毀損した場合　ヘ）差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合　ト）破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合　チ）反社会勢力であること、又は資金提供等を通じて反社会勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合　リ）故意又は重過失により当社又は当社の子会社に損害を与えた場合　ヌ）当社又は当社の子会社の営業秘密を権限なく使用し又は直接若しくは間接に第三者へ漏洩した場合
   ② 本新株予約権は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場「以下、「株式公開」という。」の日が経過するまで行使することはできないものとする。ただし、当社または当社の子会社の取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、その他取締役会が正当な理由があると認め、かつ、当社取締役会が行使を認めた場合は、株式公開の日を経過した日以降、本新株予約権を行使できるものとする。

③　前②の定めにかかわらず、本新株予約権者は当社の買収について、法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

④　本新株予約権の一部は行使できない。

⑤　第7回新株予約権の全部または一部を行使した場合、本新株予約権を行使できない。

8. 組織再編に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりである。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅するものとする。

①　交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に勘案される数とする。

②　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される額に、上記（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤　新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥　新株予約権の行使条件、取得事由、その他新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて定められる。

⑦　譲渡による新株予約権の取得の制限
再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

⑧　組織再編行為の際の取扱い
本新株予約権に準じて決定する。

9. 2025年12月26日開催の臨時取締役会決議により、2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

d．第6回新株予約権

決議年月日	2021年8月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　3　（注）1 当社監査役　3　（注）1 当社従業員　17　（注）1
新株予約権の数（個）　※	9,500　（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　47,500　（注）2、9
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	629　（注）3、4、5、6、9
新株予約権の行使期間　※	2023年8月28日～2031年8月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　629 資本組入額　315（注）9
新株予約権の行使の条件　※	（注）7
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡はできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）8

※　当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 付与対象者の放棄、退任及び退職により、本書提出日の前月末現在における付与対象の区分及び人数は当社元取締役1名、当社元監査役1名、及び当社元従業員1名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、5株である。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果、生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新株発行（処分）株式数}\times\text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新株発行（処分）株式数}}$$

4. 当社が調整前の行使価額を下回る価額をもって(ⅰ)当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式若しくはその他の証券又は(ⅱ)当社に対して当社の普通株式の交付と引換えに取得を請求できる株式若しくはその他の証券を発行又は処分する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる株式若しくはその他の証券の払込期日に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本号において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式若しくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、上記（注）3の算式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の行使価額とする。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

5. 当社が調整前の行使価額を下回る価額で当社の株式の交付を請求できる新株予約権（但し、当社の役員又は従業員に対してストックオプションを目的として発行される新株予約権を除き、新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本号において同じ。）その他の証券又は権利を発行する場合、かかる新株予約権その他の証券又は権利の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権その他の証券又は権利全てが行使されたものとみなし、当該交付される株式1株当たりの行使価額を上記（注）3の算式において「一株当たり払込金額」に使用して計算される額を調整後行使価額とする。なお、調整後行使価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
第1回E種新株予約権、第8回新株予約権、第11回新株予約権の発行が上記に該当するため、株式分割前の新株予約権の行使時の払込金額は3,145円に調整しております。
6. 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。
7. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりである。
① 新株予約権者は、新株予約権を行使する時点において、継続して当社または当社の子会社の取締役、監査役、又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了により退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できないものとする。
③ 本新株予約権は、新株予約権を行使できる期間に定められる権利行使期間の開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日まで行使できないものとする。
ただし、新株予約権者が株式公開の前に上記①前段の条件を満たさなくなった場合に、取締役会が上記①後段に定める正当な理由があると認め、権利行使を認めた場合は、株式公開の日以降、新株予約権を行使できるものとする。
④ 新株予約権を行使する場合、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を行使可能な上限数とする。なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた数とする。
イ）割当日において取締役（社外取締役を除く）である者
株式公開した日と2023年8月28日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から1年を経過するまでの行使期間　：20%
権利行使開始日から2年を経過するまでの行使期間　：40%
権利行使開始日から3年を経過するまでの行使期間　：70%
権利行使開始日から3年を経過した日以降の行使期間　：100%
ロ）割当日において社外取締役又は社外監査役である者
権利行使開始日から1年を経過するまでの行使期間　：50%
権利行使開始日から1年を経過した日以降の行使期間　：100%
ハ）割当日において従業員である者
権利行使開始日から1年を経過するまでの行使期間　：30%
権利行使開始日から2年を経過するまでの行使期間　：65%
権利行使開始日から2年を経過した日以降の行使期間　：100%
⑤ 上記③の定めにかかわらず新株予約権者は、当社の被買収に際して、買収に係る法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、全部又は一部の新株予約権を行使することができるものとする。
⑥ 第7回新株予約権の全部または一部を行使した場合、本新株予約権を行使できない。
8. 組織再編に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりである。
組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
② 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社

④　株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤　株式移転
株式移転により設立する株式会社

9. 2025年12月26日開催の臨時取締役会決議により、2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

ｅ．第7回新株予約権

決議年月日	2023年11月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（監査等委員であるものを除く）　2　（注）1 当社監査等委員である取締役　3　（注）1 当社従業員　17　（注）1 当社顧問　2　（注）1
新株予約権の数（個）　※	33,236［32,936］　（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　166,180［164,680］　（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	1（注）6
新株予約権の行使期間　※	2023年11月29日～2033年11月28日　（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　1 資本組入額　0.5（注）6
新株予約権の行使の条件　※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）5

※　当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 付与対象者の放棄及び退職により、本書提出日の前月末現在における付与対象の区分及び人数は当社取締役（監査等委員であるものを除く）1名、当社従業員9名、当社顧問2名、及び当社元従業員5名となっております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数は以下のとおりとする。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は、5株である。
なお、割当日後、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3. 当社取締役（監査等委員であるものを除く）、当社監査等委員である取締役、当社従業員による新株予約権の行使期間は2025年11月29日～2033年11月28日とする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりである。
① 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使する時点において、継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合および新株予約権者の退任または退職の時点において、本④の定めに基づき当該新株予約権が行使可能な上限数とされていた数を上限として新株予約権を行使する場合はこの限りではない。
② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
③ 新株予約権は、上記に定める権利行使期間の開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場（以下「株式公開」という。）した日のいずれか遅い日まで行使できないものとする。

④　新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて別段の決定がなされた場合を除き、新株予約権を行使する場合、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を行使可能な上限数とする。なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた数とする。

イ）割当日において部長職以上の職位にある者（監査等委員である取締役を除く）
割当日から12か月を経過した日から割当日から60か月経過するまでの行使期間：20%に、割当日から12か月を経過した日以降に経過した月数に1.67%を乗じた割合を加算した割合
割当日から60か月を経過した日から本新株予約権の権利行使期間の最終日までの行使期間：100%

ロ）割当日において監査等委員である取締役である者
割当日から2024年11月30日までの行使期間：50%
2024年12月1日から2025年6月30日までの行使期間：50%に、2024年12月1日以降に経過した月数に7.14%を乗じた割合を加算した割合
2025年7月1日から本新株予約権の権利行使期間の最終日までの行使期間：100%

ハ）割当日において従業員（部長職以上の職位にある者を除く。）である者
割当日から12か月を経過した日から割当日から48か月経過するまでの行使期間：25%に、割当日から12か月を経過した日以降に経過した月数に2.08%を乗じた割合を加算した割合
割当日から48か月を経過した日から本新株予約権の権利行使期間の最終日までの行使期間：100%

⑤　上記③の定めにかかわらず新株予約権者は、当社の被買収に際して、買収に係る法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、行使日において上記④の定めに従って行使することができる数の新株予約権を行使することができるものとする。

⑥　第4回新株予約権、第5回新株予約権または第6回新株予約権の全部または一部を行使した場合、本新株予約権を行使できない。

5. 組織再編に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりである。
組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①　合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②　吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③　新設分割
新設分割により設立する株式会社

④　株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤　株式移転
株式移転により設立する株式会社

6. 2025年12月26日開催の臨時取締役会決議により、2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

ｆ．第9回新株予約権

決議年月日	2025年2月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　3　（注）1 当社派遣社員　1　（注）1
新株予約権の数（個）　※	10,500　（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　52,500　（注）2、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	1（注）5
新株予約権の行使期間　※	2025年2月26日～2035年2月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　1 資本組入額　0.5（注）5
新株予約権の行使の条件　※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）4

※　当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 付与対象者の派遣契約終了により、本書提出日の前月末現在における付与対象の区分及び人数は当社従業員3名及び当社元派遣社員1名となっております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は、5株である。
なお、割当日後、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりである。
① 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使する時点において、継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合および新株予約権者の退任または退職の時点において、本号④の定めに基づき当該新株予約権が行使可能な上限数とされていた数を上限として新株予約権を行使する場合はこの限りではない。
② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
③ 新株予約権は、上記に定める権利行使期間の開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場（以下「株式公開」という。）した日のいずれか遅い日まで行使できないものとする。
④ 新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて別段の決定がなされた場合を除き、新株予約権を行使する場合、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を行使可能な上限数とする。なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた数とする。
イ）割当日においてディレクター又は部長職以上の職位にある者（監査等委員である取締役を除く）
割当日から12か月を経過した日から割当日から60か月経過するまでの行使期間：20%に、割当日から12か月を経過した日以降に経過した月数に1.67%を乗じた割合を加算した割合
割当日から60か月を経過した日から本新株予約権の権利行使期間の最終日までの行使期間：100%

ロ）割当日において従業員（ディレクター又は部長職以上の職位にある者を除く。）である者
割当日から12か月を経過した日から割当日から48か月経過するまでの行使期間：25%に、割当日から12か月を経過した日以降に経過した月数に2.08%を乗じた割合を加算した割合
割当日から48か月を経過した日から本新株予約権の権利行使期間の最終日までの行使期間：100%

⑤ 上記③の定めにかかわらず新株予約権者は、当社の被買収に際して、買収に係る法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、行使日において上記④の定めに従って行使することができる数の新株予約権を行使することができるものとする。

4. 組織再編に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりである。
組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

5. 2025年12月26日開催の臨時取締役会決議により、2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

ｇ．第10回新株予約権

決議年月日	2025年4月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（監査等委員であるものを除く）　3　（注）1 当社監査等委員である取締役　3　（注）1
新株予約権の数（個）　※	74,600　（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　373,000　（注）2、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	1（注）5
新株予約権の行使期間　※	2025年4月2日～2035年4月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　1 資本組入額　0.5（注）5
新株予約権の行使の条件　※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）4

※　当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 付与対象者の退任により、本書提出日の前月末現在における付与対象の区分及び人数は当社取締役（監査等委員であるものを除く）　2名、当社監査等委員である取締役3名となっております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数は以下のとおりとする。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は、5株である。
なお、割当日後、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりである。
① 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
② 新株予約権は、権利行使期間の開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場（以下「株式公開」という。）した日のいずれか遅い日まで行使できないものとする。
③ 本号②の定めにかかわらず新株予約権者は、当社の被買収に際して、買収（以下に定義する。）に係る法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、行使日において本号③の定めに従って行使することができる数の新株予約権を行使することができるものとする。なお、「買収」とは、以下のいずれかの場合とする。
イ）当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者（その子会社及び関連会社を含む。）により取得されること（株式交付による場合を含む。）。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」とする。
ロ）当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50%未満となること。
ハ）当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。

ニ）当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。

ホ）当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

4. 組織再編に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりである。

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

5. 2025年12月26日開催の臨時取締役会決議により、2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

h．第12回新株予約権

決議年月日	2025年6月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　4
新株予約権の数（個）　※	15,000　（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　75,000　（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	1（注）4
新株予約権の行使期間　※	2025年7月1日～2035年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　1 資本組入額　0.5（注）4
新株予約権の行使の条件　※	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）3

※　当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数は以下のとおりとする。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は、5株である。
なお、割当日後、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりである。
① 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使する時点において、継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合および新株予約権者の退任または退職の時点において、本号④の定めに基づき当該新株予約権が行使可能な上限数とされていた数を上限として新株予約権を行使する場合はこの限りではない。
② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
③ 新株予約権は、上記に定める権利行使期間の開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場（以下「株式公開」という。）した日のいずれか遅い日まで行使できないものとする。
④ 新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて別段の決定がなされた場合を除き、新株予約権を行使する場合、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を行使可能な上限数とする。なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた数とする。
イ）割当日においてディレクター又は部長職以上の職位にある者
割当日から12か月を経過した日から割当日から60か月経過するまでの行使期間：20%に、割当日から12か月を経過した日以降に経過した月数に1.67%を乗じた割合を加算した割合
割当日から60か月を経過した日から本新株予約権の権利行使期間の最終日までの行使期間：100%

ロ）割当日において従業員（ディレクター又は部長職以上の職位にある者を除く。）である者
割当日から12か月を経過した日から割当日から48か月経過するまでの行使期間：25%に、割当日から12か月を経過した日以降に経過した月数に2.08%を乗じた割合を加算した割合
割当日から48か月を経過した日から本新株予約権の権利行使期間の最終日までの行使期間：100%

⑤　上記③の定めにかかわらず新株予約権者は、当社の被買収に際して、買収（以下に定義する。）に係る法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、行使日において上記④の定めに従って行使することができる数の新株予約権を行使することができるものとする。なお、「買収」とは、以下のいずれかの場合とする。

イ）当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者（その子会社及び関連会社を含む。）により取得されること（株式交付による場合を含む。）。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」とする。

ロ）当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50%未満となること。

ハ）当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。

ニ）当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。

ホ）当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

3. 組織再編に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりである。
組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①　合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②　吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③　新設分割
新設分割により設立する株式会社

④　株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤　株式移転
株式移転により設立する株式会社

4. 2025年12月26日開催の臨時取締役会決議により、2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

ｉ．第13回新株予約権

決議年月日	2025年6月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者　1
新株予約権の数（個）　※	4,000　（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　20,000　（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	1（注）4
新株予約権の行使期間　※	2025年7月1日～2035年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　1 資本組入額　0.5（注）4
新株予約権の行使の条件　※	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）3

※　当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数は以下のとおりとする。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は、5株である。
なお、割当日後、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりである。
① 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
② 新株予約権は、上記に定める権利行使期間の開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場（以下「株式公開」という。）した日のいずれか遅い日まで行使できないものとする。
③ 本号②の定めにかかわらず新株予約権者は、当社の被買収に際して、買収（以下に定義する。）に係る法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、行使日において行使することができる数の新株予約権を行使することができるものとする。なお、「買収」とは、以下のいずれかの場合とする。
イ）当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者（その子会社及び関連会社を含む。）により取得されること（株式交付による場合を含む。）。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」とする。
ロ）当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50%未満となること。
ハ）当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
ニ）当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
ホ）当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

3. 組織再編に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりである。
組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
② 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

4. 2025年12月26日開催の臨時取締役会決議により、2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

ｊ．第14回新株予約権

決議年月日	2025年6月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者　1
新株予約権の数（個）　※	4,000　（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　20,000　（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	1（注）4
新株予約権の行使期間　※	2025年7月1日～2035年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　1 資本組入額　0.5（注）4
新株予約権の行使の条件　※	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）3

※　当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数は以下のとおりとする。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は、5株である。
なお、割当日後、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりである。
① 新株予約権は、上記に定める権利行使期間の開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場（以下「株式公開」という。）した日のいずれか遅い日まで行使できないものとする。
② 上記①の定めにかかわらず新株予約権者は、当社の被買収に際して、買収（以下に定義する。）に係る法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、行使日において行使することができる数の新株予約権を行使することができるものとする。なお、「買収」とは、以下のいずれかの場合とする。
イ）当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者（その子会社及び関連会社を含む。）により取得されること（株式交付による場合を含む。）。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」とする。
ロ）当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50%未満となること。
ハ）当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
ニ）当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。
ホ）当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

3. 組織再編に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりである。
組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

4. 2025年12月26日開催の臨時取締役会決議により、2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

k．第9-2回新株予約権

決議年月日	2025年11月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　　1
新株予約権の数（個）　※	6,000　（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　30,000　（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	1（注）4
新株予約権の行使期間　※	2025年11月14日～2035年2月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　1 資本組入額　0.5（注）4
新株予約権の行使の条件　※	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）3

※　当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数は以下のとおりとする。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は、5株である。
なお、割当日後、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりである。
① 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使する時点において、継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合および新株予約権者の退任または退職の時点において、本号④の定めに基づき当該新株予約権が行使可能な上限数とされていた数を上限として新株予約権を行使する場合はこの限りではない。
② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
③ 新株予約権は、上記に定める権利行使期間の開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場（以下「株式公開」という。）した日のいずれか遅い日まで行使できないものとする。
④ 新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて別段の決定がなされた場合を除き、新株予約権を行使する場合、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を行使可能な上限数とする。なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた数とする。
イ）割当日においてディレクター又は部長職以上の職位にある者（監査等委員である取締役を除く）
割当日から12か月を経過した日から割当日から60か月経過するまでの行使期間：20%に、割当日から12か月を経過した日以降に経過した月数に1.67%を乗じた割合を加算した割合
割当日から60か月を経過した日から本新株予約権の権利行使期間の最終日までの行使期間：100%

ロ）割当日において従業員（ディレクター又は部長職以上の職位にある者を除く。）である者
割当日から12か月を経過した日から割当日から48か月経過するまでの行使期間：25%に、割当日から12か月を経過した日以降に経過した月数に2.08%を乗じた割合を加算した割合
割当日から48か月を経過した日から本新株予約権の権利行使期間の最終日までの行使期間：100%

⑤ 上記③の定めにかかわらず新株予約権者は、当社の被買収に際して、買収に係る法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、行使日において上記④の定めに従って行使することができる数の新株予約権を行使することができるものとする。

3. 組織再編に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりである。
組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

4. 2025年12月26日開催の臨時取締役会決議により、2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

１．第12-2回新株予約権

決議年月日	2025年11月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　　1
新株予約権の数（個）　※	4,000［0］（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　20,000［0］　（注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	1（注）4
新株予約権の行使期間　※	2025年11月14日～2035年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　1 資本組入額　0.5（注）4
新株予約権の行使の条件　※	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）3

※　当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しております。なお、本新株予約権は2026年4月1日付で放棄により失効しております。

（注）1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数は以下のとおりとする。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は、5株である。

なお、割当日後、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりである。

① 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使する時点において、継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合および新株予約権者の退任または退職の時点において、本号④の定めに基づき当該新株予約権が行使可能な上限数とされていた数を上限として新株予約権を行使する場合はこの限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

③ 新株予約権は、上記に定める権利行使期間の開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場（以下「株式公開」という。）した日のいずれか遅い日まで行使できないものとする。

④ 新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）にて別段の決定がなされた場合を除き、新株予約権を行使する場合、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を行使可能な上限数とする。なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた数とする。

イ）割当日においてディレクター又は部長職以上の職位にある者

割当日から12か月を経過した日から割当日から60か月経過するまでの行使期間：20%に、割当日から12か月を経過した日以降に経過した月数に1.67%を乗じた割合を加算した割合

割当日から60か月を経過した日から本新株予約権の権利行使期間の最終日までの行使期間：100%

ロ）割当日において従業員（ディレクター又は部長職以上の職位にある者を除く。）である者
割当日から12か月を経過した日から割当日から48か月経過するまでの行使期間：25%に、割当日から12か月を経過した日以降に経過した月数に2.08%を乗じた割合を加算した割合
割当日から48か月を経過した日から本新株予約権の権利行使期間の最終日までの行使期間：100%

⑤　上記③の定めにかかわらず新株予約権者は、当社の被買収に際して、買収（以下に定義する。）に係る法令上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、当該買収の効力発生日の5日前までの間に限り、行使日において上記④の定めに従って行使することができる数の新株予約権を行使することができるものとする。なお、「買収」とは、以下のいずれかの場合とする。

イ）当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者（その子会社及び関連会社を含む。）により取得されること（株式交付による場合を含む。）。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」とする。

ロ）当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50%未満となること。

ハ）当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。

ニ）当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の完全親会社の議決権の数が、当該完全親会社の総株主の議決権の50%未満となること。

ホ）当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

3. 組織再編に伴う新株予約権の交付に関する事項は以下のとおりである。
組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①　合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②　吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③　新設分割
新設分割により設立する株式会社

④　株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤　株式移転
株式移転により設立する株式会社

4. 2025年12月26日開催の臨時取締役会決議により、2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2021年8月4日 （注）1	D種優先株式 120,000	普通株式 128,450 A種優先株式 62,500 B種優先株式 110,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 669,200	300,000	1,255,000	300,000	2,229,000
2022年3月14日 （注）2	―	普通株式 128,450 A種優先株式 62,500 B種優先株式 110,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 669,200	△1,175,000	80,000	△225,000	2,004,000
2022年11月30日 （注）3	普通株式 11,750	普通株式 140,200 A種優先株式 62,500 B種優先株式 110,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 669,200	5,875	85,875	5,875	2,009,875
2023年9月29日 （注）4	E種優先株式 185,000	普通株式 140,200 A種優先株式 62,500 B種優先株式 110,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 669,200 E種優先株式 185,000	462,500	548,375	462,500	2,472,375

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2024年3月28日 （注）5	―	普通株式 140,200 A種優先株式 62,500 B種優先株式 110,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 669,200 E種優先株式 185,000	△468,375	80,000	△1,719,556	752,818
2024年6月20日 （注）6	E3種優先株式 274,000	普通株式 140,200 A種優先株式 62,500 B種優先株式 110,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 669,200 E種優先株式 185,000 E3種優先株式 274,000	685,000	765,000	685,000	1,437,818
2024年11月29日 （注）7	E2種優先株式 50,000	普通株式 140,200 A種優先株式 62,500 B種優先株式 110,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 669,200 E種優先株式 185,000 E2種優先株式 50,000 E3種優先株式 274,000	100,000	865,000	100,000	1,537,818

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2025年1月22日 （注）8	E種優先株式 210,800	普通株式 140,200 A種優先株式 62,500 B種優先株式 110,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 669,200 E種優先株式 395,800 E2種優先株式 50,000 E3種優先株式 274,000	527,000	1,392,000	527,000	2,064,818
2025年2月26日 （注）9	E2種優先株式 125,000	普通株式 140,200 A種優先株式 62,500 B種優先株式 110,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 669,200 E種優先株式 395,800 E2種優先株式 175,000 E3種優先株式 274,000	250,000	1,642,000	250,000	2,314,818
2025年3月27日 （注）10	E3種優先株式 100,000	普通株式 140,200 A種優先株式 62,500 B種優先株式 110,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 669,200 E種優先株式 395,800 E2種優先株式 175,000 E3種優先株式 374,000	250,000	1,892,000	250,000	2,564,818

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2025年3月28日 （注）11	―	普通株式 140,200 A種優先株式 62,500 B種優先株式 110,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 669,200 E種優先株式 395,800 E2種優先株式 175,000 E3種優先株式 374,000	△1,812,000	80,000	―	2,564,818
2025年4月18日 （注）12	E3種優先株式 68,000	普通株式 140,200 A種優先株式 62,500 B種優先株式 110,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 669,200 E種優先株式 395,800 E2種優先株式 175,000 E3種優先株式 442,000	170,000	250,000	170,000	2,734,818
2025年4月18日 （注）13	E種優先株式 82,000	普通株式 140,200 A種優先株式 62,500 B種優先株式 110,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 669,200 E種優先株式 477,800 E2種優先株式 175,000 E3種優先株式 442,000	205,000	455,000	205,000	2,939,818

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2025年4月30日 （注）14	普通株式 40,000	普通株式 180,200 A種優先株式 62,500 B種優先株式 110,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 669,200 E種優先株式 477,800 E2種優先株式 175,000 E3種優先株式 442,000	50,000	505,000	50,000	2,989,818
2025年7月1日 （注）15	B種優先株式 17,000	普通株式 180,200 A種優先株式 62,500 B種優先株式 127,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 669,200 E種優先株式 477,800 E2種優先株式 175,000 E3種優先株式 442,000	25,500	530,500	25,500	3,015,318
2025年7月7日 （注）16	F種優先株式 76,360	普通株式 180,200 A種優先株式 62,500 B種優先株式 127,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 669,200 E種優先株式 477,800 E2種優先株式 175,000 E3種優先株式 442,000 F種優先株式 76,360	209,990	740,490	209,990	3,225,308

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2025年8月25日 （注）17	—	普通株式 180,200 A種優先株式 62,500 B種優先株式 127,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 669,200 E種優先株式 477,800 E2種優先株式 175,000 E3種優先株式 442,000 F種優先株式 76,360	△660,490	80,000	△678,856	2,546,452
2025年11月26日 （注）18	普通株式 42,160	普通株式 222,360 A種優先株式 62,500 B種優先株式 127,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 669,200 E種優先株式 477,800 E2種優先株式 175,000 E3種優先株式 442,000 F種優先株式 76,360	52,700	132,700	52,700	2,599,152
2025年12月11日 （注）19	普通株式 120,000	普通株式 342,360 A種優先株式 62,500 B種優先株式 127,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 669,200 E種優先株式 477,800 E2種優先株式 175,000 E3種優先株式 442,000 F種優先株式 76,360	150,000	282,700	150,000	2,749,152

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2025年12月11日 （注）20	E2種優先株式 200,000	普通株式 342,360 A種優先株式 62,500 B種優先株式 127,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 669,200 E種優先株式 477,800 E2種優先株式 375,000 E3種優先株式 442,000 F種優先株式 76,360	400,000	682,700	400,000	3,149,152
2025年12月15日 （注）21	普通株式 355,249 D種優先株式 △124,200 E2種優先株式 △200,000	普通株式 697,609 A種優先株式 62,500 B種優先株式 127,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 545,000 E種優先株式 477,800 E2種優先株式 175,000 E3種優先株式 442,000 F種優先株式 76,360	―	682,700	―	3,149,152
2025年12月16日 （注）22	普通株式 2,220,313 A種優先株式 △62,500 B種優先株式 △127,903 C種優先株式 △177,500 D種優先株式 △545,000 E種優先株式 △477,800 E2種優先株式 △175,000 E3種優先株式 △442,000 F種優先株式 △76,360	普通株式 2,917,922	―	682,700	―	3,149,152

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2026年1月29日 （注）23	普通株式 11,671,688	普通株式 14,589,610	―	682,700	―	3,149,152
2026年3月24日 （注）24	普通株式 3,240,000	普通株式 17,829,610	1,311,552	1,994,252	1,311,552	4,460,704
2026年3月31日 （注）25	普通株式 153,535	普通株式 17,983,145	38,445	2,032,697	38,445	4,499,149

（注）1. 有償第三者割当　発行価額　5,000円　資本組入額　2,500円
割当先　JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合
2. 欠損填補のため、資本金及び資本準備金を減少しております。この結果、資本金が1,175,000千円減少（減資割合93.6%）し、資本準備金が225,000千円減少（減資割合10.0%）しております。
3. 新株予約権の行使による増加
4. 有償第三者割当　発行価額　5,000円　資本組入額　2,500円
割当先　Eight Roads Ventures Japan II L.P.、藤本裕、QR2号ファンド投資事業有限責任組合、SIIFICウエルネス投資事業有限責任組合、F-Prime Capital Partners Life Sciences Fund VI LP、小川正治、清水伸太郎、NTTライフサイエンス株式会社（NTTプレシジョンメディシン株式会社）

5. 欠損填補のため、資本金及び資本準備金を減少しております。この結果、資本金が468,375千円（減資割合85.4%）減少し、資本準備金が1,719,556千円（減資割合69.6%）減少しております。
6. 有償第三者割当　発行価額　5,000円　資本組入額　2,500円
割当先　株式会社イドエンターテインメント、金沢定模、上原俊彦、滝藤靖明、株式会社UDN SPORTS、株式会社UDN、コネクション株式会社、株式会社ジャパン・ミュージックエンターテインメント、株式会社渡邊商会、渡邊崇、藤巻洋介、物部真一郎、髙野富士雄
7. 新株予約権の行使による増加
8. 有償第三者割当　発行価額　5,000円　資本組入額　2,500円
割当先　JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合、SIIFIC　ウエルネス投資事業有限責任組合、FFGベンチャー3号投資事業有限責任組合
9. 新株予約権の行使による増加
10.有償第三者割当　発行価額　5,000円　資本組入額　2,500円
割当先　藤本裕、渡邊崇、藤巻洋介、上原俊彦、大木塁、ＱＲ2号ファンド投資事業有限責任組合
11.欠損填補のため、資本金を減少しております。この結果、資本金が1,812,000千円減少（減資割合95.8%）しております。
12.有償第三者割当　発行価額　5,000円　資本組入額　2,500円
割当先　BA7 PLURALIST INVESTMENT I、物部真一郎、投資事業有限責任組合ガバナンス・パートナーズ起業家ファンド、フジタTTインパクト1号投資事業有限責任組合
13.有償第三者割当　発行価額　5,000円　資本組入額　2,500円
割当先　Untrod野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合、舛屋圭一
14.新株予約権の行使による増加
15.新株予約権の行使による増加
16.有償第三者割当　発行価額　5,500円　資本組入額　2,750円
割当先　京田修作、森川洋子、河原崎記靖、リカケンホールディングス株式会社、株式会社宮田総研、TUAT1号投資事業有限責任組合、芦田信、薗田啓之、みずほライフサイエンス第1号投資事業有限責任組合
17.欠損填補のため、資本金及び資本準備金を減少しております。この結果、資本金が660,490千円（減資割合89.2%）減少し、資本準備金が678,856千円（減資割合21.0%）減少しております。
18.新株予約権の行使による増加
19.新株予約権の行使による増加
20.新株予約権の行使による増加
21.D種優先株主、及びE2種優先株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、自己株式として取得し、D種優先株式は1株につき1.25株の普通株式を、E2種優先株式は1株につき1株の普通株式を交付しております。なお、当社が取得したD種優先株式、及びE2種優先株式の全てについて、2025年12月17日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。
22.種類株式の全てを普通株式に転換するものであり、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、E種優先株式、E2種優先株式、E3種優先株式、及びF種優先株式は1株につき1株の普通株式を交付し、D種優先株式は1株につき1.25株の普通株式を交付しております。当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、E2種優先株式、E3種優先株式、及びF種優先株式の全てについて、2025年12月17日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。
23.普通株式1株を5株に分割する株式分割によるものです。
24.有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
発行価格　880円
引受価額　809.60円
資本組入額　404.80円
25.新株予約権の行使による増加
26.2026年4月1日から2026年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ375千円増加しております。

（５）【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数　100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	5	16	80	20	81	9,536	9,738	―
所有株式数（単元）	―	2,843	4,730	30,644	41,750	373	99,474	179,814	1,745
所有株式数の割合（%）	―	1.58	2.63	17.04	23.22	0.21	55.32	100.00	―

（６）【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	1,859,325	10.34
EIGHT ROADS VENTURES JAPAN II LP（常任代理人　Eight Roads・キャピタル・アドバイザーズ・ホンコン・リミテッド）	PEMBROKE HALL, 42 CROW LANE, PEMBROKE, HM19, BERMUDA（東京都港区虎ノ門二丁目2番1号）	1,616,000	8.99
NEWTON BIOCAPITAL I SA. PRICAF PRIVEE DE DROIT BELGE（常任代理人　三田証券株式会社）	AVENUE DE TERVUEREN 273, B-1150 WOLUWE-SAINT-PIERRE, BELGIUM（東京都中央区日本橋兜町3番11号）	1,225,000	6.81
大原薬品工業株式会社	滋賀県甲賀市甲賀町鳥居野121番地15	875,000	4.87
UntroD 野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号	827,200	4.60
スペラファーマ株式会社	大阪府大阪市淀川区十三本町二丁目17番85号	625,000	3.48
MSIVCグローバルアカデミックシーズ投資事業有限責任組合	東京都中央区京橋一丁目2番5号	527,500	2.93
F-PRIME CAPITAL PARTNERS LIFE SCIENCES FUND VI LP（常任代理人　肥沼　誠）	THE CORPORATION TRUST CENTER, 1209 ORANGE STREET, WILMINGTON, NEW CASTLE COUNTY, DELAWARE 19801 U.S.A（東京都渋谷区）	485,000	2.70
OUVC1号投資事業有限責任組合	大阪府吹田市山田丘2番8号	462,500	2.57
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	432,200	2.40
計	―	8,934,725	49.68

（注）前事業年度末において主要株主であったNEWTON BIOCAPITAL I SA. PRICAF PRIVEE DE DROIT BELGEは、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　17,981,400	179,814	権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式であり、単元株式数は100株となります。
単元未満株式	普通株式　1,745	―	―
発行済株式総数	17,983,145	―	―
総株主の議決権	―	179,814	―

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第1号及び第4号によるA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、E2種優先株式、E3種優先株式及びF種優先株式の取得

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2025年11月27日）での決議状況 （取得日　2025年12月16日）	A種優先株式　62,500 B種優先株式　127,903 C種優先株式　177,500 D種優先株式　545,000 E種優先株式　477,800 E2種優先株式　175,000 E3種優先株式　442,000 F種優先株式　76,360	―
当事業年度前における取得自己株式	―	―
当事業年度における取得自己株式	A種優先株式　62,500 B種優先株式　127,903 C種優先株式　177,500 D種優先株式　545,000 E種優先株式　477,800 E2種優先株式　175,000 E3種優先株式　442,000 F種優先株式　76,360	―
残存決議株式の総数及び価額の総額	―	―
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）	―	―
当期間における取得自己株式	―	―
提出日現在の未行使割合（%）	―	―

（注）2025年11月27日開催の取締役会において、普通株式を対価とする取得条項に基づき、2025年12月16日付で、A種優先株式62,500株、B種優先株式127,903株、C種優先株式177,500株、D種優先株式545,000株、E種優先株式477,800株、E2種優先株式175,000株、E3種優先株式442,000株及びF種優先株式76,360株を自己株式として取得し、対価として、当該A種優先株主に普通株式62,500株、B種優先株主に普通株式127,903株、C種優先株主に普通株式177,500株、D種優先株主に普通株式681,250株、E種優先株主に普通株式477,800株、E2種優先株主に普通株式175,000株、E3種優先株主に普通株式442,000株及びF種優先株主に普通株式76,360株を交付しております。
当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、E2種優先株式、E3種優先株式、及びF種優先株式の全てについて、2025年12月17日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。なお、当社は、2025年12月26日開催の臨時株主総会により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	D種優先株式　124,200 E2種優先株式　200,000	―
当期間における取得自己株式	―	―

（注）2025年12月15日付で、D種優先株主、及びE2種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、D種優先株式124,200株、E2種優先株式200,000株を自己株式として取得し、対価として当該D種優先株主に155,249株、E2種優先株主に普通株式200,000株を交付しております。
当社が取得したD種優先株式及びE2種優先株式の全てについて、2025年12月17日開催の取締役会決議により同日付で消却しております。なお、当社は、2025年12月26日開催の臨時株主総会により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	A種優先株式 62,500 B種優先株式 127,903 C種優先株式 177,500 D種優先株式 669,200 E種優先株式 477,800 E2種優先株式 375,000 E3種優先株式 442,000 F種優先株式 76,360	―	―	―
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
保有自己株式数	―	―	―	―

（注）2025年12月17日開催の取締役会において、会社法第178号の規定に基づき、同日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、E2種優先株式、E3種優先株式及びF種優先株式のすべてを消却しております。

３【配当政策】

当社は、株主への利益還元を重要政策の一つと認識しており、配当については、研究開発への投資に備えるため内部留保の充実を勘案して決定する方針をとっております。当面は、積極的な研究開発を進めるために無配を予定し、利益による内部留保資金全額を研究開発に充当する方針であります。

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定める場合を除き、取締役会の決議で定めることができる旨定款に定めておりますが、期末配当につきましては、株主総会にお諮りし決定することとしております。

また、当社は毎年9月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。中間配当の決定機関は取締役会であります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対して経営の透明性を確保し、合理的・効率的な経営活動を行うことによって、企業価値を継続的に高めることを経営の基本方針としております。これらの実現のためには、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させ、さらにこの機能を充実させることが肝要であると考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、事業規模・形態及び経営の効率化等を勘案し、監査等委員会設置会社を採用しております。現行の体制は、迅速な意思決定と業務執行による経営の効率性と、適正な監督及び監視を可能とする経営体制が効果的に機能していると判断しております。

このため、監査等委員会設置会社を引き続き採用するとともに、コーポレート・ガバナンスの実効性の確認と企業倫理やコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。

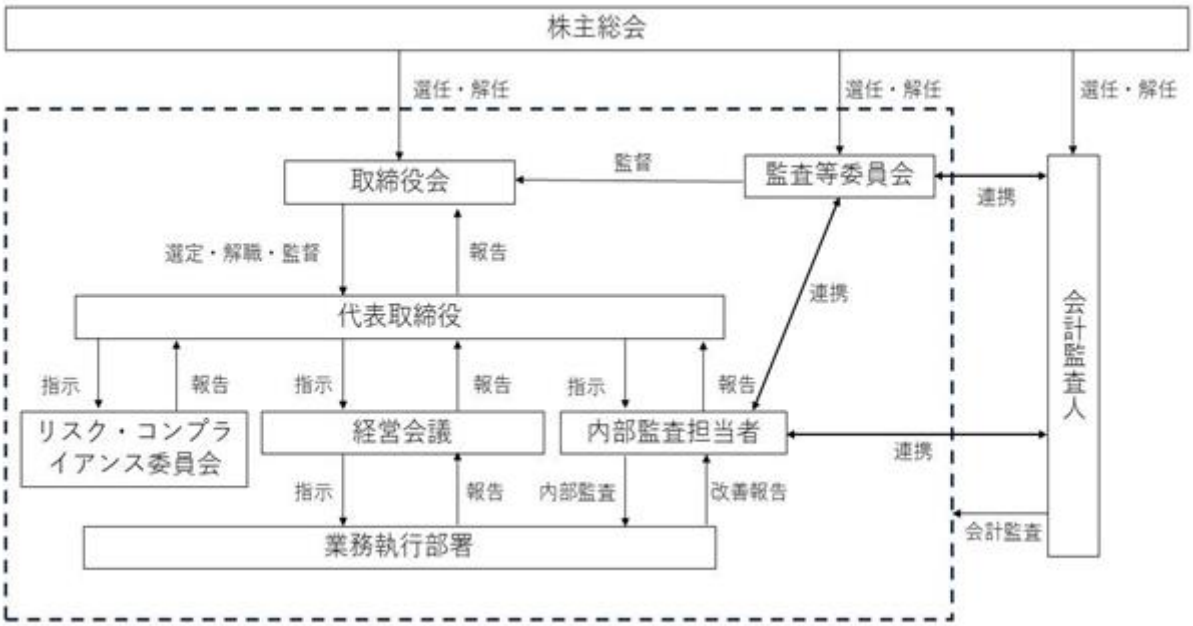

a 取締役会

取締役会は、本書提出日現在、取締役6名（うち監査等委員である取締役3名）で構成されており、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営（基本方針の決定、中期経営計画・年度予算の承認等）及び業務執行（組織及び人事に関する事項、研究開発等）に関する重要事項を審議、決定し、充分な議論のうえで経営の意思決定を行っております。

議長：代表取締役　吉武　益広
構成：代表取締役　吉武　益広
　　取締役　　藤本　裕
　　社外取締役　三浦　泰夫
　　社外取締役　森　俊介（監査等委員）
　　社外取締役　田島　照久（監査等委員）
　　社外取締役　川口　幸作（監査等委員）

なお、当社は、2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」を提案しており、当議案が承認可決されますと、取締役7名（うち社外取締役4名）となる予定です。

b　監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成され、原則として月1回開催することとしております。監査等委員は、取締役会等の重要会議に出席し、監査等委員でない取締役の職務遂行を監督するとともに、適法性及び妥当性の観点から監査を行うこととしております。また、監査等委員である社外取締役3名はそれぞれ、バイオ企業の経営経験者、公認会計士、弁護士の有資格者であり、それぞれの職業倫理の視点から経営に対する監視を行う役割を担っております。

議長　：常勤監査等委員　森　俊介

構成員：森　俊介（社外取締役）、田島　照久（社外取締役）、川口　幸作（社外取締役）

c　会計監査人

当社は、監査法人銀河と監査契約を締結し会計監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

d　内部監査担当者

当社では、代表取締役社長直属の内部監査担当者3名を任命しております。内部監査担当者が各部門の業務執行の妥当性・適法性・効率性についてチェック、検証を行うために、監査計画に基づき各部門に対する監査を行っております。監査結果については代表取締役社長に報告し、業務改善に役立てております。なお、当社では、内部監査担当者、監査等委員並びに会計監査人が、監査を有効かつ効率的に進めるために適宜情報交換を行っております。

e　リスク・コンプライアンス委員会

リスク管理・コンプライアンス体制の基本として「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定しております。また、リスクマネジメント・コンプライアンス規程に定められているとおり、代表取締役社長を委員長とし、業務執行取締役、ディレクター、部長によって構成されるリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。なお、本委員会には、監査等委員会委員長のほか、代表取締役社長が指名した者をオブザーバーとして参加させることができることとなっております。これにより、リスクマネジメント体制の維持並びにコンプライアンス活動を、一元的に管理・運営しております。

f　経営会議

経営会議は、代表取締役社長、業務執行取締役、参与で構成され、夫々の業務執行状況を確認するとともに、経営会議規程や決裁権限基準に基づいて経営に係る重要事項について審議を行っております。なお、本会議には監査等委員会委員長、および代表取締役社長が指名した者がオブザーバーとして参加することができることとなっております。

③　企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 経営理念及び行動規範の趣旨徹底を図ることにより、役職員のコンプライアンス意識の醸成及び向上に努めるものとする。

(2) 役職員は、法令、定款、株主総会決議、取締役会決議及び社内規程等の定めに従い、職務を執行するものとする。

(3) 社外取締役を設置して、取締役の職務執行に対する牽制並びに監督機能の向上を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に努めるものとする。

(4) 内部監査を徹底して、使用人の法令、定款及び社内規程等の遵守状況を確認し、必要に応じて是正を講ずるものとする。

(5) 内部通報制度を設けるほか、コンプライアンスに関する教育研修を実施して、コンプライアンス体制の充実に努めるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

議事録、稟議書及び職務執行に係る重要な情報が記載されたその他の文書等は、法令及び文書管理規程等に基づき、電磁的記録又は文書により、秘密保持に万全を期して保存するとともに、適時に閲覧できるよう検索性の高い状態での管理に努めるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制につきましては、取締役会、監査等委員会、内部監査担当者が連携し、さらに、リスク・コンプライアンス委員会でのリスク管理を通じて、経営活動に重大な影響を及ぼす懸念のあるリスクを迅速に認識できるような体制づくりに努めるものとする。また、具体的な対応については、その必要度に応じて、弁護士、監査法人、税理士などの専門家と協議し、迅速かつ適切な対処ができるような体制づくりに努めるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会を毎月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の職務執行を監督するものとする。

(2) 取締役は、取締役会で決定した経営の基本方針等の下に職務執行するとともに、その執行状況を取締役会に報告するものとする。

(3) 業務分掌規程、決裁権限基準及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく職務執行について、迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築するものとする。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、それらの取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びにそれらの取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かない。

(2) 当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等には、監査等委員会の同意を得たうえで行うものとし、業務執行者からの独立性を確保する。

(3) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事する。

6. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及びその他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 監査等委員会は、法律に定める事項の他、取締役及び使用人が監査等委員会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受けるものとする。

(2) 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、職務の執行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する事実を遅滞なく報告するものとする。

(3) 監査等委員会は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。監査等委員は、取締役会へ出席するほか、必要に応じて経営会議及びその他の重要な会議に出席して、又はその議事録等を閲覧するものとする。

7. 前6号の報告をした者（以下「報告をした者」という。）が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社は、報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(2) 監査等委員は、取締役又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。

(3) 監査等委員会は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその開示を求めることができる。

8. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに処理をする。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

(2) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当者とも連携して監査の実効性を確保する。

(3) 監査等委員の過半数は社外取締役とし、監査の透明性を確保する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

11. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。

(2) 取引開始に際して、取引先の反社会性を検証するものとする。

(3) 取引先に反社会性が確認された場合は、速やかに取引を解消するものとする。

(4) 平素から、法律顧問及び警察等の外部専門機関と連携して情報収集に努めるとともに、有事における対応体制を整備するものとする。

④ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。

⑤ 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑥ 株主総会の特別決議の要件

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑦ 取締役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第427条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑧ 補償契約

該当事項はありません。

⑨ 役員賠償責任保険契約

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

⑩ 取締役会決議事項とした株主総会決議事項

a 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度まで、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

b 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

c 剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。なお、期末配当につきましては、株主総会にお諮りし決定することとしております。

また、当社は毎年9月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。中間配当の決定機関は取締役会であります。

⑪　取締役会の活動状況

当事業年度において取締役会を原則として月1回開催しており、個々の取締役の出席状況は以下のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	吉武　益広	25回	24回
代表取締役Co-CEO	舛屋　圭一	12回	12回
取締役最高財務責任者	藤本　裕	25回	25回
取締役	西村　和将	17回	14回
取締役	鈴木　貞史	17回	15回
取締役	香本　慎一郎	17回	16回
取締役	三浦　麗理	8回	7回
取締役	都竹　拓磨	17回	15回
取締役	三浦　泰夫	17回	17回
取締役（常勤監査等委員）	森　俊介	25回	25回
取締役（監査等委員）	田島　照久	25回	23回
取締役（監査等委員）	川口　幸作	25回	25回

（注）1. 取締役三浦泰夫は、2025年6月に取締役に就任しております。
2. 取締役三浦麗理は2025年6月に、取締役舛屋圭一は2025年8月に、取締役西村和将、取締役鈴木貞史、取締役香本慎一郎、及び取締役都竹拓磨は2025年11月に退任いたしました。

取締役会における具体的な検討内容として、当社の研究開発戦略および研究開発体制の整備、研究開発パイプラインの進捗管理等に関する議論を行っております。また、資金調達や資本政策に関する事項、並びに研究開発や事業運営に関連する重要事項について審議しております。加えて、経営計画の策定・見直し、組織体制の整備及び内部統制の強化等について継続的に検討しております。

（２）【役員の状況】

①　役員一覧

(1) 2026年6月24日（有価証券報告書提出日）現在の役員の状況は、以下のとおりです。

男性　6名　（役員のうち女性の比率　0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役社長	吉武　益広	1959年2月3日生	1981年 4月　大塚製薬㈱　入社 1993年 1月　Otsuka America Pharmaceutical Inc.,サンフランシスコ事務所　所長 1995年11月　同社　Otsuka Maryland Research Laboratories　研究所所長 2000年 6月　大塚製薬株式会社　執行役員　研究担当（日・米統括） 2004年 6月　同社　執行役員　Otsuka Frankfurt Research Institute GmbH　副所長 2006年 1月　同社　常務執行役員　グローバル医薬品事業開発担当 2007年 2月　同社　専務執行役員　グローバル結核事業担当 2018年12月　当社　代表取締役社長（現任） 2023年10月　J-Pharma USA, Inc.　CEO	（注）2	6,250
取締役最高財務責任者	藤本　裕	1981年1月12日生	2005年 4月　ZS Associates東京オフィス　入社 2009年 7月　同社　Los Angelesオフィス　転属 2010年 7月　同社　東京オフィス　転属 2011年 7月　大塚製薬株式会社　事業開発部BI担当部長 2013年 3月　エムスリー株式会社　新領域開発部 2013年 6月　株式会社Zpeer　創業・代表取締役 2018年 6月　VetScope,Inc.（米国）　創業・CEO 2020年 1月　VetScope Pte. Ltd.（シンガポール）　創業・CEO 2023年 4月　当社　Interim CFO 2023年 6月　当社　取締役最高財務責任者（現任） 2023年10月　J-Pharma USA, Inc.　CFO　兼　Secretary	（注）2	318,035
取締役	三浦　泰夫	1957年4月25日生	1980年 4月　株式会社島津製作所　入社 2009年 6月　シマヅ　オイローバ　ゲーエムベーハー社長 2013年 6月　株式会社島津製作所　取締役　常務執行役員 2017年 6月　同社　取締役　専務執行役員 2019年 4月　同社　取締役　上席専務執行役員 2023年 4月　同社　取締役　エグゼクティブアドバイザー 2023年 7月　同社　エグゼクティブアドバイザー(現任) 2025年 6月　当社　社外取締役　(現任)	（注）2	-
取締役 （監査等委員）	森　俊介	1967年6月12日生	1995年 4月　米国国立がん研究所　入所 2005年12月　武田薬品工業株式会社　入社 2014年 7月　株式会社ウィズ・パートナーズ　入社 2018年10月　TMパートナーズ合同会社　代表社員（現任） 2018年10月　Newton Biocapital SA　インベストメント・パートナー 2019年 3月　エディットフォース株式会社　社外取締役（現任） 2019年 6月　株式会社リボミック　社外取締役 2020年 1月　「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアム　副事業責任者（現任） 2020年 6月　当社　社外取締役 2021年 4月　J-Biosciences株式会社　取締役 2023年10月　当社　社外取締役（監査等委員）（現任） 2025年 3月　株式会社フェリクス　監査役（現任）	（注）3	20,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役 （監査等委員）	田島　照久	1971年8月4日生	1995年10月　中央監査法人　入所 2004年 4月　清水国際特許事務所（現シンフォニア知的財産事務所）　入所 2004年 6月　株式会社ロングリーチグループ　社外監査役（現任） 2010年 2月　田島公認会計士事務所　設立、代表（現任） 2014年 9月　株式会社PRISM Pharma（現株式会社PRISM Bio Lab）　社外監査役（現任） 2014年 9月　トーセイ・リート投資法人　監督役員（現任） 2014年 9月　オンコセラピー・サイエンス株式会社　社外監査役（現任） 2015年 8月　一般財団法人飯田財団　監事（現任） 2015年12月　株式会社田島会計事務所　設立　代表取締役（現任） 2016年 1月　エディジーン株式会社（現株式会社モダリス）　社外監査役 2016年 3月　レナセラピューティクス株式会社　社外監査役（現任） 2016年 6月　ファーストキッチン株式会社　社外監査役（現任） 2016年 6月　ウェンディーズ・ジャパン株式会社　社外監査役（現任） 2016年12月　株式会社旺文社　社外監査役（現任） 2018年 8月　エディジーン株式会社（現株式会社モダリス）　社外取締役（監査等委員）（現任） 2018年 9月　株式会社ニュージェン・ファーマ　社外監査役（現任） 2019年 1月　富士通コンポーネント株式会社（現FCLコンポーネント株式会社）　社外取締役（監査委員）（現任） 2021年 2月　当社　社外監査役 2021年 3月　株式会社タバタ　社外監査役（現任） 2023年 1月　株式会社ロングリーチビジネスパートナーズ　監査役（現任） 2023年 6月　株式会社松屋フーズホールディングス　社外監査役（現任） 2023年 8月　株式会社nobitel　社外監査役（現任） 2023年10月　当社　社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年 7月　新日本住設株式会社　社外監査役（現任） 2025年 3月　新日本住設ホールディングス株式会社　社外監査役（現任）	（注）3	11,000
取締役 （監査等委員）	川口　幸作	1980年7月14日生	2003年 4月　株式会社レーサムリサーチ　入社 2008年 9月　弁護士法人北村・加藤・佐野法律事務所（現任） 2022年 6月　ログリー株式会社　社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年11月　ククレブ・アドバイザーズ株式会社　社外監査役（現任） 2023年 6月　当社　社外監査役 2023年10月　当社　社外取締役（監査等委員）（現任）	（注）3	11,000
計					366,285

（注）1. 取締役　三浦泰夫、森俊介、田島照久、川口幸作は、社外取締役であります。
2. 任期は、2025年6月30日から、2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 任期は、2025年6月30日から、2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 2026年6月26日に開催予定の第21回定時株主総会の決議事項として、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」の議案が承認可決された場合、当社の役員の状況及びその任期は、以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しています。

男性　6名　女性　1名（役員のうち女性の比率　14%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役社長 CEO	吉武　益広	1959年2月3日生	1981年 4月　大塚製薬㈱　入社 1993年 1月　Otsuka America Pharmaceutical Inc.,サンフランシスコ事務所　所長 1995年11月　同社　Otsuka Maryland Research Laboratories　研究所所長 2000年 6月　大塚製薬株式会社　執行役員　研究担当（日・米統括） 2004年 6月　同社　執行役員　Otsuka Frankfurt Research Institute GmbH　副所長 2006年 1月　同社　常務執行役員　グローバル医薬品事業開発担当 2007年 2月　同社　専務執行役員　グローバル結核事業担当 2018年12月　当社　代表取締役社長 2023年10月　J-Pharma USA, Inc.　CEO 2026年 6月　当社　代表取締役社長CEO（現任）	（注）2	6,250
取締役CFO	藤本　裕	1981年1月12日生	2005年 4月　ZS Associates東京オフィス　入社 2009年 7月　同社　Los Angelesオフィス　転属 2010年 7月　同社　東京オフィス　転属 2011年 7月　大塚製薬株式会社　事業開発部BI担当部長 2013年 3月　エムスリー株式会社　新領域開発部 2013年 6月　株式会社Zpeer　創業・代表取締役 2018年 6月　VetScope,Inc.（米国）　創業・CEO 2020年 1月　VetScope Pte. Ltd.（シンガポール）　創業・CEO 2023年 4月　当社　Interim CFO 2023年 6月　当社　取締役最高財務責任者 2023年10月　J-Pharma USA, Inc.　CFO　兼　Secretary 2026年 6月　当社　取締役CFO（現任）	（注）2	318,035
取締役CBO	山本　寛	1981年4月18日生	2004年 4月　エーザイ株式会社　入社 2013年 4月　同社アジアリージョン推進室　リージョナルマネージャー 2013年 9月　アッヴィ合同会社　ニューロサイエンス領域　シニアプロジェクトマネージャー兼ブランドチームリーダー 2014年 5月　参天製薬株式会社　ASEAN担当マネージャー 2016年 4月　Santen Pharmaceutical Asia Pte.Ltd.　社長 2018年 9月　参天製薬（中国）有限公司　副総経理 2019年 2月　サンバイオ株式会社　執行役員事業部長（日本・アジア） 2019年 9月　合同会社H&L（Eighty-Eighty Therapeuticsの前身となる企業）創業・代表執行社員 2022年 1月　Locust Walk Partners, LLC アジア代表マネージングディレクター（現任） 2023年 9月　Eighty-Eighty Therapeutics株式会社　代表取締役（現任） 2024年 4月　株式会社FREST 社外取締役（現任） 2025年 1月　Blisxia株式会社　取締役（現任） 2026年 6月　当社　取締役CBO（現任）	（注）2	―

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役	上原　祐香（戸籍上の氏名：小野 祐香）	1969年10月2日生	1993年 4月　ゴールドマン・サックス証券会社（現　ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社 1994年 7月　メリルリンチ証券株式会社（現 BofA証券株式会社）入社 2007年 2月　同社　株式資本市場部　マネージング ディレクター 2012年 3月　同社　資本市場部門　株式資本市場部長 マネージング ディレクター 2015年11月　みずほ証券株式会社　入社 エクイティグループ　金融戦略部　ディレクター 2016年 4月　同社　プロダクツ本部 エクイティキャピタルマーケット第一部長 2018年 4月　同社　投資銀行本部　シニアエグゼクティブ 2019年 7月　JPモルガン証券株式会社　入社　投資銀行本部　株式資本市場部　マネジング ディレクター 2021年12月　Retty株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年 5月　プレミアアンチエイジング株式会社　執行役員 コーポレートコミュニケーション本部長（現任） 2024年 6月　ネットワンシステムズ株式会社　社外取締役 2026年 6月　当社　社外取締役（現任）	（注）3	―
取締役（監査等委員）	森　俊介	1967年6月12日生	1995年 4月　米国国立がん研究所　入所 2005年12月　武田薬品工業株式会社　入社 2014年 7月　株式会社ウィズ・パートナーズ　入社 2018年10月　TMパートナーズ合同会社　代表社員（現任） 2018年10月　Newton Biocapital SA インベストメント・パートナー 2019年 3月　エディットフォース株式会社　社外取締役（現任） 2019年 6月　株式会社リボミック　社外取締役 2020年 1月　「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアム　副事業責任者（現任） 2020年 6月　当社　社外取締役 2021年 4月　J-Biosciences株式会社　取締役 2023年10月　当社　社外取締役（監査等委員）（現任） 2025年 3月　株式会社フェリクス　監査役（現任）	（注）3	20,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役 （監査等委員）	田島　照久	1971年8月4日生	1995年10月　中央監査法人　入所 2004年 4月　清水国際特許事務所（現シンフォニア知的財産事務所）　入所 2004年 6月　株式会社ロングリーチグループ　社外監査役（現任） 2010年 2月　田島公認会計士事務所　設立、代表（現任） 2014年 9月　株式会社PRISM Pharma（現株式会社PRISM Bio Lab）　社外監査役（現任） 2014年 9月　トーセイ・リート投資法人　監督役員（現任） 2014年 9月　オンコセラピー・サイエンス株式会社　社外監査役（現任） 2015年 8月　一般財団法人飯田財団　監事（現任） 2015年12月　株式会社田島会計事務所　設立　代表取締役（現任） 2016年 1月　エディジーン株式会社（現株式会社モダリス）　社外監査役 2016年 3月　レナセラピューティクス株式会社　社外監査役（現任） 2016年 6月　ファーストキッチン株式会社　社外監査役（現任） 2016年 6月　ウェンディーズ・ジャパン株式会社　社外監査役（現任） 2016年12月　株式会社旺文社　社外監査役（現任） 2018年 8月　エディジーン株式会社（現株式会社モダリス）　社外取締役（監査等委員）（現任） 2018年 9月　株式会社ニュージェン・ファーマ　社外監査役（現任） 2019年 1月　富士通コンポーネント株式会社（現FCLコンポーネント株式会社）　社外取締役（監査委員）（現任） 2021年 2月　当社　社外監査役 2021年 3月　株式会社タバタ　社外監査役（現任） 2023年 1月　株式会社ロングリーチビジネスパートナーズ　監査役（現任） 2023年 6月　株式会社松屋フーズホールディングス　社外監査役（現任） 2023年 8月　株式会社nobitel　社外監査役（現任） 2023年10月　当社　社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年 7月　新日本住設株式会社　社外監査役（現任） 2025年 3月　新日本住設ホールディングス株式会社　社外監査役（現任）	（注）3	11,000
取締役 （監査等委員）	川口　幸作	1980年7月14日生	2003年 4月　株式会社レーサムリサーチ　入社 2008年 9月　弁護士法人北村・加藤・佐野法律事務所（現任） 2022年 6月　ログリー株式会社　社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年11月　ククレブ・アドバイザーズ株式会社　社外監査役（現任） 2023年 6月　当社　社外監査役 2023年10月　当社　社外取締役（監査等委員）（現任）	（注）3	11,000
計					366,285

（注）1. 取締役　上原祐香、森俊介、田島照久、川口幸作は、社外取締役であります。
2. 任期は、2026年6月26日から、2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 任期は、2025年6月30日から、2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

② 社外役員の状況

当社は社外取締役4名うち、監査等委員である社外取締役3名を選任しております。

社外取締役の三浦泰夫は、東証プライム上場企業において10年間以上にわたり取締役を務め、また執行役員として主に営業・経理・理財・リスクマネジメントを担当されており、その豊富な知識と経験に基づき、当社業務執行取締役による経営判断を監督し、助言すること、並びに当社のガバナンス体制を監督し、改善提案をすること等を期待し選任しております。当社と同氏との間にその他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の森俊介は、ライフサイエンス分野における企業経営に豊富な経験を有しており、社外の立場から経営に助言を行うとともに、職歴、経験、知識等を活かして経営を監督しております。なお森俊介は当社株式40,000株（普通株式20,000株及び潜在株式20,000株）を所有しており、その他の人的関係又は取引関係等の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の田島照久は公認会計士の資格を有し、財務・会計に関する専門知識と豊富な監査経験を有しており、経営全般に実効性の高い監督、監査機能を果たすことが期待できるものと考えております。なお田島照久は当社株式17,500株（普通株式11,000株及び潜在株式6,500株）を所有しており、その他の人的関係又は取引関係等の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の川口幸作は、弁護士の資格を有し、企業法務に精通しており、経営全般に対する助言や、法務・コンプライアンス等の見識に基づき、実効性の高い監督・監査機能を果たすことが期待できるものと考えております。なお川口幸作は当社株式17,500株（普通株式11,000株及び潜在株式6,500株）を所有しており、その他の人的関係又は取引関係等の利害関係はありません。

2026年6月26日に開催予定の第21回定時株主総会の決議事項として、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」の議案が承認可決された場合、上原祐香が新たに社外取締役に就任いたします。なお、社外取締役三浦泰夫は任期満了により退任いたします。

上原祐香は、長年にわたり国内外の証券会社において資本市場業務に従事し、資金調達、IR、投資家対応及び企業価値向上に関する豊富な経験と知見を有しております。また、上場企業における社外取締役及び執行役員としての実務経験も有しており、当社の資本政策、ガバナンス及び中長期的な企業価値向上に資する助言・監督を期待しております。当社と同氏との間にその他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めていませんが、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしており、上原祐香、森俊介、田島照久及び川口幸作を同取引所に独立役員として届け出ております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、意見を述べることにより、取締役の業務執行状況を監督し経営の監視機能を果たすとともに、適宜内部監査担当者に対する質疑等を行っております。また、監査等委員である社外取締役は監査等委員会における監査等委員間での情報・意見交換、代表取締役社長が任命する内部監査担当者、会計監査人と定期的及び必要に応じて会合を実施することで、情報共有と連携を図っております。

④　取締役のスキルマトリックス

当社は、企業理念と経営戦略に従い、適切に経営判断を行い実行していくために、取締役が持つべきスキルと、各取締役の知識・経験・能力等、特に期待する役割を、次のスキルマトリックスとして一覧にしております。

2026年6月26日に開催予定の第21回定時株主総会の決議事項として、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」の議案が承認可決された場合のスキルマトリックスは以下の通りとなります。

図：スキルマトリックス

			資格・略歴	成長ドライバー（攻め）					
				企業戦略・マーケティング	グローバルビジネス	技術・研究開発			知的財産
						臨床開発	非臨床／基礎	製造・品質管理	
吉武益広	代表取締役社長CEO		大手製薬企業で30年以上のグローバルリーダーシップ経験	●	●	●	●		●
藤本裕	取締役CFO		20年の製薬業界経験、起業・Exit、資金調達、IPO経験	●	●				●
山本寛	取締役CBO		製薬企業・バイオテック・投資銀行でのマネジメント、事業開発経験ならびに起業経験	●	●			●	
上原祐香	社外取締役		資本市場業務を通じた資本政策・IR・企業価値向上に関する知見		●				
森俊介	社外取締役	監査等委員	Ph.D.（薬学）、薬剤師	●	●		●		●
田島照久	社外取締役		公認会計士	●					
川口幸作	社外取締役		弁護士						

			資格・略歴	事業基盤の強化（守り）				サステナビリティ（ESG）	
				財務・会計		人事・人材開発	法務・リスク管理	環境・社会	内部統制・ガバナンス
				財務戦略	会計				
吉武益広	代表取締役社長CEO		大手製薬企業で30年以上のグローバルリーダーシップ経験			●			●
藤本裕	取締役CFO		20年の製薬業界経験、起業・Exit、資金調達、IPO経験	●	●	●	●		●
山本寛	取締役CBO		製薬企業・バイオテック・投資銀行でのマネジメント、事業開発経験ならびに起業経験	●		●		●	
上原祐香	社外取締役		資本市場業務を通じた資本政策・IR・企業価値向上に関する知見	●	●			●	●
森俊介	社外取締役	監査等委員	Ph.D.（薬学）、薬剤師	●		●		●	●
田島照久	社外取締役		公認会計士		●	●			●
川口幸作	社外取締役		弁護士				●		●

（３）【監査の状況】

①　監査等委員監査の状況

監査等委員は監査基準・計画に基づき、取締役会のほか重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べるなど、常に取締役の業務執行を監査できる体制となっております。また、重要会議の出席、取締役の法令・規程等の遵守状況の把握や、会計監査人の監査計画の把握、内部監査状況の把握を行い、内部監査担当者及び会計監査人と情報交換や意見交換を行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図る方針であります。

監査等委員田島照久氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査等委員のうち1名は、弁護士であり、職業倫理の観点より経営監視を実施することとしております。

監査等委員会は、原則として月1回開催する他、必要に応じて随時開催しております。当事業年度においては合計17回開催し、個々の監査等委員役の出席状況については、以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
森　俊介	17回	17回
田島　照久	17回	17回
川口　幸作	17回	17回

監査等委員会においては、主に、監査計画及び監査方針の策定、監査結果の報告、監査上の重要事項についての協議及び検討、監査報告書の作成、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性の評価等を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人との連携を図ることで、会計監査、各部署の往査を効果的に実施しております。

なお、当事業年度においては、次の事項を監査方針とし、監査しております。

・独立かつ公正な立場から、取締役の職務執行の適法性を監査することにより、企業不祥事及び会社に著しい損害を及ぼす事実の発生の防止に努めること
・経営方針、事業計画及びそれらに基づく諸施策を認識し、内部統制システムの構築・整備の基本方針及びその運用状況の把握に努めること
・会社経営の目標達成、経営管理の改善・向上に資すること

②　内部監査の状況

当社は、内部監査担当者として3名任命しております。内部監査担当者は、業務活動の合理性、効率性、適正性を諸規程に準拠して評価を行い、直轄の代表取締役社長及び取締役会に報告し、不正、誤謬の防止並びに業務改善に資することとしております。また、内部監査指摘事項の改善状況を定期的に確認することで実効性の高い監査の実施に努めております。なお内部監査が自己監査とならないよう、自身が所属する部門の内部監査には関与しておりません。

内部監査担当者は、内部監査の実施状況等について監査等委員会に報告を行い、監査結果の共有を図っております。内部監査担当者及び監査等委員会と会計監査人の間の情報交換・意見交換については、日常的に連絡が可能な状態になっており、監査上の問題点の有無や今後の課題等について随時意見交換等を行っております。

また、内部監査の結果は取締役会に直接報告を行う体制となっております。

③　会計監査の状況

ａ　監査法人の名称

監査法人銀河

ｂ　継続監査期間

2020年3月期以降

ｃ　業務を執行した公認会計士

吉村　史明
四ツ橋　学

ｄ　監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士12名、その他2名であります。

ｅ　監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の何れかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

f　監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人の評価基準に基づき、監査法人の独立性、専門性、効率性、品質管理体制の整備状況及び監査報酬の水準等を検証し、総合的に評価した結果、会計監査人監査法人銀河はいずれの点も問題はないと認識しております。

④　監査報酬の内容等

a　監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
13,200	－	17,280	1,000

(注)　当事業年度の非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務であります。

b　監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（aを除く）

該当事項はありません。

c　その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d　監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査公認会計士等から提示された監査に要する業務時間を基準として報酬額を決定しております。

e　監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等の相当性について慎重に審議した結果、会計監査人の報酬等の額は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

（４）【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2023年10月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く。以下、本項において同じ。）の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決定したのち、2025年3月13日開催の取締役会において同方針を改定し、当社取締役の報酬については、役員報酬規程に従い決定することとしております。

役員報酬規程に沿った概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、固定金銭報酬（基本報酬）及び株式型報酬（中長期インセンティブ）とし、その総額及び割合については、職務内容、社会的地位、就任の事情、業績、世間水準などを総合的に勘案したうえで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなり、また株主と利害を共有するよう決定する。

当該報酬の支給時期は、固定金銭報酬については在任期間中、月割りで支給し、株式報酬については必要に応じて随時支給する。

現在の業務執行取締役の個人別報酬決定は非上場企業の役員報酬の世間一般的な水準、当社の業績見込み、従業員給与の最高額、職務内容、社会的地位、就任の事情を総合的に勘案し、また、非業務取締役の個人別の報酬は、職務内容、社会的地位、就任の事情などを総合的に考慮し、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において取締役会で決議しております。

2025年3月13日の方針改定前までに決定された取締役の個人別の報酬等については、取締役会において、当時の決定方針との整合性を確認したうえで決議しており、同日以降に決定された取締役の個人別の報酬等についても、現行の決定方針との整合性を確認したうえで決議しております。さらに、改定後の現行方針は改定前の方針とも整合していることから、取締役会としては、これらの取締役の個人別の報酬等は、いずれも改定後の方針に沿うものであると判断しております。

また、今後報酬委員会を設置することとしており、報酬委員会設置後においては、取締役の個人別報酬の決定は、委員の過半数を社外取締役とする報酬委員会を設け、その検討結果（答申）を踏まえた上で、取締役会で決定する予定です。もっとも、現時点においては、当社取締役会は独立社外取締役が過半数を占める構成となっていることから、任意の報酬委員会は設置しておりません。現時点の取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、取締役会において役員報酬の構成及び水準について十分に審議するとともに、独立社外取締役のみで協議を行い、その内容を取締役会にフィードバックすることにより、客観性及び牽制機能を確保することとしております。

監査等委員である取締役については株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において監査等委員会で決定しております。

なお、報酬限度額は、2023年9月11日開催の臨時株主総会において、取締役に対して年額300百万円以内、監査等委員である取締役に対して年額100百万円以内と決議されております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員を除く取締役の員数は6名（うち、社外取締役は4名）、監査等委員である取締役の員数は0名でしたが、当該各決議は、2023年10月1日付で監査等委員会設置会社へ移行することを予定して行われており、監査等委員会設置会社へ移行した時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は5名（うち、社外取締役は3名）、監査等委員である取締役の員数は3名（社外取締役は3名）であります。

なお、2026年6月26日に開催予定の第21回定時株主総会の決議事項として、第3号議案「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」の議案が承認可決された場合、取締役に対する報酬限度額年額300百万円の内枠で、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等として年額50百万円以内（株数として年56,819株以内）が設定されます。

また、当該株主総会終結時点の監査等委員を除く取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）、監査等委員である取締役の員数は3名（社外取締役は3名）であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	323,464	59,080	―	―	264,384	3
監査等委員（社外取締役を除く）	―	―	―	―	―	―
社外役員	35,896	19,740	―	―	16,156	4

(注) 1．上記の非金銭報酬等はストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額を記載しております。

なお、2025年4月1日開催の臨時株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプション報酬額及び内容、監査等委員である取締役に対するストックオプション報酬額及び内容、並びに取締役（監査等委員である取締役を含みます。）に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することについて決議されております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の員数は11名（うち、取締役（監査等委員を除く。）は8名〔社外取締役5名〕、取締役（監査等委員）は3名〔社外取締役3名〕）です。さらに、当該決議を受け、同日開催の取締役会において、ストックオプションとして割り当てる第10回新株予約権の募集事項が決定されております。当該新株予約権の総数は114,600個とし、その内訳は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して108,000個、監査等委員である取締役に対して6,600個であります。また、行使価額は1円、割当日は2025年4月2日とし、行使期間は割当日から2035年4月1日までとしております。

2．上表には、2025年8月25日付で辞任により退任した取締役1名に対する報酬25,000千円および同氏に付与した新株予約権に係るストックオプション報酬97,920千円を含んでおります。なお、当該新株予約権は放棄されており、計上したストックオプション報酬と同額の97,920千円を新株予約権戻入益として計上しております。

また、上表には、長期的なインセンティブ付与を目的として、現任の取締役が保有していた新株予約権を放棄したうえで、2025年4月に新たに付与した新株予約権に係るストックオプション報酬122,400千円を含んでおります。当該放棄に伴い、放棄された新株予約権に係るストックオプション報酬と同額の79,968千円を新株予約権戻入益として計上しております。

3．取締役の支給員数は、無報酬の取締役5名（うち社外取締役5名）を除いております。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額（千円）	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額（千円）			
				固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等
吉武益広	140,400	代表取締役社長	提出会社	18,000	―	―	122,400
舛屋圭一	122,920	代表取締役 Co-CEO	提出会社	25,000	―	―	97,920

(注) 1．長期的なインセンティブ付与を目的として、吉武益広が保有していた新株予約権（79,968千円）を放棄したうえで、2025年4月に新たに付与した新株予約権に係るストックオプション報酬122,400千円を非金銭報酬等として計上しております。

2．舛屋圭一に付与した新株予約権に係るストックオプション報酬97,920千円を非金銭報酬等として記載しておりますが、退任時にストックオプションが放棄されており、97,920千円を新株予約権戻入益として計上しております。

（5）【株式の保有状況】

当社は、政策保有株式について、営業政策上の必要性や株式保有の合理性等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合を除き、保有しないことを基本方針としております。また、純投資目的の株式は保有しない方針であります。

なお、本書提出日現在において、政策保有株式、純投資目的の株式その他純投資目的以外の株式のいずれも保有しておりません。

5【従業員の状況等】

（1）【人材戦略に関する基本方針等】

① 経営方針・経営戦略等に関連付けた人材戦略

当社は、「SLCトランスポーター創薬の新たな可能性を追求し、グローバルベンチャーとして世界中の人々が抱えるアンメット・メディカル・ニーズに応える革新的新薬の開発を通じ、人々が健康を維持し、希望を持ち続けることに貢献します」という企業理念の実現に向け、創薬研究、非臨床・臨床開発、事業開発及び管理機能等の各領域において、高度な専門性と多様な経験を有する人材の確保及び育成が重要であると認識しております。

当社は研究開発段階にある創薬ベンチャーであり、限られた経営資源の中で研究開発活動を継続的かつ機動的に推進するとともに、事業開発及びパートナリングを通じた企業価値の向上を図るため、適材適所の人材配置を基本としつつ、中途採用を中心に、当社の事業戦略及び研究開発計画の推進に必要な人材の確保に努めております。また、人的資本を価値創造の源泉と位置付け、業務遂行に必要な専門知識及びスキルの向上に資する研修受講、学会・セミナーへの参加等を推奨しております。

人材の多様性については、多様な知見、経験及び価値観を有する人材が活躍できる環境を整備することが、当社の持続的な成長に資するものと認識しております。一方で、当社は現時点において組織規模が小さく、事業上必要となる専門性を重視した採用を行っていることから、多様性に関する定量的な目標は設定しておりません。

② 従業員の給与等の額及び内容の決定に関する方針

当社は、優秀な人材の確保及び定着並びに従業員の意欲向上を図るため、各従業員の役割、職責、専門性、経験、業務遂行状況及び会社への貢献度等を総合的に勘案し、給与（賞与を含む。）その他の給付の額及び内容を決定する方針としております。

（2）【従業員の状況】

① 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の対前事業年度増減率（%）
16 (2)	52.5	2.2	11,217	22.53

（注）1. 従業員数は就業人員(委任契約である参与を含む）を記載しております。
また、臨時従業員（アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員は除く）は、年間の平均人員を（）内に外数で記載しております。
なお、当期中において従業員数が5名増加しております。主な理由は、臨床開発の進捗に伴う業務拡大、及びSLCトランスポーター創薬のプラットフォーム化への対応等のため期中採用が増加したことによるものであります。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は創薬事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については、記載しておりません。

② 労働組合の状況

当社において労働組合は存在しませんが、労使関係については円滑な関係にあります。

③ 使用人等のみに対して付与した新株予約権の内容

当社は、使用人等のみに対する新株予約権を付与しております。当該新株予約権の内容については、「1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載しております。

④ 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第５【経理の状況】

１　財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

２　監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人銀河の監査を受けております。

３　連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、子会社であったJ-Pharma USAについては、2025年7月に清算結了しております。

４　財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についても的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人との連携や各種団体が主催する研修会等へ積極的に参加しております。

1【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,301,862	4,451,544
有価証券	―	1,101
前渡金	490,807	171,508
前払費用	1,749	3,215
未収還付消費税等	16,178	42,840
未収還付法人税等	―	4,048
その他	28,488	79,092
流動資産合計	2,839,086	4,753,352
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 ―	※1 ―
工具、器具及び備品（純額）	※1 ―	※1 ―
有形固定資産合計	―	―
無形固定資産		
ソフトウエア	―	―
無形固定資産合計	―	―
投資その他の資産		
関係会社株式	14,958	―
敷金	2,674	7,982
その他	―	71
投資その他の資産合計	17,632	8,053
固定資産合計	17,632	8,053
資産合計	2,856,719	4,761,406
負債の部		
流動負債		
未払金	152,968	256,017
未払費用	27,467	29,186
未払法人税等	986	35,407
預り金	266,769	57,508
資産除去債務	3,741	―
流動負債合計	451,934	378,120
固定負債		
長期未払金	26,915	―
資産除去債務	―	4,957
固定負債合計	26,915	4,957
負債合計	478,849	383,078
純資産の部		
株主資本		
資本金	80,000	2,032,697
資本剰余金		
資本準備金	2,564,818	4,499,149
その他資本剰余金	159,662	―
資本剰余金合計	2,724,480	4,499,149
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,499,008	△2,466,416
利益剰余金合計	△1,499,008	△2,466,416
株主資本合計	1,305,472	4,065,430
新株予約権	1,072,397	312,897
純資産合計	2,377,869	4,378,327
負債純資産合計	2,856,719	4,761,406

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年 4月 1日 至　2025年 3月31日）	当事業年度 （自　2025年 4月 1日 至　2026年 3月31日）
事業収益	―	―
事業費用		
研究開発費	1,217,004	3,015,035
販売費及び一般管理費	※1 378,656	※1 695,140
事業費用合計	1,595,660	3,710,176
営業損失（△）	△1,595,660	△3,710,176
営業外収益		
受取利息	4	2,938
受取配当金	―	23,832
補助金収入	92,461	1,020,034
為替差益	―	63,241
その他	184	44
営業外収益合計	92,651	1,110,091
営業外費用		
為替差損	6,179	―
損失補償金	17,900	―
株式交付費	―	15,822
上場関連費用	―	20,467
その他	―	1
営業外費用合計	24,079	36,291
経常損失（△）	△1,527,089	△2,636,377
特別利益		
新株予約権戻入益	29,068	184,820
特別利益合計	29,068	184,820
特別損失		
減損損失	―	※2 7,729
関係会社清算損	―	6,014
特別損失合計	―	13,743
税引前当期純損失（△）	△1,498,020	△2,465,300
法人税、住民税及び事業税	987	1,115
法人税等合計	987	1,115
当期純損失（△）	△1,499,008	△2,466,416

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	80,000	752,818	―	752,818
当期変動額				
新株の発行	1,812,000	1,812,000		1,812,000
減資	△1,812,000		1,812,000	1,812,000
欠損填補			△1,652,337	△1,652,337
当期純損失（△）				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	―	1,812,000	159,662	1,971,662
当期末残高	80,000	2,564,818	159,662	2,724,480

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△1,652,337	△1,652,337	△819,519	1,769,642	950,122
当期変動額					
新株の発行			3,624,000		3,624,000
減資			―		―
欠損填補	1,652,337	1,652,337	―		―
当期純損失（△）	△1,499,008	△1,499,008	△1,499,008		△1,499,008
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△697,244	△697,244
当期変動額合計	153,329	153,329	2,124,991	△697,244	1,427,747
当期末残高	△1,499,008	△1,499,008	1,305,472	1,072,397	2,377,869

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	80,000	2,564,818	159,662	2,724,480
当期変動額				
新株の発行	2,613,187	2,613,187		2,613,187
減資	△660,490	△678,856	1,339,346	660,490
欠損填補			△1,499,008	△1,499,008
当期純損失（△）				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	1,952,697	1,934,330	△159,662	1,774,668
当期末残高	2,032,697	4,499,149	―	4,499,149

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△1,499,008	△1,499,008	1,305,472	1,072,397	2,377,869
当期変動額					
新株の発行			5,226,374		5,226,374
減資			―		―
欠損填補	1,499,008	1,499,008	―		―
当期純損失（△）	△2,466,416	△2,466,416	△2,466,416		△2,466,416
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△759,500	△759,500
当期変動額合計	△967,407	△967,407	2,759,958	△759,500	2,000,458
当期末残高	△2,466,416	△2,466,416	4,065,430	312,897	4,378,327

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年 4月 1日 至　2025年 3月31日）	当事業年度 （自　2025年 4月 1日 至　2026年 3月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失（△）	△1,498,020	△2,465,300
減価償却費	191	1,223
新株予約権戻入益	△29,068	△184,820
受取利息及び受取配当金	△4	△26,770
補助金収入	△92,461	△1,020,034
株式報酬費用	31,824	302,056
為替差損益（△は益）	266	△69,363
減損損失	―	7,729
関係会社清算損	―	6,014
株式交付費	―	15,822
前渡金の増減額（△は増加）	△423,086	319,298
前払費用の増減額（△は増加）	△736	△1,465
未払金及び未払費用の増減額（△は減少）	△38,617	77,853
預り金の増減額（△は減少）	△1,504	1,776
未収消費税等の増減額（△は増加）	7,694	△26,662
未払法人税等（外形標準課税）の増減額（△は減少）	―	34,292
その他	△4,515	△50,775
小計	△2,048,038	△3,079,126
利息及び配当金の受取額	4	26,438
補助金の受取額	354,157	808,997
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△987	△5,035
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,694,864	△2,248,727
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△191	△4,024
子会社の清算による収入	―	9,442
敷金及び保証金の差入による支出	―	△6,840
敷金及び保証金の回収による収入	―	1,533
資産除去債務の履行による支出	―	△3,777
投資活動によるキャッシュ・フロー	△191	△3,667
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	2,924,000	3,777,261
新株予約権の行使による株式の発行による収入	―	556,553
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,924,000	4,333,814
現金及び現金同等物に係る換算差額	△266	69,363
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,228,678	2,150,783
現金及び現金同等物の期首残高	1,073,184	2,301,862
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,301,862	※1 4,452,646

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

預金と同様の性格を有する有価証券は移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　5～15年

工具、器具及び備品　4～10年

取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用）　5年

３．繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

１．固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
減損損失	-	7,729千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として管理会計上の区分（事業セグメント）ごとに減損の兆候の有無を判定しております。

減損の兆候があると認められる場合は、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。

会計上の見積りに用いた仮定のうち重要と判断したものは、将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画における事業収益の成長見通しであります。しかしながら、当社の創薬事業においては、研究開発費が先行するという事業の特性上、現段階では将来キャッシュ・フローの見積りに不確実性があることから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能価額をゼロとしております。なお、今後の経営環境の変化等の要因により、これらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（未適用の会計基準等）

(リースに関する会計基準等)

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年９月13日 企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年９月13日 企業会計基準委員会)等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年３月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（後発事象に関する会計基準等）

・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

(1)概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

（表示方法の変更）

（有価証券明細表）

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第３項により、記載を省略しております。

（貸借対照表関係）

※1　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	3,319千円	3,402千円

（損益計算書関係）

※1　販売費及び一般管理費のうち一般管理費に属する費用の割合は前事業年度、当事業年度ともに100%であります。

主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
役員報酬	49,320千円	78,820千円
給料手当	43,068千円	66,526千円
支払報酬料	142,980千円	69,961千円
株式報酬費用	31,824千円	302,056千円
租税公課	23,767千円	71,155千円

※2　減損損失

前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
本社（東京都港区浜松町）	事業用資産	建物	4,106
		工具、器具及び備品	3,622

当社は「創薬事業」のみの単一事業であることから、単一の資産グループとしております。

当社は事業の特性上、現段階では、将来の収入の不確実性が高いことから、当該事業に係る資産の帳簿価額の回収可能価額について使用価値をゼロとし、帳簿価額7,729千円を減損損失として計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

1　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式　（株）	140,200	－	－	140,200
A種優先株式　（株）	62,500	－	－	62,500
B種優先株式　（株）	110,903	－	－	110,903
C種優先株式　（株）	177,500	－	－	177,500
D種優先株式　（株）	669,200	－	－	669,200
E種優先株式　（株）	185,000	210,800	－	395,800
E2種優先株式　（株）	－	175,000	－	175,000
E3種優先株式　（株）	－	374,000	－	374,000
計	1,345,303	759,800	－	2,105,103

（変動事由の概要）

E種優先株式の増加210,800株は有償第三者割当によるものであります。

E2種優先株式の増加175,000株は新株予約権の行使によるものであります。

E3種優先株式の増加374,000株は有償第三者割当によるものであります。

2　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3　新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第2回新株予約権（2016年1月28日発行）	B種優先株式	17,000	―	―	17,000	―
第1回E2種新株予約権（2022年11月18日発行）	E2種優先株式	375,000	―	175,000	200,000	800,000
第1回E種新株予約権（2023年9月22日発行）	普通株式（注1）	―	120,000	―	120,000	―
第8回新株予約権（2025年1月22日発行）	普通株式	―	42,160	―	42,160	―
ストックオプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	272,397
合計		392,000	162,160	175,000	379,160	1,072,397

（注）1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数は以下のとおりであります。
2024年6月30日までに次回投資ラウンド（当会社が割当日以降に資金調達を目的として行う（一連の）株式及び新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行（当該発行（但し、本新株予約権を含む新株予約権の転換による発行を除く。）における発行価額の総額の合計額が20億円以上のものに限る。）をいう。）が実行されなかったため、新株予約権1個につき、当会社普通株式2株となり、120,000株となりました。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要
第1回E2種新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。
第8回新株予約権の増加は、発行によるものであります。

4　配当に関する事項
該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

1　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式　（株）	140,200	17,842,945	―	17,983,145
A種優先株式　（株）	62,500	―	62,500	―
B種優先株式　（株）	110,903	17,000	127,903	―
C種優先株式　（株）	177,500	―	177,500	―
D種優先株式　（株）	669,200	―	669,200	―
E種優先株式　（株）	395,800	82,000	477,800	―
E2種優先株式　（株）	175,000	200,000	375,000	―
E3種優先株式　（株）	374,000	68,000	442,000	―
F種優先株式　（株）	―	76,360	76,360	―
計	2,105,103	18,286,305	2,408,263	17,983,145

（変動事由の概要）
普通株式の増加2,575,562株は種類株式からの転換によるものであります。
普通株式の増加3,240,000株は新規株式公開による新株の発行によるものであります。
普通株式の増加355,695株は新株予約権の行使によるものであります。

普通株式の増加11,671,688株は株式分割によるものであります。
種類株式の増加226,360株は有償第三者割当増資によるものであります。
E種類株式　82,000株

E3種類株式　68,000株
F種類株式　76,360株

種類株式の増加217,000株は新株予約権の行使によるものであります。

B種類株式　17,000株
E2種類株式　200,000株

種類株式の減少2,408,263株は、取得条項の行使によるものが2,084,063株、取得請求権の行使によるものが324,200株であり、いずれも自己株式として取得し、消却を行ったことによるものであります。

２　自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式　（株）	―	―	―	―
A種優先株式　（株）	―	62,500	62,500	―
B種優先株式　（株）	―	127,903	127,903	―
C種優先株式　（株）	―	177,500	177,500	―
D種優先株式　（株）	―	669,200	669,200	―
E種優先株式　（株）	―	477,800	477,800	―
E2種優先株式　（株）	―	375,000	375,000	―
E3種優先株式　（株）	―	442,000	442,000	―
F種優先株式　（株）	―	76,360	76,360	―
合計	―	2,408,263	2,408,263	―

（変動事由の概要）

自己株式の増加2,408,263株は種類株式から普通株式へ転換したことに伴う取得によるものであります。

自己株式の減少2,408,263株は消却によるものであります。

3　新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第2回新株予約権（2016年1月28日発行）	B種優先株式	17,000	―	17,000	―	―
第1回E2種新株予約権（2022年11月18日発行）	E2種優先株式	200,000	―	200,000	―	―
第1回E種新株予約権（2023年9月22日発行）	普通株式	120,000	―	120,000	―	―
第8回新株予約権（2025年1月22日発行）	普通株式	42,160	―	42,160	―	―
第11回新株予約権（2025年4月18日発行）	普通株式	―	40,000	40,000	―	―
ストックオプションとしての新株予約権	―	―	―	―	―	312,897
合計		379,160	40,000	419,160	―	312,897

（注）目的となる株式の数の変動事由の概要

新株予約権の増加は、新規発行によるものであります。

新株予約権の減少は、何れも権利行使によるものであります。

4　配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※1　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
現金及び預金	2,301,862千円	4,451,544千円
有価証券(外貨建てMMF)	―千円	1,101千円
現金及び現金同等物	2,301,862千円	4,452,646千円

2　重要な非資金取引の内容

（新株予約権に関するもの）

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
新株予約権の行使による資本金増加額	350,000千円	438,368千円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	350,000千円	438,368千円

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
1年内	294千円	18,755千円
1年超	98千円	3,109千円
合計	392千円	21,864千円

（金融商品関係）

1　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は創薬事業に係る研究開発計画（原薬製造計画を含む）に照らして、必要な資金を調達（主に新株発行による資金調達）しております。また、一時的な余資は決済用普通預金口座に預け入れております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券は、外貨建てMMFであります。これらは安全性及び流動性の高い金融資産でありますが、外貨建てMMFは為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払費用は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。また、一部の外貨建てのものについては為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

当社は一時的な余資を決済用普通預金口座に預け入れることで、市場リスクを回避しております。また、外貨建て債務の為替変動リスクについて、為替相場の状況を継続的に把握しております。有価証券は、外貨建てMMFであり、為替変動による影響を定期的にモニタリングしております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2　金融商品の時価等に関する事項

(1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、これ以外の金融商品についても短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
関係会社株式	14,958	―

(2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	2,301,862	―	―	―
未収還付消費税等	16,178	―	―	―
合計	2,318,041	―	―	―

当事業年度（2026年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	4,451,544	―	―	―
未収還付消費税等	42,840	―	―	―
未収還付法人税等	4,048	―	―	―
合計	4,498,434	―	―	―

（有価証券関係）

その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	―	―	―
	(2) 債券	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	―	―	―
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	―	―	―
	(2) 債券	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	―	―	―
合計		―	―	―

当事業年度（2026年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	―	―	―
	(2) 債券	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	―	―	―
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	―	―	―
	(2) 債券	―	―	―
	(3) その他	1,101	1,101	―
	小計	1,101	1,101	―
合計		1,101	1,101	―

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
販売費及び一般管理費（株式報酬費用）	31,824	302,056

２．権利不行使による失効により利益として計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
新株予約権戻入益	29,068	184,820

３．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（注）1	当社取締役　4名 当社監査役　1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1、2	普通株式　125,000株
付与日	2016年12月31日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2019年1月1日～2026年5月25日

	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（注）1	当社取締役　3名 当社監査役　1名 当社従業員　2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1、2	普通株式　52,500株
付与日	2018年6月25日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2020年6月12日～2028年1月31日

	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（注）1	当社取締役　4名 当社監査役　2名 当社従業員　6名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1、2	普通株式　150,000株
付与日	2019年7月26日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2021年7月26日～2029年5月31日

	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（注）1	当社取締役　3名 当社監査役　3名 当社従業員　17名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1、2	普通株式　382,500株
付与日	2021年9月14日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2023年8月28日～2031年8月27日

	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（注）1	当社取締役（監査等委員であるものを除く）　2名 当社監査等委員である取締役　3名 当社従業員　17名 当社顧問　2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1、2	普通株式　539,500株
付与日	2023年11月29日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2023年11月29日～2033年11月28日

	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（注）1	当社従業員　　3名 当社派遣社員　1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1、2	普通株式　65,000株
付与日	2025年2月26日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2025年2月26日～2035年2月25日

	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（注）1	当社取締役（監査等委員であるものを除く）　　3名 当社監査等委員である取締役　　3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1、2	普通株式　573,000株
付与日	2025年4月2日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2025年4月2日～2035年4月1日

	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（注）1	当社従業員　　4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1、2	普通株式　75,000株
付与日	2025年7月1日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2025年7月1日～2035年6月30日

	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（注）1	社外協力者　　1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1、2	普通株式　20,000株
付与日	2025年7月1日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2025年7月1日～2035年6月30日

	第14回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（注）1	社外協力者　　1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1、2	普通株式　20,000株
付与日	2025年7月1日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2025年7月1日～2035年6月30日

	第9-2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（注）1	当社従業員　　1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1、2	普通株式　30,000株
付与日	2025年11月14日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2025年11月14日～2035年2月25日

	第12-2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（注）1	当社従業員　　1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1、2	普通株式　20,000株
付与日	2025年11月14日
権利確定条件	「第４　提出会社の状況　１株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2025年11月14日～2035年6月30日

（注）1. 付与時点の情報を記載しております。
2. 株式数に換算して記載しております。なお、2026年1月29日付株式分割（普通株式1株につき5株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前　（株）		
前事業年度末	―	22,500
付与	―	―
失効	―	―
権利確定	―	△22,500
未確定残	―	―
権利確定後　（株）		
前事業年度末	90,000	―
権利確定	―	22,500
権利行使	―	―
失効	―	△2,500
未行使残	90,000	20,000

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前　（株）		
前事業年度末	88,750	224,500
付与	―	―
失効	△50,000	△103,000
権利確定	△38,750	△121,500
未確定残	―	―
権利確定後　（株）		
前事業年度末	―	―
権利確定	38,750	121,500
権利行使	―	―
失効	△12,500	△74,000
未行使残	26,250	47,500

	第7回新株予約権	第9回新株予約権
権利確定前　（株）		
前事業年度末	481,340	65,000
付与	―	―
失効	△161,625	△12,500
権利確定	△189,910	△2,500
未確定残	129,805	50,000
権利確定後　（株）		
前事業年度末	―	―
権利確定	189,910	2,500
権利行使	△153,535	―
失効	―	―
未行使残	36,375	2,500

	第10回新株予約権	第12回新株予約権
権利確定前　（株）		
前事業年度末	―	―
付与	573,000	75,000
失効	△200,000	―
権利確定	―	―
未確定残	373,000	75,000
権利確定後　（株）		
前事業年度末	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
未行使残	―	―

	第13回新株予約権	第14回新株予約権
権利確定前　（株）		
前事業年度末	―	―
付与	20,000	20,000
失効	―	―
権利確定	△7,510	△6,015
未確定残	12,490	13,985
権利確定後　（株）		
前事業年度末	―	―
権利確定	7,510	6,015
権利行使	―	―
失効	―	―
未行使残	7,510	6,015

	第9-2回新株予約権	第12-2回新株予約権
権利確定前　（株）		
前事業年度末	―	―
付与	30,000	20,000
失効	―	―
権利確定	―	―
未確定残	30,000	20,000
権利確定後　（株）		
前事業年度末	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
未行使残	―	―

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2026年1月29日付株式分割（普通株式1株につき5株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格　（円）	600	530
行使時平均株価　（円）	―	―
付与日における公正な評価単価　（円）	―	―

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格　（円）	562	629
行使時平均株価　（円）	―	―
付与日における公正な評価単価　（円）	―	―

	第7回新株予約権	第9回新株予約権
権利行使価格　（円）	1	1
行使時平均株価　（円）	729	―
付与日における公正な評価単価　（円）	499	489

	第10回新株予約権	第12回新株予約権
権利行使価格　（円）	1	1
行使時平均株価　（円）	―	―
付与日における公正な評価単価　（円）	489	130

	第13回新株予約権	第14回新株予約権
権利行使価格　（円）	1	1
行使時平均株価　（円）	―	―
付与日における公正な評価単価　（円）	130	130

	第9-2回新株予約権	第12-2回新株予約権
権利行使価格　（円）	1	1
行使時平均株価　（円）	―	―
付与日における公正な評価単価　（円）	130	130

（注）2026年1月29日付株式分割（普通株式1株につき5株）による分割後の価格に換算して記載しております。

４．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は非公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、第3回、第4回、第5回及び第6回は利益還元法、第7回、第9回、第10回、第12回、第13回、第14回、第9-2回及び第12-2回は税法基準による純資産方式に基づき算定しております。

５．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

６．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	575,586千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	111,773千円

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注）2	2,479,277千円	2,937,126千円
減価償却超過額	3,243 〃	1,696 〃
資産除去債務	1,275 〃	1,562 〃
未確定債務	2,086 〃	16 〃
株式報酬費用	95,066 〃	98,622 〃
繰延税金資産小計	2,580,951千円	3,039,024千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）2	△2,479,277 〃	△2,937,126 〃
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△101,673 〃	△101,897 〃
評価性引当額小計（注）1	△2,580,951 〃	△3,039,024 〃
繰延税金資産合計	－千円	－千円
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	－千円	－千円
繰延税金資産純額	－千円	－千円

（注）1. 評価性引当額の変動の主な要因は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2025年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※）	37,246	52,407	138,786	166,830	319,962	1,764,045	2,479,277 千円
評価性引当額	△37,246	△52,407	△138,786	△166,830	△319,962	△1,764,045	△2,479,277 〃
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－ 〃

（※） 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2026年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※）	47,329	125,341	150,668	288,965	347,203	1,977,618	2,937,126 千円
評価性引当額	△47,329	△125,341	△150,668	△288,965	△347,203	△1,977,618	△2,937,126 〃
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－ 〃

（※） 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社の繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は、神奈川県から東京都へ本社を移転したことに伴う税率変更および資本金の増加により外形標準課税が適用されることになりました。そのため法定実効税率を34.9%から31.5%に変更し計算しております。この税率変更による影響はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は0.0784%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,737千円
時の経過による調整額	3千円
期末残高	3,741千円

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から2年と見積り、割引率は0.728%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,741千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,927千円
時の経過による調整額	29千円
資産除去債務の履行による減少額	△3,741千円
期末残高	4,957千円

（収益認識関係）

前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

該当事項はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

該当事項はありません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

該当事項はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

該当事項はありません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は創薬事業の単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　2024年4月１日　至　2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

該当事項はありません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年4月１日　至　2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

該当事項はありません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自　2024年4月１日　至　2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年4月１日　至　2026年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自　2024年4月１日　至　2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年4月１日　至　2026年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自　2024年4月１日　至　2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年4月１日　至　2026年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

1.財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合	東京都港区	―	投資ファンド	（被所有）直接10.3	株主	新株予約権行使（注）	83,000	―	―

（注）新株予約権の行使は、2024年12月24日に発行決議を行った第8回新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

2.財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	藤本　裕	―	―	当社取締役	（被所有）直接2.8	―	第三者割当増資（注）	50,000	―	―

（注）当社が行った第三者割当増資をE3種優先株式1株につき5,000円で引受けたものであります。なお、第三者割当増資の発行価額は、第三者機関が算定した価格に基づき決定しております。

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
1株当たり純資産額	△734円62銭	226円07銭
1株当たり当期純損失（△）	△184円05銭	△195円08銭

（注）1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 当社は、2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

3. 1株当たり当期純損失（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
当期純損失（△）（千円）	△1,499,008	△2,466,416
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純損失（△）（千円）	△1,499,008	△2,466,416
普通株式の期中平均株式数（株） （うち普通株式（株）） （うちA種優先株式（株）） （うちB種優先株式（株）） （うちC種優先株式（株）） （うちD種優先株式（株）） （うちE種優先株式（株）） （うちE2種優先株式（株）） （うちE3種優先株式（株））	8,144,805 （701,000） （312,500） （554,515） （887,500） （3,346,000） （1,124,250） （142,465） （1,076,575）	12,642,968 （12,642,968） （-） （-） （-） （-） （-） （-） （-）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権10種類（新株予約権の数292,578個） なお、新株予約権の概要は「第4　提出会社の状況　1　株式等の状況　（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権12種類（新株予約権の数188,086個） なお、新株予約権の概要は「第4　提出会社の状況　1　株式等の状況　（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

（資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分）

当社は、2026年5月22日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の第21回定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の目的

欠損金の補填により財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の機動性と柔軟性を確保する目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補に充当するものであります。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

(1)減少する資本金及び資本準備金の額

資本金　　1,952,697千円

資本準備金　　513,718千円

(2)資本金及び資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補に充当いたします。

(1)減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金　2,466,416千円

(2)増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　2,466,416千円

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

(1)取締役会決議	2026年5月24日
(2)株主総会決議	2026年6月26日（予定）
(3)債権者異議申述公告日	2026年6月29日（予定）
(4)債権者異議申述最終日	2026年7月29日（予定）
(5)効力発生日	2026年8月11日（予定）

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	－	－	－	821	821	821	－
工具、器具及び備品	－	－	－	2,581	2,581	402	－
有形固定資産計	－	－	－	3,402	3,402	1,223	－
無形固定資産							
ソフトウエア	－	－	－	98	98	－	－
無形固定資産計	－	－	－	98	98	－	－

（注）　有形固定資産及び無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

（２）【主な資産及び負債の内容】

①　現金及び預金

区分	金額（千円）
預金	
普通預金	1,451,544
定期預金	3,000,000
計	4,451,544
合計	4,451,544

②　未払金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
Syneos Health, LLC	138,484
スペラファーマ（株）	39,249
国立大学法人大阪大学	26,915
WuXi AppTec (HongKong) Limited	23,891
Uniphar Development LLC	5,410
その他	22,066
合計	256,017

（３）【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
事業収益（千円）	―	―
税引前中間（当期）純損失（△）（千円）	△1,428,486	△2,465,300
中間（当期）純損失（△）（千円）	△1,428,924	△2,466,416
1株当たり中間（当期）純損失（△）（円）	△123.22	△195.08

（注）1. 当社は、2026年3月25日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしましたので、中間会計期間に係る半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間に係る中間財務諸表について、監査法人銀河により期中レビューを受けております。

2. 当社は、2026年1月29日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間（当期）純損失を算定しております。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	―
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 （公告掲載URL　https://www.j-pharma.com/）
株主に対する特典	なし

（注）当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3)株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
2026年2月19日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書
2026年3月5日及び2026年3月13日関東財務局長に提出。
2026年2月19日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 臨時報告書
2026年3月25日　　関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2026年4月8日　　関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

2026年5月14日　　関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年６月24日

ジェイファーマ株式会社
　取締役会　御中

監査法人　銀河
東京事務所

代表社員
業務執行社員　公認会計士　吉村　史明

業務執行社員　公認会計士　四ツ橋　学

＜財務諸表監査＞
監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているジェイファーマ株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイファーマ株式会社の2026年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項
　監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

研究開発費の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、SLCトランスポーターに特化した医薬品開発を目的に設立されたバイオベンチャーであり、非臨床試験や臨床試験、製造法開発にかかる多くの研究開発活動を開発業務受託機関や製造受託機関に委託している。 会社は、当事業年度において3,015,035千円の研究開発費を計上し、その金額は事業費用の81.3%を占めている。 これらの外部機関への業務委託については個々の契約金額の規模が大きく、かつ、契約ごとに費用発生の態様が異なる委託内容が含まれており、これらを研究開発費として正確に会計処理を行うには、個々の契約の実態に応じて期間帰属を決定することが求められる。 以上のことから、研究開発費の期間帰属の適切性が財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、研究開発費の期間帰属の適切性を確かめるため、主として以下の監査手続を実施した。 （1）内部統制の評価 ・ 研究開発費に係るプロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に研究開発費の期間帰属の適切性に対応するための統制に焦点を当てた。 （2）実証手続の実施 ・ 契約内容及び契約条件を把握するため、契約書を閲覧し、経営管理者への質問を行った。 ・ 計上された研究開発費のうち金額的重要性のある内容について契約書等の根拠資料との照合を行い、計上額及び計上時期の適切性を検証した。 ・ 研究開発に係る前渡金残高のうち金額的重要性のある内容について契約書等の根拠資料と照合した。 ・ 当事業年度末日を基準日として、主要な研究開発業務委託先に対して債務残高の残高確認を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻　害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(３)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。